# ○厚生労働省告示第七十三号

介 護 保 険 法 伞 成 九 年 法律 第百二十三号) 0 規 定に基づき、 指定居宅 ーサー ピ ス 12 要する費用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 

算 定 に . 関 す Ś 基準 等  $\mathcal{O}$ 部を改正する告示を次 のように定め る。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

指 定 居 宅 サ ピ ス に · 要 つする。 費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 する 基 準 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 告示

指 定居宅 サ ĺ ピ ス に 要する費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 す る 基 準  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 条 指定 居宅 サ ] F, ス に 要す ^る費用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定に 関する基 準 (平成十二年厚生省告示第十九号)

の一部を次の表のように改正する。

改正後

改 正 前

別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表

- 1 訪問介護費
- イ 身体介護が中心である場合
  - (1) 所要時間20分未満の場合

167単位

(2) 所要時間20分以上30分未満の場合

250単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

396単位

- (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>579単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>84単位</u>を加算した単位数
- ロ 生活援助が中心である場合
- (1) 所要時間20分以上45分未満の場合

183単位

(2) 所要時間45分以上の場合

225単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

99単位

注1 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員 、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。 以下「指定居宅サービス基準」という。)第5条第1項に 規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の訪問 介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める 者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣 が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。注9に おいて「居宅介護従業者基準」という。)第1条第3号、 第8号及び第13号に規定する者を除く。)が指定訪問介護 (指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護を

別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表

- 1 訪問介護費
- イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間20分未満の場合

166単位

(2) 所要時間20分以上30分未満の場合

249単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

395単位 ま聞 1 時間か

- (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数
- ロ 生活援助が中心である場合
- (1) 所要時間20分以上45分未満の場合

182単位

(2) 所要時間45分以上の場合

224単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

98単位

注1 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員 、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。 以下「指定居宅サービス基準」という。)第5条第1項に 規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の訪問 介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412 号)第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める 者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣 が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。注10に おいて「居宅介護従業者基準」という。)第1条第3号、 第8号及び第13号に規定する者を除く。)が指定訪問介護 (指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護を いう。以下同じ。)を行う場合にあっては、65歳に達した 日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業 を行う事業者が指定居宅介護(障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平 成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービ ス等基準」という。)第4条第1項に規定する指定居宅介 護をいう。) 又は重度訪問介護 (障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号) 第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注9 において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第29 条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注9に おいて同じ。)の事業を行う事業所において、指定居宅介 護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用し ていた者に限る。) に対して、指定訪問介護を行った場合 に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サ ービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。 以下同じ。) に位置付けられた内容の指定訪問介護を行う のに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### $2 \sim 4$ (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合 (イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位(201単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

(削る)

いう。以下同じ。)を行う場合にあっては、65歳に達した 日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業 を行う事業者が指定居宅介護(障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平 成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービ ス等基準」という。) 第4条第1項に規定する指定居宅介 護をいう。) 又は重度訪問介護 (障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号) 第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注10 において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第29 条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注10に おいて同じ。)の事業を行う事業所において、指定居宅介 護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用し ていた者に限る。) に対して、指定訪問介護を行った場合 に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サ ービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。 以下同じ。) に位置付けられた内容の指定訪問介護を行う のに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

#### $2 \sim 4$ (略)

- 5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合 (イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。) は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに66単位 (198単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。
- 6 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(指定居 宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう 。以下同じ。)を配置している指定訪問介護事業所におい て、指定訪問介護を行った場合は、平成31年3月31日まで

<u>6</u>・<u>7</u> (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、特定事業所加算(V)を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 特定事業所加算(V) 所定単位数の100分の3に相当する単位数

 $9 \sim 13$  (略)

14 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

<u>15</u> (略)

ニ・ホ (略)

へ 認知症専門ケア加算

<u>の間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定す</u>る。

<u>7 ・8</u> (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)~(4) (略) (新設)

 $10 \sim 14$  (略)

15 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

<u>16</u> (略) ニ・ホ (略)

(新設

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に 厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行っ た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲 げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの 加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加 算は算定しない。
  - (1) 認知症専門ケア加算(1)

3 単位

(2) 認知症専門ケア加算(I)

4 単位

- 上 介護職員処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月</u> 31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>へ</u>までにより算定した 単位数の1000分の137に相当する単位数
    - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>へ</u>までにより算定した 単位数の1000分の100に相当する単位数
    - (3) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>へ</u>までにより算定した 単位数の1000分の55に相当する単位数 (削る)

(削る)

- <u>チ</u> 介護職員等特定処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届

## へ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月 31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定 める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ホ</u>までにより算定した 単位数の1000分の137に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ホ</u>までにより算定した 単位数の1000分の100に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ホ</u>までにより算定した 単位数の1000分の55に相当する単位数
  - (4) <u>介護職員処遇改善加算(W)</u> (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
  - (5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数
- 上 介護職員等特定処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届

け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護 を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる 単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>へ</u>までにより算 定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>へ</u>までにより算 定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- 2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費

1,260単位

注1・2 (略)

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4~8 (略)

口 初回加算

200単位

注 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

# ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、 別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次 に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれ かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)

3 単位

け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護 を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる 単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>ホ</u>までにより算 定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>ホ</u>までにより算 定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- 2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費

1,256単位

注1 • 2 (略)

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4~8 (略)

(新設)

(新設)

(2) 認知症専門ケア加算(I)

4 単位

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者 に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げ <u>る区分に従い、1回につき次に掲げる</u>所定単位数を加算する 。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

44単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

36単位

(3) サービス提供体制強化加算(11)

12単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入 浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和</u> 6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加 算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している 場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イ<u>から二まで</u>により算定した 単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イ<u>から二まで</u>により算定した 単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イ<u>からニまで</u>により算定した 単位数の1000分の23に相当する単位数 (削る)

(削る)

ロ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者 に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定 単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算 定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定 しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

36単位 24単位

(<u>2</u>) サービス提供体制強化加算(I)ロ (新設)

ハ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入 浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>平成</u> 33年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働 大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位 数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定し ている場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イ<u>及び口</u>により算定した単位 数の1000分の58に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イ<u>及び口</u>により算定した単位 数の1000分の42に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(III) イ<u>及び口</u>により算定した単位 数の1000分の23に相当する単位数
  - (4) <u>介護職員処遇改善加算(W)</u> (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
  - (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

- 7 -

## 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問 入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次 に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからニまでにより算 定した単位数の1000分の21に相当する単位数
  - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算 定した単位数の1000分の15に相当する単位数

#### 3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合

313単位

(2) 所要時間30分未満の場合

470単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

821単位

- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,125単位
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき) 293単位
- ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合

265単位

(2) 所要時間30分未満の場合

398単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

573単位

(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 842単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指 定訪問看護を行う場合 2,954単位

注 1 ~ 15 (略)

ニ~へ (略)

ト 看護体制強化加算

注 イ及び口について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合

# 二 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問 入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次 に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及び口により算定し た単位数の1000分の21に相当する単位数
  - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及び口により算定し た単位数の1000分の15に相当する単位数

#### 3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合

312単位

(2) 所要時間30分未満の場合

469単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

819単位

(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,122単位

(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 297単位 (1回につき)

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合

264単位

(2) 所要時間30分未満の場合

397単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

571単位

(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

839単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指 定訪問看護を行う場合 2,945単位

注 1~15 (略)

ニ~へ (略)

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合

しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 看護体制強化加算(1)

550単位

(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)

200単位

#### チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対 し、指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に <u>従い</u>、イ及び口については1回につき、ハについては1月に つき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げ るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。

(1) イ又は口を算定している場合

<u>サービス提供体制強化加算(I)</u>

6 単位

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

3 単位

(2) ハを算定している場合

<u>サービス提供体制強化加算(I)</u>

<u>50単位</u>

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

25単位

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費(1回につき)

307単位

注1~5 (略)

6 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態 の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した 病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所 した日(以下「退院(所)日」という。)又は法第19条第 1項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。 )の効力が生じた日(当該利用者が新たに要介護認定を受 しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 看護体制強化加算(1)

600単位

(2) 看護体制強化加算(II)

300単位

#### チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対 し、指定訪問看護を行った場合は、イ及びロについては1回 につき<u>6単位を</u>、ハについては1月につき<u>50単位を</u>所定単位 数に加算する。

(新設)

(新設)

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費(1回につき)

292単位

注 1 ~ 5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日(以下「退院(所)日」という。)又は法第

けた者である場合に限る。以下「認定日」という。)から 起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的 に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算と して、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事 業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他 の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を 管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算と して、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。
- (1) リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 180単位
- (2) リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ
- (3) リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 450単位 483単位
- (4) リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ

8 • 9 (略)

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問 リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の 医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハ ビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定 単位数から減算する。
- 口 移行支援加算

17単位

213単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして

19条第1項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」と いう。)の効力が生じた日(当該利用者が新たに要介護認 定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。 )から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを 集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施 加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事 業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他 の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を 管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算と して、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーション マネジメント加算(例)については3月に1回を限度として算 定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい る場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

イ リハビリテーションマネジメント加算(I)

230単位 280単位

ロ リハビリテーションマネジメント加算(II) ハ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)

320単位 420単位

ニ リハビリテーションマネジメント加算(W)

8 · 9 (略)

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問 リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の 医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハ ビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定 単位数から減算する。
- 口 社会参加支援加算

17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして

都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

## ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所 が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場 合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる 所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

3 単位

- 5 居宅療養管理指導費
- イ 医師が行う場合
  - (1) 居宅療養管理指導費(I)

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

486単位

□ □及び□以外の場合

445単位

- (2) 居宅療養管理指導費(I)
  - 一 単一建物居住者1人に対して行う場合 298単位
  - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

286単位

□ □及び□以外の場合

259単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第 都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算

6 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所 が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場 合は、1回につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

- 5 居宅療養管理指導費
  - イ 医師が行う場合
    - (1) 居宅療養管理指導費(1)

→ 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

485単位

□ □及び□以外の場合

444単位

- (2) 居宅療養管理指導費(II)
- 単一建物居住者1人に対して行う場合295単位
- □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

285単位

□ →及び□以外の場合

261単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第 1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。)の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問療、往診又は指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

 $2 \sim 5$  (略)

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

486単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

440単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 居宅療養管理指導事業所<u>(指定居宅サービス基準第85条第</u> 1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう <u>。以下この注から注4までにおいて同じ。)</u>の歯科医師が 、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯 科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サー ビス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその 家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介 護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建 物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち 、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月  $2 \sim 5$  (略)

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

485単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

444単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅 を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づ き、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に 必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅 サービスを利用する上での留意点、介護方法等につい 指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用 者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養 管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は 指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数 に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

 $2 \sim 4$  (略)

- ハ 薬剤師が行う場合
  - (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 565単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

416単位

□ □及び□以外の場合

379単位

- (2) 薬局の薬剤師が行う場合
  - → 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位
  - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

378単位

□ □及び□以外の場合

341単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第 1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下 この注及び注4から注6までにおいて同じ。)の薬剤師が 、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあっては、医 師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬 学的管理指導計画)に基づき、当該利用者を訪問し、薬学 的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービ ス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建 物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち 、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に 指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数 に従い、1月に2回(薬局の薬剤師にあっては、4回)を 限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤 師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当 該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、

 $2 \sim 4$  (略)

- ハ 薬剤師が行う場合
- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

415単位

□ □及び□以外の場合

379単位

- (2) 薬局の薬剤師が行う場合
  - → 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
  - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

377単位

□ □及び□以外の場合

345単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必ず情報提供を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅費指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回(薬局の薬剤師にあっては、4回)を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、4回)を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、月に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

- 2 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。
- 3 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない
- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。
- 6 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の

(新設)

- 2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の

100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

- ニ 管理栄養士が行う場合
- (1) 居宅療養管理指導費(I)

→ 単一建物居住者1人に対して行う場合 544単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

<del>2日</del> 486単位

三 一及び口以外の場合

443単位

- (2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)
  - → 単一建物居住者1人に対して行う場合 524単位
  - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

466単位

旦 一及び口以外の場合

423単位

(削る)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対し て、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指 定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条 第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をい う。以下この注から注4までにおいて同じ。)の管理栄養 士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する 指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管 理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(指定施設サ ービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年 厚生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単 位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」 という。)の介護福祉施設サービスのへ、介護保健施設サ ービスのト若しくは介護医療院サービスのヌに規定する厚 生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超え て管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1 名以上配置しているものに限る。) 又は栄養士会が運営す

100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- ニ 管理栄養士が行う場合
  - (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

539単位

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

485単位

(新設)

(新設)

(新設)

(3) (1)及び(2)以外の場合

444単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

る栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$  (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

361単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

325単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

294単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$  (略)

(削る)

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$  (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

356単位

(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合

324単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

296単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$  (略

へ 看護職員が行う場合

通所介護費 イ 通常規模型通所介護費 (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合

402単位

- 同一建物居住者に対して行う場合
- 362単位 注1 (1)については在宅の利用者(当該利用者と同一建物に居 住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の 看護職員が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当 該利用者(以下この注1において「同一建物居住者」とい う。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、(2) については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。) って通院が困難なものに対して、医師が看護職員による居 宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定居宅療養 管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上 の相談及び支援を行い、介護支援専門員に対する居宅サー ビス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、要介 護認定(法第28条第2項に規定する要介護認定の更新又は 法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を 含む。)に伴い作成された居宅サービス計画に基づく指定 居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービ スをいう。)の提供を開始した日から起算して6月の間に 2回を限度として算定する。ただし、准看護師が指定居宅 療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に 相当する単位数を算定する。
  - 2 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪 問診療を受けている場合又は利用者が訪問看護、訪問リハ ビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護、定期巡回 · 随時対応型訪問介護 看護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定 施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、算定 しない。
- 通所介護費
  - 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(→) 要介護 1	368単位	(→) 要介護 1	364単位
二 要介護 2	421単位	二 要介護 2	417単位
三 要介護 3	477単位	三 要介護 3	472単位
四 要介護 4	530単位	四 要介護 4	525単位
田 要介護 5	585単位	田 要介護 5	579単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(→) 要介護 1	386単位	<ul><li>(→) 要介護 1</li></ul>	382単位
二 要介護 2	442単位	二 要介護 2	438単位
三 要介護 3	500単位	三 要介護 3	495単位
四 要介護 4	557単位	四 要介護 4	551単位
五 要介護 5	614単位	田 要介護 5	608単位
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
⊖ 要介護 1	567単位	⊝ 要介護 1	561単位
二 要介護 2	670単位	□ 要介護 2	663単位
三 要介護 3	773単位	三 要介護 3	765単位
四 要介護 4	876単位	四 要介護 4	867単位
田 要介護 5	979単位	田 要介護 5	969単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
→ 要介護 1	581単位	<ul><li>→ 要介護 1</li></ul>	575単位
二 要介護 2	686単位	二 要介護 2	679単位
三 要介護 3	792単位	三 要介護 3	784単位
四 要介護 4	897単位	四 要介護 4	888単位
田 要介護 5	1,003単位	田 要介護 5	993単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
→ 要介護 1	655単位	→ 要介護 1	648単位
□ 要介護 2	773単位	□ 要介護 2	765単位
三 要介護 3	896単位	三 要介護 3	887単位
•	1,018単位	四 要介護 4	1,008単位
·	1,142単位	田 要介護 5	1,130単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	ļ	(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	

→ 要介護 1	666単位	(→) 要介護 1	659単位
□ 要介護 2	787単位	二 要介護 2	779単位
三 要介護 3	911単位	三 要介護 3	902単位
四 要介護 4	1,036単位	四 要介護 4	1,026単位
田 要介護 5	1,162単位	(五) 要介護 5	1,150単位
口 大規模型通所介護費(I)		口 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
→ 要介護 1	356単位	⊖ 要介護 1	352単位
□ 要介護 2	407単位	□ 要介護 2	403単位
三 要介護 3	<u>460単位</u>	三 要介護 3	455単位
四 要介護 4	511単位	四 要介護 4	506単位
五 要介護 5	565単位	田 要介護 5	559単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
→ 要介護 1	374単位	⊖ 要介護 1	370単位
二 要介護 2	428単位	二 要介護 2	424単位
三 要介護 3	484単位	三 要介護 3	479単位
四 要介護 4	538単位	四 要介護 4	533単位
田 要介護 5	594単位	(五) 要介護 5	588単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
→ 要介護 1	<u>541単位</u>	→ 要介護 1	536単位
□ 要介護 2	<u>640単位</u>	□ 要介護 2	634単位
三 要介護 3	739単位	三 要介護 3	732単位
四 要介護 4	836単位	四 要介護 4	828単位
田 要介護 5	935単位	面 要介護 5	926単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
→ 要介護 1	<u>561単位</u>	⊖ 要介護 1	555単位
□ 要介護 2	<u>664単位</u>	□ 要介護 2	657単位
三 要介護 3	766単位	三 要介護 3	758単位
四 要介護 4	867単位	四 要介護 4	858単位
毎 要介護 5	969単位	田 要介護 5	959単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	

│	626単位	(→) 要介護 1	620単位
二 要介護 2	740単位	二 要介護 2	733単位
三 要介護 3	857単位	三 要介護 3	848単位
四 要介護 4	975単位	四 要介護 4	965単位
国 要介護 5	1, 092単位	面 要介護 5	1,081単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(→) 要介護 1	644単位	⊖ 要介護 1	637単位
□ 要介護 2	761単位	二 要介護 2	753単位
三 要介護 3	881単位	⑤ 要介護 3	872単位
四 要介護 4	1,002単位	四 要介護 4	992単位
(五) 要介護 5	1,122単位	(五) 要介護 5	1,111単位
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)		ハ 大規模型通所介護費(II)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
⊖ 要介護 1	343単位	(→) 要介護 1	340単位
二 要介護 2	<u>393単位</u>	二 要介護 2	389単位
三 要介護 3	<u>444単位</u>	三 要介護 3	<u>440単位</u>
四 要介護 4	<u>493単位</u>	四 要介護 4	<u>488単位</u>
田 要介護 5	546単位	(五) 要介護 5	540単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		② 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
→ 要介護 1	360単位	一 要介護 1	356単位
□ 要介護 2	<u>412単位</u>	□ 要介護 2	<u>408単位</u>
三 要介護 3	<u>466単位</u>	三 要介護 3	<u>461単位</u>
四 要介護 4	<u>518単位</u>	四 要介護 4	513単位
(五) 要介護 5	<u>572単位</u>	田 要介護 5	566単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
→ 要介護 1	<u>522単位</u>	→ 要介護 1	517単位
□ 要介護 2	<u>617単位</u>	□ 要介護 2	611単位
三 要介護 3	712単位	三 要介護 3	705単位
四 要介護 4	808単位	四 要介護 4	800単位
田 要介護 5	903単位	田 要介護 5	894単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	

	()	要介護 1	540単位
	()	要介護 2	638単位
	$(\equiv)$	要介護 3	736単位
	<u>(III)</u>	要介護 4	835単位
	( <u>H</u> )	要介護 5	934単位
(	(5) 所	要時間7時間以上8時間未満の場合	
	$(\longrightarrow)$	要介護 1	604単位
	()	要介護 2	713単位
	$(\equiv)$	要介護3	826単位
	( <u>IU</u> )	要介護 4	941単位
	( <u>F</u> )	要介護 5	1,054単位
(	6) 所	要時間8時間以上9時間未満の場合	
	$(\longrightarrow)$	要介護 1	620単位
	$(\underline{})$	要介護 2	733単位
	$(\equiv)$	要介護3	848単位
	(四)	要介護 4	965単位
	( <u>F</u> )	要介護 5	1,081単位
,	注 1	イからハまでについて 別に厚生労働大臣が	定める協設

注1 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指 定通所介護事業所において、指定通所介護(指定居宅サー ビス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ 。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、 利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではな く、通所介護計画(指定居宅サービス基準第99条第1項に 規定する通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けら れた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で 、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数 は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定める ところにより算定する。

(-	<del>-)</del>	要介護	1	535単位
(_		要介護	2	632単位
(	Ξ)	要介護	3	729単位
([	<u>[[]</u> )	要介護	4	827単位
(=	E)	要介護	5	925単位
(5)	所	要時間	7時間以上8時間未満の場合	
(-	<del>-)</del>	要介護	1	598単位
(_	)	要介護	2	706単位
(	<u>=</u> )	要介護	3	818単位
([	<u>[[]</u> )	要介護	4	931単位
(=	FĒ.)	要介護	5	1,043単位
(6)	所	要時間	8時間以上9時間未満の場合	
(-	<del>-)</del>	要介護	1	614単位
(_		要介護	2	726単位
(	Ξ)	要介護	3	839単位
([	<u>[[]</u>	要介護	4	955単位
(=	FĒ.)	要介護	5	1,070単位

注1 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指 定通所介護事業所<u>(指定居宅サービス基準第93条第1項に</u> 規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)におい て、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当 該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分 に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定 居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画を いう。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに 要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数 が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に 厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 2 (略)

3 イからハまでについて、感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

4 · 5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、 注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

<u>7</u> (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>イ</u> 入浴介助加算(I)

40単位

口 入浴介助加算(Ⅱ)

55単位

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45

2 (略)

(新設)

3 • 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、 注4を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 <u>イからハまでについては、</u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該 基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を 所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45

単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定してい る場合は、算定しない。

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、 外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い 、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準 に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等 により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に 1回を限度として、1月につき、22については1月につき 、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注11を算定 している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を 所定単位数に加算する。
  - (1) 生活機能向上連携加算(1)

100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II)

200単位

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して 、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分 に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数 を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位 数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(1)イを算定して いる場合には、個別機能訓練加算(1)ロは算定しない。

(1) 個別機能訓練加算(1)イ

56単位

(2) 個別機能訓練加算(I)口

85単位

(3) 個別機能訓練加算(I)

20単位

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、 利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期 間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の 属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲 単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定してい る場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、 外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い 、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能 向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に 加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につ き100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める基 準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定 通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる 単位数を所定単位数に加算する。

イ 個別機能訓練加算(I)

46単位 56単位

口 個別機能訓練加算(II)

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、 利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期 間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の 属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算(1)

30単位

ロ ADL維持等加算(II)

60単位

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

# 14 (略)

- 15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用 者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセ スメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべ き課題を把握することをいう。以下この注において同じ。 )を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月に つき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者 が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けてい る間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は 、算定しない。
  - (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
  - (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注16において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
  - (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し

従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算(!)

3 単位

口 ADL維持等加算(II)

6 単位

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注4</u>を算定している場合は、算定しない。

13 (略)

(新設)

- <u>、</u>栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理 の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用してい ること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通 所介護事業所であること。
- 16 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、<u>管理栄養士</u> <u>等</u>が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態 にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い<u>、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、</u>管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

17 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護 事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用 14 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は同上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、<u>管理栄養士</u>、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者( 以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同 して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮 した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養 改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態 を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護 事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用 者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

<u>イ</u> <u>口腔・栄養スクリーニング加算(I)</u> ロ <u>口腔・栄養スクリーニング加算(I)</u>

<u>20単位</u> 5 単位

18 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用 者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口 腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃 の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指 導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は 向上に資すると認められるもの(以下この注において「口 腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機 能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以 内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲 げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービ スの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、 口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行 うことが必要と認められる利用者については、引き続き算 定することができる。

<u>イ 口腔機能向上加算(I)</u>

150単位

ロ 口腔機能向上加算(I)

160単位

者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

16 イからハまでについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 19 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対 し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算 として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。
  - イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
  - □ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

20~22 (略)

- ニ サービス提供体制強化加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し

- <u>イ</u> 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置 していること。
- 口 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士 、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他 の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理 指導計画を作成していること。
- <u>ハ</u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴 <u>覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス</u> を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記 録していること。
- <u>ニ</u> 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を 定期的に評価すること。
- <u>ホ</u> 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通 所介護事業所であること。

(新設)

17~19 (略)

- ニ サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し

指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い 、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次 に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(11)

6 単位

# ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月 31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(削る)

(削る)

へ (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

要介護 1 366単位 395単位

二 要介護 2

三 要介護3 426単位 四 要介護4 455単位

田 要介護 5

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い 、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次 に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月 31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定 める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

へ (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(→) 要介護 1

□ 要介護 2 三 要介護3

360単位 390単位

331単位

四 要介護 4

419単位

田 要介護 5

450単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

487単位

□ 要介護 2 430単位 □ 要介護 2 400単位 □ 要介護 3 467単位 □ 要介護 4 551単位 □ 要介護 5 569単位 □ 要介護 5 569単位 □ 要介護 5 569単位 □ 要介護 5 569単位 □ 要介護 6 608単位 □ 要介護 6 569単位 □ 要介護 6 57単位 □ 要介護 6 569単位 □ 要介護 8 569単位 □ 要介護 6 569単位 0 569単位 6 5	→ 要介護 1	380単位	(→) 要介護 1	345単位
□ 要介護 3 494単位 四 要介護 4 551単位 四 要介護 4 551単位 四 要介護 5 608単位 (3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 (2) 要介護 2 523単位 (2) 要介護 2 523単位 (2) 要介護 4 738単位 四 要介護 4 697単位 (2) 要介護 5 (3) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 (4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 (4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 (5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 (6) 要介護 2 733単位 日 要介護 2 692単位 日 要介護 3 831単位 日 要介護 6 (6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 (7) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 (6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 (7) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合				
一 要介護 4   1				
田				
3 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合				
(一) 要介護 1       483単位       (一) 要介護 2       561単位       (二) 要介護 2       523単位       (二) 要介護 2       523単位       (二) 要介護 2       523単位       (二) 要介護 3       599単位       (四) 要介護 3       599単位       (五) 要介護 4       (五) 要介護 4       (五) 要介護 5       (五) 要介護 5       (五) 要介護 6       (五) 要介護 7       (五) 要介護 2       (五) 要介護 3       (五) 要介護 3       (五) 医子科证 (五) 要介護 4       (五) 医子介護 6       (五) 医子介達 6       (五) 医子介護 6       (五) 医子	1, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2,	<u>000 <del>+</del>   m</u>	. ,	<u>803 <del>+</del>   W</u>
□ 要介護 2 561単位 □ 要介護 3 638単位 □ 要介護 4 738単位 □ 要介護 5 67単位 □ 要介護 5 67単位 □ 要介護 6 79単位 □ 要介護 6 79 79単位 □ 要介護 6 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79		483単位		446 単 位
日 要介護 3   日				
四 要介護4				
田 要介護 5   日本				
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合			* *	
(一) 要介護 1		<u>000 →   m.</u>		100+15.
□ 要介護 2		549単位		511 単位
三 要介護3   725単位   三 要介護3   684単位   回 要介護4   838単位   回 要介護4   795単位   回 要介護5   950単位   日 要介護5   950単位   日 要介護5   950単位   日 要介護5   950単位   日 要介護5   日 を		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
関				
田 要介護 5			. , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 (一) 要介護 1 (5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 (一) 要介護 2 (733単位 (三) 要介護 3 (5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 (三) 要介護 2 (5) 要介護 2 (5) 要介護 3 (5) 第 5 (5				
(一) 要介護 1       618単位       (一) 要介護 1       579単位         (二) 要介護 2       733単位       (二) 要介護 2       692単位         (三) 要介護 3       846単位       (三) 要介護 3       803単位         (四) 要介護 4       980単位       (四) 要介護 4       935単位         (五) 要介護 5       (五) 要介護 1       (五) 要介護 5       (五) の65単位         (日) 要介護 1       (五) 要介護 1       (五) 要介護 2       (五) の場合			. , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
<ul> <li>□ 要介護 2</li> <li>□ 要介護 3</li> <li>□ 要介護 4</li> <li>□ 要介護 5</li> <li>□ 要介護 5</li> <li>□ 要介護 6</li> <li>□ 要介護 6</li> <li>□ 要介護 7</li> <li>□ 要介護 8</li> <li>□ 要介護 5</li> <li>□ 要介護 6</li> <li>□ 要介護 1</li> <li>□ 要介護 2</li> <li>□ 要介護 5</li> <li>□ 要介護 6</li> <li>□ 要介護 1</li> <li>□ 要介護 2</li> <li>□ 要介護 3</li> <li>□ 要介護 2</li> <li>□ 要介護 3</li> <li>□ 要介護 3</li> <li>□ 要介護 3</li> <li>□ 要介護 3</li> <li>□ 要介護 4</li> <li>□ 要介護 4</li> <li>□ 要介護 4</li> <li>□ 要介護 4</li> <li>□ 要介護 5</li> <li>□ 要介護 6</li> <li>□ 申間 7 時間以上 8 時間未満の場合</li> </ul>		618単位		579単位
四 要介護 4 980単位	二 要介護 2	733単位	□ 要介護 2	692単位
<ul> <li>(五) 要介護 5</li> <li>(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合</li> <li>(710単位 (年) 要介護 2</li> <li>(四) 要介護 3</li> <li>(四) 要介護 4</li> <li>(五) 要介護 5</li> <li>(五) 要介護 6 時間以上 7 時間未満の場合</li> <li>(五) 要介護 2</li> <li>(五) 要介護 3</li> <li>(五) 要介護 3</li> <li>(五) 要介護 3</li> <li>(五) 要介護 3</li> <li>(五) 要介護 4</li> <li>(五) 要介護 4</li> <li>(五) 要介護 4</li> <li>(五) 要介護 4</li> <li>(五) 要介護 5</li> <li>(五) の名</li> </ul>	三 要介護 3	846単位	三 要介護 3	803単位
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 (一) 要介護 1 710単位 (二) 要介護 2 844単位 (三) 要介護 3 974単位 (四) 要介護 4 1,129単位 (五) 要介護 5 1,281単位 (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 (6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 (6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 (7) 要介護 1 670単位 (三) 要介護 2 801単位 (三) 要介護 3 929単位 (四) 要介護 4 1,081単位 (五) 要介護 5 1,231単位 (五) 要介護 5 1,231単位 (五) 要介護 5 1,231単位	四 要介護 4	980単位	四 要介護 4	935単位
(→) 要介護 1       710単位       (→) 要介護 1       670単位         (二) 要介護 2       844単位       (二) 要介護 2       801単位         (三) 要介護 3       974単位       (三) 要介護 3       929単位         (四) 要介護 4       1,129単位       (五) 要介護 4       1,081単位         (万) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合       (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合       (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	(五) 要介護 5	1,112単位	田 要介護 5	1,065単位
二 要介護 2       844単位       二 要介護 2       801単位         三 要介護 3       974単位       三 要介護 3       929単位         四 要介護 4       1,129単位       四 要介護 4       1,081単位         田 要介護 5       1,281単位       田 要介護 5       1,231単位         (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合       (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合       1,231単位	(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
三 要介護 3       974単位         四 要介護 4       1,129単位         田 要介護 5       1,281単位         (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合       1,281単位         (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合       (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	→ 要介護 1	710単位	⊕ 要介護1	<u>670単位</u>
四 要介護 4     1,129単位       田 要介護 5     日 要介護 5       田 要介護 5     日 要介護 5       日 要介護 5     日 要介護 5       日 要介護 5     日 要介護 5       日 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	二 要介護 2	844単位	二 要介護 2	801単位
田 要介護 5     1,281単位       (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合     1,281単位       (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合     (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	三 要介護 3	974単位	三 要介護 3	929単位
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 (7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	四 要介護 4	1,129単位	四 要介護 4	1,081単位
	田 要介護 5	1,281単位	田 要介護 5	1,231単位
(→) 要介護 1       (→) 要介護 1       (→) 要介護 1       (→) 要介護 1	(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
	→ 要介護 1	757単位	→ 要介護 1	716単位

□ 要介護 2	897単位	□ 要介護 2	853単位
三 要介護 3	1,039単位	(三) 要介護 3	993単位
四 要介護 4	1,206単位	四 要介護 4	1,157単位
面 要介護 5	1,369単位	田 要介護 5	1,317単位
ロ 大規模型通所リハビリテーション費([)		ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合		(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
⊕ 要介護 1	<u>361単位</u>	→ 要介護 1	325単位
□ 要介護 2	392単位	二 要介護 2	356単位
三 要介護 3	<u>421単位</u>	三 要介護 3	384単位
四 要介護 4	<u>450単位</u>	四 要介護 4	413単位
五 要介護 5	<u>481単位</u>	(五) 要介護 5	443単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合		(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
⊕ 要介護1	<u>375単位</u>	⊕ 要介護1	339単位
二 要介護 2	<u>431単位</u>	二 要介護 2	394単位
三 要介護 3	<u>488単位</u>	(三) 要介護 3	450単位
四 要介護 4	<u>544単位</u>	四 要介護 4	505単位
五 要介護 5	<u>601単位</u>	(五) 要介護 5	561単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(→) 要介護 1	<u>477単位</u>	→ 要介護1	<u>439単位</u>
二 要介護 2	<u>554単位</u>	二 要介護 2	<u>515単位</u>
三 要介護 3	<u>630単位</u>	三 要介護 3	590単位
四 要介護 4	<u>727単位</u>	四 要介護 4	685単位
五 要介護 5	824単位	(五) 要介護 5	<u>781単位</u>
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
→ 要介護 1	540単位	→ 要介護 1	501単位
二 要介護 2	<u>626単位</u>	二 要介護 2	586単位
三 要介護 3	711単位	三 要介護 3	670単位
四 要介護 4	821単位	四 要介護 4	778単位
田 要介護 5	932単位	五 要介護 5	887単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
→ 要介護 1	599単位	⊖ 要介護 1	559単位

二 要介護 2	709単位	□ 要介護 2	668単位
三 要介護 3	819単位	三 要介護 3	776単位
四 要介護 4	950単位	四 要介護 4	904単位
面 要介護 5	1, 077単位	五 要介護 5	1,029単位
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
⊕ 要介護 1	<u>694単位</u>	⊕ 要介護1	653単位
二 要介護 2	824単位	□ 要介護 2	781単位
三 要介護 3	953単位	三 要介護 3	907単位
四 要介護 4	1,102単位	四 要介護 4	1,054単位
田 要介護 5	1,252単位	田 要介護 5	1,201単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
→ 要介護 1	734単位	→ 要介護 1	692単位
二 要介護 2	868単位	二 要介護 2	824単位
三 要介護 3	1,006単位	三 要介護 3	960単位
四 要介護 4	<u>1,166単位</u>	四 要介護 4	1,117単位
田 要介護 5	<u>1,325単位</u>	田 要介護 5	1,273単位
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(II)		ハ 大規模型通所リハビリテーション費(II)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合		(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
→ 要介護 1	<u>353単位</u>	一 要介護 1	318単位
□ 要介護 2	<u>384単位</u>	□ 要介護 2	348単位
三 要介護 3	<u>411単位</u>	三 要介護 3	375単位
四 要介護 4	<u>441単位</u>	四 要介護 4	404単位
田 要介護 5	<u>469単位</u>	田 要介護 5	432単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合		(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
→ 要介護 1	368単位	→ 要介護 1	332単位
□ 要介護 2	423単位	□ 要介護 2	386単位
三 要介護 3	477単位	三 要介護 3	439単位
四 要介護 4	531単位	四 要介護 4	493単位
田 要介護 5	586単位	田 要介護 5	547単位
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
─ 要介護 1	465単位	⊖ 要介護 1	428単位

二 要介護 2	542単位	□ 要介護 2	503単位
(三) 要介護 3	616単位	三 要介護 3	576単位
四 要介護 4	710単位	四 要介護 4	669単位
伍 要介護 5	806単位	五 要介護 5	763単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(→) 要介護 1	<u>520単位</u>	→ 要介護 1	482単位
二 要介護 2	<u>606単位</u>	二 要介護 2	566単位
三 要介護 3	689単位	三 要介護 3	648単位
四 要介護 4	796単位	四 要介護 4	753単位
田 要介護 5	902単位	田 要介護 5	857単位
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
一 要介護 1	<u>579単位</u>	→ 要介護 1	540単位
二 要介護 2	<u>687単位</u>	□ 要介護 2	<u>646単位</u>
三 要介護 3	<u>793単位</u>	三 要介護 3	<u>750単位</u>
四 要介護 4	919単位	四 要介護 4	874単位
面 要介護 5	1,043単位	田 要介護 5	996単位
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
→ 要介護 1	<u>670単位</u>	→ 要介護 1	629単位
二 要介護 2	<u>797単位</u>	二 要介護 2	754単位
三 要介護 3	919単位	三 要介護 3	874単位
四 要介護 4	1,066単位	四 要介護 4	1,019単位
面 要介護 5	<u>1,211単位</u>	田 要介護 5	<u>1,161単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(→) 要介護 1	708単位	(→) 要介護 1	667単位
二 要介護 2	841単位	二 要介護 2	797単位
三 要介護 3	973単位	三 要介護 3	927単位
四 要介護 4	1,129単位	四 要介護 4	1,080単位
田 要介護 5	1,282単位	(五) 要介護 5	1,231単位
注1 (略)		注 1 (略)	
2 イからハまでについて、感染症又は災害		(新設)	
が認めるものに限る。)の発生を理由とて	する利用者数の減		

少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

 $3 \sim 6$  (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>イ</u> 入浴介助加算(I)

40単位

口 入浴介助加算(I)

60単位

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

 $2 \sim 5$  (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算(II)については3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

(

(削る)

# <u>イ</u> <u>リハビリテーションマネジメント加算(A)イ</u>

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族 に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算 して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理 した場合 560単位
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間の リハビリテーションの質を管理した場合 <u>240単位</u> ロ リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ
  - (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族 に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算 して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理 した場合 593単位
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間の リハビリテーションの質を管理した場合 273単位 ハ リハビリテーションマネジメント加算(B)イ
  - (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族 に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算 して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理 した場合 <u>830単位</u>
- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間の リハビリテーションの質を管理した場合 <u>510単位</u> <u>ニ</u> リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ
  - (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族 に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算 して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理 した場合 863単位
- (2) <u>当該日の属する月から起算して6月を超えた期間の</u> <u>リハビリテーションの質を管理した場合</u> <u>543単位</u> (削る)

# <u>イ</u> <u>リハビリテーションマネジメント加算(I)</u> <u>330単位</u> ロ リハビリテーションマネジメント加算(II)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族 に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算 して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理 した場合 850単位
- (2) 当該日の属する月から起算して 6 月を超えた期間の リハビリテーションの質を管理した場合 <u>530単位</u> (新設)

# ハ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 1,120単位
- (2) 当該日の属する月から起算して 6 月を超えた期間の リハビリテーションの質を管理した場合 <u>800単位</u> (新設)

## ニ リハビリテーションマネジメント加算(N)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族

- 9 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注10又は注11を算定している場合は、算定しない。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 において、認知症であると医師が判断した者であって、リ ハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると 判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理 学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはそ の退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期 間に、口についてはその退院(所)日又は通所開始日の属 する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーション を集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーシ ョン実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについて は1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施 加算又は注11を算定している場合においては、算定しない

に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算 して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理 した場合 1,220単位

- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間の リハビリテーションの質を管理した場合 900単位
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注9又は注10を算定している場合は、算定しない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 において、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症 をいう。以下同じ。) であると医師が判断した者であって 、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれ ると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受け た理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについて はその退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内 の期間に、口についてはその退院(所)日又は通所開始日 の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーシ ョンを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテ ーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イにつ いては1日につき、口については1月につき、次に掲げる 単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいず れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるそ の他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション

0

#### イ・ロ (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標 を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテ ーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、 リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する 能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテー ション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基 づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属 する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき1、 250単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中個別 リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリ テーション実施加算を算定している場合においては、算定 しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算 又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定し ていた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加 算を算定する必要性についてリハビリテーション会議(指 定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテー ション会議をいう。)により合意した場合を除き、この加 算は算定しない。

(削る)

(削る)

(削る)

実施加算又は<u>注10</u>を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標 を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテ ーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、 リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する 能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテー ション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につ き次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビ リテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーシ ョン実施加算を算定している場合においては、算定しない 。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認 知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた 場合においては、利用者の急性増悪等によりこの注イを算 定する必要性についてリハビリテーション会議(指定居宅 サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション 会議をいう。)により合意した場合を除き、この注イは算 定しない。
  - <u>イ</u> <u>リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合 2,000単位</u>
  - ロ当該日の属する月から起算してから3月を超え、6月以内の場合1,000単位
- 11 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当 該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施

12 (略)

- 13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共 同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリス ク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注 において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算 として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただ し、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サー ビスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した 日の属する月は、算定しない。
  - (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
  - (2) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
  - (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し 、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理 の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用してい ること。
  - (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通 所リハビリテーション事業所であること。

計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に 指定通所リハビリテーションの提供を終了した場合におい て、同一の利用者に対して、再度指定通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

(新設)

- 14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
- 15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

<u>イ</u> <u>口腔・栄養スクリーニング加算(I)</u> <u>20単位</u> ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5 単位

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「空腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機

- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
- 14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「定機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機

能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以 内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲 げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービ スの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、 口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行 うことが必要と認められる利用者については、引き続き算 定することができる。

(1) 口腔機能向上加算(1)

150単位

(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)

160単位

 $17 \sim 19$  (略)

- 20 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場 合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位 を所定単位数に加算する。
  - イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症 の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情 報を、厚生労働省に提出していること。
  - ロ 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すな ど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イ に規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適 切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している こと。

21・22 (略)

二 移行支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業 <u>所等への移行</u>等を支援した場合は、移行支援加算として、評

能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限 度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。た だし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者 の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能 向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用 者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

16~18 (略)

(新設)

19・20 (略)

12単位 ニ 社会参加支援加算

12単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援 した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間(別に 価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末 日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数 を加算する。

#### ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場 合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる 所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(11)

6 単位

### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、 指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単 位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の 加算は算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(削る)

(削る)

ト (略)

8 短期入所生活介護費(1日につき)

厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の 次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

## ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場 合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる 所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、 指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)につ いては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲 げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるい ずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるそ の他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) 介護職員処遇改善加算(II)○分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

ト (略)

8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 短期入所生活介護費		イ 短期入所生活介護費	
(1) 単独型短期入所生活介護費		(1) 単独型短期入所生活介護費	
(一) 単独型短期入所生活介護費(I)		→ 単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	638単位	a 要介護 1	627単位
b 要介護 2	707単位	b 要介護 2	695単位
c 要介護 3	778単位	c 要介護 3	765単位
d 要介護 4	847単位	d 要介護 4	833単位
e 要介護 5	916単位	e 要介護 5	900単位
二 単独型短期入所生活介護費(I)		□ 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	638単位	a 要介護 1	627単位
b 要介護 2	707単位	b 要介護 2	695単位
c 要介護 3	778単位	c 要介護 3	765単位
d 要介護 4	847単位	d 要介護 4	833単位
e 要介護 5	916単位	e 要介護 5	900単位
(2) 併設型短期入所生活介護費		(2) 併設型短期入所生活介護費	
─ 併設型短期入所生活介護費(I)		→ 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	596単位	a 要介護 1	586単位
b 要介護 2	665単位	b 要介護 2	<u>654単位</u>
c 要介護 3	737単位	c 要介護 3	724単位
d 要介護 4	806単位	d 要介護 4	792単位
e 要介護 5	874単位	e 要介護 5	859単位
(I) 併設型短期入所生活介護費(II)		□ 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	596単位	a 要介護 1	586単位
b 要介護 2	665単位	b 要介護 2	654単位
c 要介護 3	737単位	c 要介護 3	724単位
d 要介護 4	806単位	d 要介護 4	792単位
e 要介護 5	874単位	e 要介護 5	859単位
ロ ユニット型短期入所生活介護費		ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費		(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
→ 単独型ユニット型短期入所生活介護費		→ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	738単位	a 要介護 1	725単位

b 要介護 2 <u>806</u> 単位	b 要介護 2
c 要介護 3 <u>881単位</u>	c 要介護 3
d 要介護 4 949単位	d 要介護 4
e 要介護 5 <u>1,017単位</u>	e 要介護 5
二 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費	二 単独型ユニ
a 要介護 1 <u>738単位</u>	a 要介護 1
b 要介護 2 <u>806単位</u>	b 要介護 2
c 要介護 3 <u>881単位</u>	c 要介護 3
d 要介護 4 <u>949単位</u>	d 要介護 4
e 要介護 5 <u>1,017単位</u>	e 要介護 5
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(2) 併設型ユニッ
一 併設型ユニット型短期入所生活介護費	一 併設型ユニ
a 要介護 1 <u>696単位</u>	a 要介護 1
b 要介護 2 <u>764単位</u>	b 要介護 2
c 要介護 3 <u>838単位</u>	c 要介護 3
d 要介護 4 <u>908単位</u>	d 要介護 4
e 要介護 5 <u>976単位</u>	e 要介護 5
二 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費	二 併設型ユニ
a 要介護 1 <u>696単位</u>	a 要介護 1
b 要介護 2 <u>764単位</u>	b 要介護 2
c 要介護 3 <u>838単位</u>	c 要介護 3
d 要介護 4 <u>908単位</u>	d 要介護 4
e 要介護 5 <u>976単位</u>	e 要介護 5
注 1 ~ 4 (略)	注 1 ~ 4 (略)
5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	5 別に厚生党
て都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所に	て都道府県知
おいて、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評	おいて、外部
価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には <u>、</u>	価を行い、カ
当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急	生活機能向」

性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除

き3月に1回を限度として、1月につき、口については1

	b	要介護	± 9	792単位
	С	要介護		866単位
	d	要介護		933単位
	-	要介護		
()	е		·	1,000単位
()			-ニット型短期入所生活介護費(II)	505W (H
	a	要介護	_	725単位
	b	要介護		792単位
	С	要介護		866単位
	d	要介護	•	933単位
	e	要介護	5	1,000単位
)	併	設型ユニ	-ット型短期入所生活介護費	
$\left( \longrightarrow \right)$		併設型ユ	ニーット型短期入所生活介護費(I)	
	a	要介護	<b>E</b> 1	684単位
	b	要介護	£ 2	751単位
	С	要介護	3	824単位
	d	要介護	<b>§</b> 4	892単位
	е	要介護	<b>5</b>	959単位
(		併設型ユ	ニニット型短期入所生活介護費(II)	
	a	要介護	<u> </u>	684単位
	b	要介護	<u> </u>	751単位
	С	要介護	3	824単位
	d	要介護	<b>E</b> 4	892単位
	е	要介護	5	959単位
: 1	$\sim$			
5		, ,	・ E労働大臣が定める基準に適合している	らものとし
-			や知事に届け出た指定短期入所生活介護	
			ト部との連携により、利用者の身体のb	
		•	かつ、個別機能訓練計画を作成した場	
			7. 1 (国が成品	
	<u> </u>	111 1112 111 11		- 117 G 1/1 VE

単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、

1月につき100単位を所定単位数に加算する。

月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上連携加算(1)

100単位

口 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

200単位

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士 、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん 摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びき ゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資 格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機 能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下こ の注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置 しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121 条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業 所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入 所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項 の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法( 昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護者 人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第 4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計 数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期 入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職 務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ 、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤 換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する 常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注7に おいて同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置し ているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所 (新設)

(新設)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士 、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん 摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びき ゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資 格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機 能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下こ の注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置 しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121 条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業 所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入 所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項 の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法( 昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老 人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第 4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計 数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期 入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職 務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ 、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤 換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する 常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注5及 び注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以 上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定 生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

 $7 \sim 15$  (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ~ホ (略)

へ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利 用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を 加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい る場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短 期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単 短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を 所定単位数に加算する。

 $7 \sim 15$  (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ~ホ (略)

へ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利 用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を 加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい る場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(])ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位 6 単位

(4) サービス提供体制強化加算(II)

ト 介護職員<br />
加遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短 期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に 位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定し ない。

(1)~(3) (略)

(削る)

(削る)

チ (略)

9 短期入所療養介護費

h

- イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費
    - → 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
      - a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>752単位</u>
ii	要介護 2	799単位
iii	要介護 3	861単位
iv	要介護 4	914単位
V	要介護 5	966単位
Í	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	794単位
ii	要介護 2	867単位

ii 要介護 2iii 要介護 3iv 要介護 4v 要介護 5

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(jii)

i	要介護 1	827单位
ii	要介護 2	876単位
iii	要介護3	939単位
iv	要介護 4	991単位

厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を 所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

チ (略)

- 9 短期入所療養介護費
- イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費
    - → 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
      - a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>755単位</u>
ii	要介護 2	801単位
iii	要介護3	862単位
iv	要介護 4	914単位
V	要介護 5	965単位
b 1	个護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	

i要介護 1797単位ii要介護 2868単位iii要介護 3930単位

iv 要介護 4 <u>986</u>単位

v 要介護 5 <u>1,041</u>単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i要介護 1829単位ii要介護 2877単位iii要介護 3938単位

989単位

iv 要介護 4

930単位

988単位

1,044単位

v 要介護 5	<u>1,045単位</u>	v 要介護 5	1,042単位
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i))		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(w)	
i 要介護 1	875単位	i 要介護 1	876単位
ii 要介護 2	951単位	ii 要介護 2	950単位
ii 要介護 3	1,014単位	iii 要介護 3	1,012単位
iv 要介護 4	<u>1,071単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,068単位</u>
v 要介護 5	1,129単位	v 要介護 5	<u>1,124単位</u>
□ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)		□ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	778単位	i 要介護 1	781単位
ii 要介護 2	861単位	ii 要介護 2	862単位
iii 要介護 3	976単位	iii 要介護 3	975単位
iv 要介護 4	1,054単位	iv 要介護 4	1,051単位
v 要介護 5	<u>1,131単位</u>	v 要介護 5	<u>1,126単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	857単位	i 要介護 1	858単位
ii 要介護 2	941単位	ii 要介護 2	940単位
iii 要介護 3	1,057単位	iii 要介護 3	1,054単位
iv 要介護 4	<u>1,135単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,130単位</u>
v 要介護 5	<u>1,210単位</u>	v 要介護 5	<u>1,204単位</u>
○ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)		○ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	778単位	i 要介護 1	781単位
ii 要介護 2	855単位	ii 要介護 2	856単位
iii 要介護 3	950単位	iii 要介護 3	949単位
iv 要介護 4	1,026単位	iv 要介護 4	<u>1,024単位</u>
v 要介護 5	<u>1,103単位</u>	v 要介護 5	1,099単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	857単位	i 要介護 1	858単位
ii 要介護 2	934単位	ii 要介護 2	934単位
ⅲ 要介護 3	1,029単位	iii 要介護 3	1,027単位

iv 要介護 4	1,106単位	iv 要介護 4	1,102単位
v 要介護 5	1,183単位	v 要介護 5	1,177単位
四 介護老人保健施設短期入所療養	介護費(N)	四 介護老人保健施設短期入所療達	<b>€介護費</b> (Ⅳ)
a 介護老人保健施設短期入所療	養介護費(i)	a 介護老人保健施設短期入所療	紧養介護費(i)
i 要介護 1	737単位	i 要介護 1	741単位
ii 要介護 2	782単位	ii 要介護 2	<u>785単位</u>
iii 要介護 3	845単位	iii 要介護 3	846単位
iv 要介護 4	897単位	iv 要介護 4	897単位
v 要介護 5	948単位	v 要介護 5	947単位
b 介護老人保健施設短期入所療	養介護費(i)	b 介護老人保健施設短期入所療	寮養介護費(i)
i 要介護 1	811単位	i 要介護 1	813単位
ii 要介護 2	860単位	ii 要介護 2	861単位
iii 要介護 3	920単位	iii 要介護 3	920単位
iv 要介護 4	971単位	iv 要介護 4	970単位
v 要介護 5	1,024単位	v 要介護 5	<u>1,022単位</u>
(2) ユニット型介護老人保健施設短期		(2) ユニット型介護老人保健施設短期	
→ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)		→ ユニット型介護老人保健施設短	
a ユニット型介護老人保健施設領	短期入所療養介護費(i)	a ユニット型介護老人保健施設	设短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1	833単位	i 要介護 1	835単位
ii 要介護 2	879単位	ii 要介護 2	880単位
iii 要介護 3	943単位	iii 要介護3	942単位
iv 要介護 4	997単位	iv 要介護 4	995単位
v 要介護 5	1,049単位	v 要介護 5	1,046単位
b ユニット型介護老人保健施設領		b ユニット型介護老人保健施設	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
i 要介護 1	879単位	i 要介護 1	880単位
ii 要介護 2	955単位	ii 要介護 2	954単位
iii 要介護 3	1,018単位	ⅲ 要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv 要介護 4	1,075単位	iv 要介護 4	1,072単位
v 要介護 5	1,133単位	v 要介護 5	1,128単位
c 経過的ユニット型介護老人保付	健施設短期入所療養介護	c ユニット型介護老人保健施設	设短期入所療養介護費(ii)
<u>費(i)</u>			

i 要介護 1	833単位	i 要介護 1	835単位
ii 要介護 2	879単位	ii 要介護 2	880単位
iii 要介護 3	943単位	ⅲ 要介護 3	942単位
iv 要介護 4	997単位	iv 要介護 4	995単位
v 要介護 5	1,049単位	v 要介護 5	1,046単位
d 経過的ユニット型介護老人保健施設短	期入所療養介護	d ユニット型介護老人保健施設短	型期入所療養介護費(図)
<u>費(ii)</u>			
i 要介護 1	879単位	i 要介護 1	880単位
ii 要介護 2	955単位	ii 要介護 2	954単位
ⅲ 要介護 3	1,018単位	iii 要介護 3	1,016単位
iv 要介護 4	1,075単位	iv 要介護 4	1,072単位
v 要介護 5	1,133単位	v 要介護 5	1,128単位
二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療	養介護費(I)	二 ユニット型介護老人保健施設短期	用入所療養介護費(I)
a ユニット型介護老人保健施設短期入所	療養介護費	a ユニット型介護老人保健施設短	豆期入所療養介護費(i)
i 要介護 1	944単位	i 要介護 1	943単位
ii 要介護 2	1,026単位	ii 要介護 2	1,024単位
iii 要介護 3	1,143単位	iii 要介護 3	1,138単位
iv 要介護 4	1,221単位	iv 要介護 4	1,214単位
v 要介護 5	1,296単位	v 要介護 5	1,288単位
b 経過的ユニット型介護老人保健施設短	期入所療養介護	b ユニット型介護老人保健施設短	豆期入所療養介護費(i)
<u>費</u>			
i 要介護 1	944単位	i 要介護 1	943単位
ii 要介護 2	1,026単位	ii 要介護 2	1,024単位
iii 要介護 3	1,143単位	ⅲ 要介護 3	1,138単位
iv 要介護 4	1,221単位	iv 要介護 4	1,214単位
v 要介護 5	1,296単位	v 要介護 5	1,288単位
三 ユニット型介護老人保健施設短期入所療		三 ユニット型介護老人保健施設短期	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
a ユニット型介護老人保健施設短期入所		a ユニット型介護老人保健施設短	
i 要介護 1	944単位	i 要介護 1	943単位
ii 要介護 2	1,020単位	ii 要介護 2	1,018単位
ⅲ 要介護 3	1,116単位	ⅲ 要介護 3	1,112単位

iv 要介護 4	1,193単位	iv 要介護 4	1,187単位
v 要介護 5	1,269単位	v 要介護 5	1,261単位
b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期	入所療養介護	b ユニット型介護老人保健施設祭	豆期入所療養介護費(i)
<u>費</u>			
i 要介護 1	944単位	i 要介護 1	<u>943単位</u>
ii 要介護 2	1,020単位	ii 要介護 2	1,018単位
ⅲ 要介護 3	1,116単位	iii 要介護 3	1,112単位
iv 要介護 4	1,193単位	iv 要介護 4	1,187単位
v 要介護 5	1,269単位	v 要介護 5	1,261単位
四 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養	∱介護費(Ⅳ)	四 ユニット型介護老人保健施設短期	明入所療養介護費(IV)
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療	養介護費	a ユニット型介護老人保健施設策	豆期入所療養介護費(i)
i 要介護 1	816単位	i 要介護 1	818単位
ii 要介護 2	863単位	ii 要介護 2	864単位
ⅲ 要介護 3	924単位	iii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	977単位	iv 要介護 4	976単位
v 要介護 5	1,028単位	v 要介護 5	1,026単位
b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期	入所療養介護	b ユニット型介護老人保健施設策	豆期入所療養介護費( <u>ii)</u>
<u>費</u>			
i 要介護 1	816単位	i 要介護 1	818単位
ii 要介護 2	863単位	ii 要介護 2	864単位
iii 要介護 3	924単位	iii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	977単位	iv 要介護 4	976単位
v 要介護 5	1,028単位	v 要介護 5	<u>1,026単位</u>
③ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費		(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養	
→ 3時間以上4時間未満	<u>650単位</u>	→ 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
□ 4時間以上6時間未満	908単位	二 4時間以上6時間未満	908単位
三 6時間以上8時間未満	1,269単位	三 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
注 $1 \sim 7$ (略)		注 1 ~ 7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し		8 別に厚生労働大臣が定める利用	
ス計画において計画的に行うこととなって		ス計画において計画的に行うこと	
期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊	《急短期入所受】	期入所療養介護を緊急に行った場	場合は、緊急短期入所受

入加算として、利用を開始した日から起算して7日<u>(利</u> 用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得な い事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90 単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算 定している場合は算定しない。

 $9 \sim 18$  (略)

⑷ 総合医学管理加算

275単位

- 注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準 に従い、居宅サービス計画において計画的に行うことと なっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7 日を限度として1日につき所定単位数を加算する。
  - 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

(5)~(7) (略)

- (8) サービス提供体制強化加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)

22単位

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

18単位

三 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

- (9) 介護職員処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に 届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、 指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位

入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。

9~18 (略)

(新設)

 $(4)\sim(6)$  (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(I) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(三) サービス提供体制強化加算(II) サービス提供体制強化加算(III)

6 単位 6 単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に 届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、 指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び田につい 数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- □ 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数 (削る)

(削る)

## 10 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより 算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
  - □ 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより 算定した単位数の1000分の17に相当する単位数
- ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)
  - ─ 病院療養病床短期入所療養介護費(I)
    - a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1

708単位

- ては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- → 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- □ 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- <u>四</u> 介護職員処遇改善加算(II) 三により算定した単位数の 100分の90に相当する単位数
- <u>国</u> 介護職員処遇改善加算(V) <u>(三により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>
- (9) 介護職員等特定処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - 一 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより 算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
    - (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより 算定した単位数の1000分の17に相当する単位数
- ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)
  - ─ 病院療養病床短期入所療養介護費(I)
    - a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1

693単位

::	要介護 2	813単位	ii 要介護 2	796単位
ii iii	要介護 3	1,042単位	iii 要介護 3	1,020単位
iv	要介護 4	1,139単位		1,115単位
V	要介護 5	1,227単位	v 要介護 5	1,201単位
	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	=0=)////	b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	504 W / II
i	要介護 1	737単位	i 要介護 1	721単位
ii	要介護 2	848単位	ii 要介護 2	830単位
iii	要介護 3	1,086単位	ⅲ 要介護 3	1,063単位
iv	要介護 4	1,188単位	iv 要介護 4	1,163単位
V	要介護 5	1,279単位	v 要介護 5	1,252単位
c y	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)		c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	727単位	i 要介護 1	711単位
ii	要介護 2	836単位	ii 要介護 2	818単位
iii	要介護 3	1,071単位	iii 要介護 3	1,048単位
iv	要介護 4	1,171単位	iv 要介護 4	1,146単位
V	要介護 5	1,261単位	v 要介護 5	1,234単位
d }	病院療養病床短期入所療養介護費(w)		d 病院療養病床短期入所療養介護費(w)	
i	要介護 1	814単位	i 要介護 1	797単位
ii	要介護 2	921単位	ii 要介護 2	901単位
iii	要介護 3	1,149単位	iii 要介護 3	1,124単位
iv	要介護 4	1,247単位	iv 要介護 4	1,220単位
V	要介護 5	1,334単位	v 要介護 5	1,305単位
e ${}^{\sharp}$	病院療養病床短期入所療養介護費(v)		e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	849単位	i 要介護 1	831単位
ii	要介護 2	960単位	ii 要介護 2	939単位
iii	要介護 3	1, 199単位	iii 要介護 3	1, 173単位
iv	要介護 4	1,300単位	iv 要介護 4	1,272単位
V	要介護 5	1,391単位	v 要介護 5	1,361単位
f }	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)		f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	837単位	i 要介護 1	819単位
ii	要介護 2	946単位	ii 要介護 2	926単位
				<del></del>

ⅲ 要介護 3	1,181単位	iii 要介護 3	1,156単位
iv 要介護 4	1,280単位	iv 要介護 4	1,253単位
v 要介護 5	1,370単位	v 要介護 5	1,341単位
□ 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)		□ 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	652単位	i 要介護 1	638単位
ii 要介護 2	757単位	ii 要介護 2	741単位
iii 要介護 3	914単位	iii 要介護 3	894単位
iv 要介護 4	1,063単位	iv 要介護 4	1,040単位
v 要介護 5	1,104単位	v 要介護 5	1,080単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		b 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	667単位	i 要介護 1	653単位
ii 要介護 2	776単位	ii 要介護 2	759単位
iii 要介護 3	935単位	iii 要介護 3	915単位
iv 要介護 4	1,088単位	iv 要介護 4	1,065単位
v 要介護 5	1,130単位	v 要介護 5	1,106単位
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)		c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	759単位	i 要介護 1	743単位
ii 要介護 2	866単位	ii 要介護 2	847単位
iii 要介護 3	1,020単位	iii 要介護 3	998単位
iv 要介護 4	1,171単位	iv 要介護 4	1,146単位
v 要介護 5	1,211単位	v 要介護 5	1,185単位
d 病院療養病床短期入所療養介護費(w)		d 病院療養病床短期入所療養介護費(w)	
i 要介護 1	778単位	i 要介護 1	761単位
ii 要介護 2	886単位	ii 要介護 2	867単位
ⅲ 要介護 3	1,044単位	iii 要介護 3	1,022単位
iv 要介護 4	1,199単位	iv 要介護 4	1,173単位
v 要介護 5	1,240単位	v 要介護 5	1,213単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)		(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	629単位	i 要介護 1	616単位

ii 要介護 2	738単位	ii 要介護 2	722単位
ii 要介護 3	885単位	iii 要介護 3	866単位
iv 要介護 4	1,037単位	iv 要介護 4	1,015単位
v 要介護 5	1,077単位	v 要介護 5	1,054単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)		b 病院療養病床短期入所療養介	ト護費(i)
i 要介護 1	738単位	i 要介護 1	722単位
ii 要介護 2	846単位	ii 要介護 2	828単位
ii 要介護 3	993単位	iii 要介護 3	972単位
iv 要介護 4	1,146単位	iv 要介護 4	1,121単位
v 要介護 5	1,186単位	v 要介護 5	1,161単位
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(1目につき)	(2) 病院療養病床経過型短期入所療養	<b>後介護費(1日につき)</b>
一 病院療養病床経過型短期入所療養介護	費(I)	一 病院療養病床経過型短期入所屬	寮養介護費(I)
a 病院療養病床経過型短期入所療養介		a 病院療養病床経過型短期入戶	折療養介護費(i)
i 要介護 1	717単位	i 要介護 1	702単位
ii 要介護 2	824単位	ii 要介護 2	806単位
iii 要介護 3	971単位	iii 要介護 3	950単位
iv 要介護 4	1,059単位	iv 要介護 4	1,036単位
v 要介護 5	1,148単位	v 要介護 5	1,123単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介		b 病院療養病床経過型短期入所	
i 要介護 1	825単位	i 要介護 1	807単位
ii 要介護 2	933単位	ii 要介護 2	913単位
iii 要介護 3	1,078単位	iii 要介護 3	1,055単位
iv 要介護 4	1,168単位	iv 要介護 4	1,143単位
v 要介護 5	1,256単位	v 要介護 5	1,229単位
二 病院療養病床経過型短期入所療養介護		二 病院療養病床経過型短期入所療	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介		a 病院療養病床経過型短期入所	
i 要介護 1	717単位	i 要介護 1	702単位
ii 要介護 2	824単位	ii 要介護 2	806単位
iii 要介護 3	930単位	ii 要介護 3	910単位
iv 要介護 4	1,019単位	iv 要介護 4	997単位
v 要介護 5	1,107単位	v 要介護 5	1,083単位

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)
i 要介護 1 825	<u>単位</u> i 要介護 1 <u>807単位</u>
ii 要介護 2 933	<u>単位</u> ii 要介護 2 <u>913単位</u>
iii 要介護 3 <u>1,037</u>	<u>单位</u> iii 要介護 3 <u>1,015</u> 単位
iv 要介護 4 <u>1,125</u>	<u>iv</u> 要介護 4 <u>1,101単位</u>
v 要介護 5 <u>1,216</u>	<u>单位</u> v 要介護 5 <u>1,190単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日に	つき (3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき
→ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)
a 要介護 1 838	<del></del>
b 要介護 2 <u>943</u>	
c 要介護 3 <u>1,172</u>	
d 要介護 4 <u>1,269</u>	<u>1,242単位</u> d 要介護 4 <u>1,242単位</u>
e 要介護 5 <u>1,356</u>	<u>1,327単位</u> e 要介護 5 <u>1,327単位</u>
□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)
a 要介護 1 <u>867</u>	
b 要介護 2 <u>977</u>	<u>単位</u> b 要介護 2 <u>956単位</u>
c 要介護 3 <u>1,216</u>	
d 要介護 4 <u>1,317</u>	<u>1,289単位</u> d 要介護 4 <u>1,289単位</u>
e 要介護 5 <u>1,408</u>	
□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費Ⅲ	□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)
a 要介護 1 <u>856</u>	<del></del>
b 要介護 2 <u>965</u>	
c 要介護 3 <u>1,201</u>	<u>1,175単位</u> c 要介護 3 <u>1,175単位</u>
d 要介護 4 <u>1,300</u>	<u>1,272単位</u> d 要介護 4 <u>1,272単位</u>
e 要介護 5 <u>1,390</u>	<u>1,360単位</u> e 要介護 5 <u>1,360単位</u>
四 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 □
a 要介護 1 8383	
b 要介護 2 <u>943</u>	<del></del>
c 要介護 3 <u>1,172</u>	<u>1,147単位</u> c 要介護 3 <u>1,147単位</u>
d 要介護 4 <u>1,269</u>	<u>1,242単位</u> d 要介護 4 <u>1,242単位</u>

e 要介護 5	1,356単位	e 要介護 5	1,327単位
国 経過的ユニット型病院療養病床短期プ	N所療養介護費(II)	田 ユニット型病院療養病床短期入	所療養介護費(V)
a 要介護 1	867単位	a 要介護 1	848単位
b 要介護 2	977単位	b 要介護 2	956単位
c 要介護3	1,216単位	c 要介護 3	1,190単位
d 要介護 4	1,317単位	d 要介護 4	1,289単位
e 要介護 5	<u>1,408単位</u>	e 要介護 5	1,378単位
	人所療養介護費(Ⅲ)	カニット型病院療養病床短期入	所療養介護費(VI)
a 要介護 1	856単位	a 要介護 1	838単位
b 要介護 2	965単位	b 要介護 2	944単位
c 要介護 3	1,201単位	c 要介護 3	1,175単位
d 要介護 4	<u>1,300単位</u>	d 要介護 4	1,272単位
e 要介護 5	1,390単位	e 要介護 5	1,360単位
4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所	所療養介護費(1日	(4) ユニット型病院療養病床経過型短	期入所療養介護費(1日
につき)	and the No. And the He	につき)	to the condition of the
一 ユニット型病院療養病床経過型短期プランス		一 ユニット型病院療養病床経過型	7711 771111 1942 1
a 要介護 1	838単位	a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	943単位	b 要介護 2	923単位
c 要介護 3	1,082単位	c 要介護 3	1,059単位
d 要介護 4	1,170単位	d 要介護 4	1,145単位
e 要介護 5	1,257単位	e 要介護 5	1,230単位 (元世 3 元 京 第 九 書 典 / II)
<ul><li>二 経過的ユニット型病院療養病床経過費</li></ul>	型 <u>型别人所</u>	二 ユニット型病院療養病床経過型	<u> </u>
<u>具</u> a 要介護 1	838単位	a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	943単位	b 要介護 2	923単位
c 要介護3	1, 082単位	c 要介護3	1,059単位
d 要介護 4	1,170単位	d 要介護 4	1, 145単位
e 要介護 5	1,257単位	e 要介護 5	1,230単位
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	<u> </u>	(5) 特定病院療養病床短期入所療養介	
(→ 3時間以上4時間未満	670単位	(一) 3時間以上4時間未満	656単位
□ 4時間以上6時間未満	928単位	□ 4時間以上6時間未満	908単位
( ) = 1 of ha Stand Stand	<u> </u>	( ) = 2 · 4 hd S · 2 · 4 hd > 1 · 1 ld	2 2 3 1 177

三 6時間以上8時間未満

1,289単位

 $注 1 \sim 7$  (略)

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日<u>(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)</u>を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

 $9 \sim 13$  (略)

 $(6)\sim(8)$  (略)

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(I) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に 届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、 指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、<u>令和6年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか 三 6時間以上8時間未満

1,261単位

注1~7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス 計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入 所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算 として、利用を開始した日から起算して7日を限度として 1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7 を算定している場合は、算定しない。

 $9 \sim 13$  (略)

 $(6)\sim(8)$  (略)

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)イ

<u>18単位</u> 12単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ

6 単位

(三) サービス提供体制強化加算(II) サービス提供体制強化加算(III)

6 単位

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び国については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲

の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

(○○() (略)

(削る)

(削る)

(11) (略)

- ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - (1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)
    - ─ 診療所短期入所療養介護費(I)
      - a 診療所短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	690単位
ii	要介護 2	740単位
iii	要介護 3	789単位
iv	要介護 4	839単位
v	要介護 5	889単位

b 診療所短期入所療養介護費(i)

	· ····································	
i	要介護 1	717単位
ii	要介護 2	770単位
iii	要介護3	822単位
iv	要介護 4	874単位
v	要介護 5	926単位
_	**	

:		診療所短期入所療養介護費(iii)	
	i	要介護1	708单。
	ii	要介護 2	759单。
	iii	要介護3	810単
	iv	要介護 4	861単
	v	要介護 5	913単

d 診療所短期入所療養介護費(w)

げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。

(→~(三) (略)

- 四 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三により算定した単位数の 100分の90に相当する単位数
- □ 介護職員処遇改善加算(V) 巨により算定した単位数の 100分の80に相当する単位数

(11) (略)

- ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - (1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)
    - ─ 診療所短期入所療養介護費(I)
      - a 診療所短期入所療養介護費(i)

i	要介護1	<u>675単位</u>
ii	要介護 2	724単位
iii	要介護3	772単位
iv	要介護 4	821単位
V	要介護 5	870単位

b 診療所短期入所療養介護費(i)

i	要介護1	702単位
ii	要介護 2	<u>754単位</u>
iii	要介護3	804単位
iv	要介護 4	<u>855</u> 単位
v	要介護 5	906単位

c 診療所短期入所療養介護費(jii)

_		的 然 // / / / / / / / / / / / / / / / / /	
	i	要介護1	693単位
	ii	要介護 2	743単位
	iii	要介護3	793単位
	iv	要介護 4	843単位
	v	要介護 5	893単位

d 診療所短期入所療養介護費(w)

i 要介護 1	796単位	i 要介護 1	779単位
ii 要介護 2	846単位	ii 要介護 2	828単位
iii 要介護 3	897単位	iii 要介護 3	878単位
iv 要介護 4	945単位	iv 要介護 4	925単位
v 要介護 5	995単位	v 要介護 5	974単位
e 診療所短期入所療養介護費(v)		e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	829単位	i 要介護 1	811単位
ii 要介護 2	882単位	ii 要介護 2	863単位
iii 要介護 3	934単位	ⅲ 要介護 3	914単位
iv 要介護 4	985単位	iv 要介護 4	964単位
v 要介護 5	1,037単位	v 要介護 5	1,015単位
f 診療所短期入所療養介護費(vi)		f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	818単位	i 要介護 1	800単位
ii 要介護 2	870単位	ii 要介護 2	851単位
iii 要介護 3	921単位	ii 要介護 3	901単位
iv 要介護 4	971単位	iv 要介護 4	950単位
v 要介護 5	1,023単位	v 要介護 5	<u>1,001単位</u>
□ 診療所短期入所療養介護費(I)		□ 診療所短期入所療養介護費(I)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)		a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	611単位	i 要介護 1	598単位
ii 要介護 2	656単位	ii 要介護 2	642単位
iii 要介護 3	700単位	iii 要介護 3	685単位
iv 要介護 4	746単位	iv 要介護 4	730単位
v 要介護 5	790単位	v 要介護 5	773単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)		b 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	719単位	i 要介護 1	704単位
ii 要介護 2	763単位	ii 要介護 2	747単位
iii 要介護 3	808単位	iii 要介護 3	791単位
iv 要介護 4	853単位	iv 要介護 4	835単位
v 要介護 5	898単位	v 要介護 5	879単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費	(1日につき)	(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(	1日につき)

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)
a 要介護 1 818単	<u>位</u> a 要介護 1 <u>800単位</u>
b 要介護 2 869単	<u>位</u> b 要介護 2 <u>850単位</u>
c 要介護 3 <u>918単</u>	<u>位</u> c 要介護 3 <u>898単位</u>
d 要介護 4 <u>967単</u>	<u>位</u> d 要介護 4 <u>946単位</u>
e 要介護 5 <u>1,017単</u>	<u>位</u> e 要介護 5 <u>995単位</u>
□ ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	□ ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)
a 要介護 1 846単	<u>位</u> a 要介護 1 <u>828単位</u>
b 要介護 2 <u>899単</u>	<u>位</u> b 要介護 2 <u>880単位</u>
c 要介護 3 <u>950単</u>	<u>位</u> c 要介護 3 <u>930単位</u>
d 要介護 4 <u>1,001単</u>	<u>位</u> d 要介護 4 <u>980単位</u>
e 要介護 5 <u>1,054単</u>	<u>位</u> e 要介護 5 <u>1,031単位</u>
□ ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	□ ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)
a 要介護 1 836単	<u>位</u> a 要介護 1 <u>818単位</u>
b 要介護 2 <u>888単</u>	<u>位</u> b 要介護 2 <u>869単位</u>
c 要介護 3 <u>939単</u>	<u>位</u> c 要介護 3 <u>919単位</u>
d 要介護 4 <u>989単</u>	<u>位</u> d 要介護 4 <u>968単位</u>
e 要介護 5 <u>1,040単</u>	<u>位</u> e 要介護 5 <u>1,018単位</u>
四 <u>経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)</u>	四 <u>ユニット型診療所短期入所療養介護費(W)</u>
a 要介護 1 818単	<u> </u>
b 要介護 2 <u>869単</u>	<del></del>
c 要介護 3 <u>918単</u>	<u> </u>
d 要介護 4 <u>967単</u>	<del></del>
e 要介護 5 <u>1,017単</u>	
団 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	国 ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)
a 要介護 1 846単	<del></del>
b 要介護 2 <u>899単</u>	<u> </u>
c 要介護 3 <u>950単</u>	<u> </u>
d 要介護 4 <u>1,001</u> 単	<u> </u>
e 要介護 5 <u>1,054単</u>	<u> </u>
☆ 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅲ	☆ ユニット型診療所短期入所療養介護費(W)

a要介護 1836単位b要介護 2888単位c要介護 3939単位d要介護 4989単位

e 要介護 5

1,040単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

○ 3時間以上4時間未満○ 4時間以上6時間未満○ 6時間以上8時間未満○ 1,289単位

 $注 1 \sim 6$  (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日<u>(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)</u>を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注6</u>を算定している場合は、算定しない。

 $8 \sim 12$  (略)

 $(4)\sim(6)$  (略)

- (7) サービス提供体制強化加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一 サービス提供体制強化加算(I)②2単位□ サービス提供体制強化加算(II)(三 サービス提供体制強化加算(III)6 単位

a 要介護 1818単位b 要介護 2869単位c 要介護 3919単位d 要介護 4968単位e 要介護 51,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

○ 3時間以上4時間未満○ 4時間以上6時間未満○ 6時間以上8時間未満○ 1,261単位

 $注 1 \sim 6$  (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス 計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入 所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算 として、利用を開始した日から起算して7日を限度として 1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注5</u> を算定している場合は、算定しない。

 $8 \sim 12$  (略)

 $(4)\sim(6)$  (略)

- (7) サービス提供体制強化加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ(三) サービス提供体制強化加算(II)(五) 18単位(五) 12単位(五) 12単位</

(削る)

# (8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に 届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、 指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

(略)

(削る)

(削る)

(9) (略)

- ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療 養介護費
  - (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)
    - → 認知症疾患型短期入所療養介護費(1)
      - a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	1,042単位
ii	要介護 2	1,108単位
iii	要介護3	1,173単位
iv	要介護 4	1,239単位
v	要介護 5	1,305単位
	認知症疾患刑短期入所療養介護費(;)	

i	要介護 1	1,150単位
ii	要介護 2	<u>1,216単位</u>
iii	要介護 3	1.280単位

四 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

6 単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に 届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、 指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び国につい ては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲 げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。

(略)

四 介護職員処遇改善加算(N) (三により算定した単位数の 100分の90に相当する単位数

田 介護職員処遇改善加算(V) 巨により算定した単位数の 100分の80に相当する単位数

(9) (略)

- ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療 養介護費
  - (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)
    - ─ 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)
      - a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>1,020単位</u>
ii	要介護 2	1,084単位
iii	要介護 3	1,148単位
iv	要介護 4	1,212単位
v	要介護 5	1,277単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i	要介護1	1,125単位
ii	要介護 2	<u>1,190</u> 単位
iii	要介護3	1,253単位

iv 要介護 4	1,348単位	iv 要介護 4	1,319単位
v 要介護 5	1,412単位	v 要介護 5	1,382単位
□ 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)		□ 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	986単位	i 要介護 1	965単位
ii 要介護 2	1,055単位	ii 要介護 2	1,032単位
iii 要介護 3	1,124単位	iii 要介護 3	1,100単位
iv 要介護 4	1,193単位	iv 要介護 4	1,167単位
v 要介護 5	1,260単位	v 要介護 5	<u>1,233単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,094単位	i 要介護 1	1,071単位
ii 要介護 2	1,163単位	ii 要介護 2	1,138単位
iii 要介護 3	1,230単位	iii 要介護 3	1,204単位
iv 要介護 4	1,302単位	iv 要介護 4	1,274単位
v 要介護 5	1,369単位	v 要介護 5	1,340単位
○ 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)		○ 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	958単位	i 要介護 1	937単位
ii 要介護 2	1,025単位	ii 要介護 2	1,003単位
iii 要介護 3	1,091単位	iii 要介護 3	1,068単位
iv 要介護 4	1,158単位	iv 要介護 4	1,133単位
v 要介護 5	1,224単位	v 要介護 5	1,198単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,066単位	i 要介護 1	1,043単位
ii 要介護 2	1,132単位	ii 要介護 2	1,108単位
iii 要介護 3	1,200単位	iii 要介護 3	1,174単位
iv 要介護 4	1,266単位	iv 要介護 4	1,239単位
v 要介護 5	1,333単位	v 要介護 5	1,304単位
四 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)		四 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	942単位	i 要介護 1	922単位

ii 要介護 2	1,008単位	ii 要介護 2	986単位
iii 要介護 3	1,073単位	iii 要介護 3	1,050単位
iv 要介護 4	1,138単位	iv 要介護 4	1,114単位
v 要介護 5	1,204単位	v 要介護 5	1,178単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		b 認知症疾患型短期入所療養介護費	<b>⊉</b> (i)
i 要介護 1	1,049単位	i 要介護 1	1,027単位
ii 要介護 2	1,116単位	ii 要介護 2	1,092単位
iii 要介護 3	1,180単位	iii 要介護 3	1,155単位
iv 要介護 4	1,247単位	iv 要介護 4	1,220単位
v 要介護 5	1,312単位	v 要介護 5	1,284単位
面 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)		面 認知症疾患型短期入所療養介護費(	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		a 認知症疾患型短期入所療養介護費	
i 要介護 1	881単位	i 要介護 1	862単位
ii 要介護 2	947単位	ii 要介護 2	927単位
ⅲ 要介護 3	1,013単位	iii 要介護 3	991単位
iv 要介護 4	1,078単位	iv 要介護 4	1,055単位
v 要介護 5	1,143単位	v 要介護 5	1,119単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		b 認知症疾患型短期入所療養介護費	1
i 要介護 1	990単位	i 要介護 1	969単位
ii 要介護 2	1,055単位	ii 要介護 2	1,032単位
Ⅲ 要介護 3	1,121単位	iii 要介護 3	1,097単位
iv 要介護 4	1,186単位	iv 要介護 4	1,161単位
v 要介護 5	1,251単位	v 要介護 5	1,224単位
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(		(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介証	
<ul><li>認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(</li></ul>		<ul><li>認知症疾患型経過型短期入所療養が</li></ul>	
a 要介護 1	786単位	a 要介護 1	769単位
b 要介護 2	850単位	b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	917単位	c 要介護 3	897単位
d 要介護 4	983単位	d 要介護 4	962単位
e 要介護 5	1,048単位	e 要介護 5	1,026単位
□ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(	Ш)	□ 認知症疾患型経過型短期入所療養分	广護費(Ⅱ)

a 要介護 1 894単位	a 要介護 1 875単位
b 要介護 2 <u>960</u> 単位	b 要介護 2 <u>939単位</u>
c 要介護 3 <u>1,025単位</u>	c 要介護 3 <u>1,003単位</u>
d 要介護 4 <u>1,091単位</u>	d 要介護 4 <u>1,068単位</u>
e 要介護 5 <u>1,156単位</u>	e 要介護 5 <u>1,131単位</u>
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき	③ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき
)	)
(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	→ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 <u>1,171単位</u>	i 要介護 1 <u>1,146単位</u>
ii 要介護 2 <u>1,236単位</u>	ii 要介護 2 <u>1,210単位</u>
iii 要介護 3 <u>1,303単位</u>	iii 要介護 3 <u>1,275単位</u>
iv 要介護 4 <u>1,368単位</u>	iv 要介護 4 <u>1,339単位</u>
v 要介護 5 <u>1,434単位</u>	v 要介護 5 <u>1,403単位</u>
b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 <u>1,171単位</u>	i 要介護 1 <u>1,146単位</u>
ii 要介護 2 <u>1,236単位</u>	ii 要介護 2 <u>1,210単位</u>
iii 要介護 3 <u>1,303単位</u>	iii 要介護 3 <u>1,275単位</u>
iv 要介護 4 <u>1,368単位</u>	iv 要介護 4 <u>1,339単位</u>
v 要介護 5 <u>1,434単位</u>	v 要介護 5 <u>1,403単位</u>
□ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	□ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 <u>1,115単位</u>	i 要介護 1 1,091単位
ii 要介護 2 <u>1,183単位</u>	ii 要介護 2 <u>1,158単位</u>
iii 要介護 3 <u>1,253単位</u>	iii 要介護 3 <u>1,226単位</u>
iv 要介護 4 <u>1,322単位</u>	iv 要介護 4 <u>1,294単位</u>
v 要介護 5 <u>1,390単位</u>	v 要介護 5 <u>1,360単位</u>
b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
i 要介護 1 1,115単位	i 要介護 1 1,091単位
ii 要介護 2 <u>1,183単位</u>	ii 要介護 2 <u>1,158単位</u>
iii 要介護 3 <u>1,253単位</u>	iii 要介護 3 <u>1,226単位</u>

iv 要介護 4 v 要介護 5 <u>1,322単位</u> 1,390単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

→ 3時間以上4時間未満

670単位

□ 4時間以上6時間未満

927単位

三 6時間以上8時間未満

1,288単位

注 1 ~ 3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日 (利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日) を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5~8 (略)

(5) • (6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(I) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に

iv要介護 41,294単位v要介護 51,360単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

→ 3時間以上4時間未満

656単位

□ 4時間以上6時間未満

907単位

三 6時間以上8時間未満

1,260単位

 $注 1 \sim 3$  (略)

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス 計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入 所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算 として、利用を開始した日から起算して7日を限度として 1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5~8 (略)

(5) • (6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(-) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

6 単位 6 単位

<u>一</u> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に

届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、 指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、<u>令和6年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

(略)

(削る)

(削る)

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

- (1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)
  - □ I型介護医療院短期入所療養介護費(I)
    - a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i	要介護1	762単位
ii	要介護 2	874単位
iii	要介護3	<u>1,112</u> 単位
iv	要介護4	<u>1,214単位</u>
V	要介護5	1,305単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

)	1 至月	
i	要介護 1	875単位
ii	要介護 2	985単位
iii	要介護 3	1,224単位
iv	要介護 4	1,325単位
V	要介護 5	1,416単位

□ I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1 752単位

届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、 指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、<u>平成33年3月31日までの間(四及び国については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)</u>、次に掲 げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。

(-)~(-) (略)

- <u></u> <u>の 介護職員処遇改善加算(IV)</u> <u>(三により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u>
- <u>国</u> 介護職員処遇改善加算(V) <u>三により算定した単位数の</u> 100分の80に相当する単位数
- (9) (略)
- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- (1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)
  - ─ I型介護医療院短期入所療養介護費(I)
    - a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	<u>746</u> 単位
ii	要介護 2	<u>855</u> 単位
iii	要介護3	<u>1,088</u> 単位
iv	要介護 4	<u>1,188</u> 単位
V	要介護 5	1,277単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i	要介護1	856単位
ii	要介護 2	964単位
iii	要介護3	1,198単位
iv	要介護 4	1,297単位
v	要介護 5	1,386単位

□ I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1 736単位

ii 要介護 2	861単位	ii 要介護 2	843単位
iii 要介護 3	1,096単位	iii 要介護 3	1,073単位
iv 要介護 4	1,197単位	iv 要介護 4	1,171単位
v 要介護 5	1,287単位	v 要介護 5	1,259単位
b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		b I型介護医療院短期入所療養介護	費(ii)
i 要介護 1	862単位	i 要介護 1	844単位
ii 要介護 2	972単位	ii 要介護 2	951単位
iii 要介護 3	1,207単位	iii 要介護 3	1,181単位
iv 要介護 4	1,306単位	iv 要介護 4	1,278単位
v 要介護 5	1,396単位	v 要介護 5	1,366単位
□ I型介護医療院短期入所療養介護費(II)		<ul><li>三 I型介護医療院短期入所療養介護費(</li></ul>	Ⅲ)
a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)		a I型介護医療院短期入所療養介護	<b>費</b> (i)
i 要介護 1	736単位	i 要介護 1	720単位
ii 要介護 2	845単位	ii 要介護 2	827単位
iii 要介護 3	1,080単位	iii 要介護 3	1,057単位
iv 要介護 4	1,180単位	iv 要介護 4	1,155単位
v 要介護 5	1,270単位	v 要介護 5	1,243単位
b I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)		b I型介護医療院短期入所療養介護	
i 要介護 1	846単位	i 要介護 1	828単位
ii 要介護 2	955単位	ii 要介護 2	935単位
iii 要介護 3	1,190単位	iii 要介護 3	1,165単位
iv 要介護 4	1,290単位	iv 要介護 4	1,262単位
v 要介護 5	1,380単位	v 要介護 5	1,350単位
(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日に	[つき)	② Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(	· ·
□ II型介護医療院短期入所療養介護費(I)		<ul><li>Ⅲ型介護医療院短期入所療養介護費(</li></ul>	
a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)		a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護	
i 要介護 1	716単位	i 要介護 1	701単位
ü 要介護 2	812単位	ii 要介護 2	795単位
iii 要介護 3	1,022単位	ii 要介護 3	1,000単位
iv 要介護 4	1,111単位	iv 要介護 4	1,087単位
v 要介護 5	1,192単位	v 要介護 5	1,166単位

b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	828単位	i 要介護 1	810単位
ii 要介護 2	925単位	ii 要介護 2	905単位
iii 要介護 3	1,133単位	ii 要介護 3	1,109単位
iv 要介護 4	1,223単位	iv 要介護 4	1,197単位
v 要介護 5	1,303単位	v 要介護 5	<u>1,275単位</u>
□ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)		□ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)		a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	700単位	i 要介護 1	<u>685単位</u>
ii 要介護 2	796単位	ii 要介護 2	779単位
iii 要介護 3	1,006単位	iii 要介護 3	984単位
iv 要介護 4	1,094単位	iv 要介護 4	<u>1,071単位</u>
v 要介護 5	1,175単位	v 要介護 5	1,150単位
b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	811単位	i 要介護 1	794単位
ii 要介護 2	908単位	ii 要介護 2	889単位
iii 要介護 3	1,117単位	iii 要介護 3	1,093単位
iv 要介護 4	1,207単位	iv 要介護 4	1,181単位
v 要介護 5	1,287単位	v 要介護 5	1,259単位
○ II型介護医療院短期入所療養介護費(II)		□ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)		a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	689単位	i 要介護 1	674単位
ii 要介護 2	785単位	ii 要介護 2	768単位
iii 要介護 3	994単位	iii 要介護 3	973単位
iv 要介護 4	1,083単位	iv 要介護 4	1,060単位
v 要介護 5	1,163単位	v 要介護 5	1,138単位
b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		b <b>Ⅱ</b> 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	800単位	i 要介護 1	783単位
ii 要介護 2	897単位	ii 要介護 2	878単位
iii 要介護 3	1,106単位	iii 要介護 3	1,082単位
iv 要介護 4	1,196単位	iv 要介護 4	1,170単位

v 要介護 5	1,275単位	v 要介護 5	1,248単位	
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)		(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)		
→ I 型特別介護医療院短期入所療養介護費		<ul><li>→ I型特別介護医療院短期入所療養介護費</li></ul>		
a I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)		a I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	702単位	i 要介護 1	687単位	
ii 要介護 2	804単位	ii 要介護 2	787単位	
iii 要介護 3	1,029単位	ⅲ 要介護 3	1,007単位	
iv 要介護 4	<u>1,123単位</u>	iv 要介護 4	1,099単位	
v 要介護 5	<u>1,210単位</u>	v 要介護 5	1,184単位	
b I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)		b I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	805単位	i 要介護 1	788単位	
ii 要介護 2	910単位	ii 要介護 2	891単位	
iii 要介護 3	1,132単位	iii 要介護 3	1,108単位	
iv 要介護 4	1,228単位	iv 要介護 4	1,202単位	
v 要介護 5	<u>1,313単位</u>	v 要介護 5	1,285単位	
□ Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費		□ Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)		a Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	656単位	i 要介護 1	642単位	
ii 要介護 2	748単位	ii 要介護 2	732単位	
iii 要介護 3	947単位	iii 要介護 3	927単位	
iv 要介護 4	1,032単位	iv 要介護 4	1,010単位	
v 要介護 5	1,108単位	v 要介護 5	1,084単位	
b Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)		b Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	762単位	i 要介護 1	746単位	
ii 要介護 2	855単位	ii 要介護 2	837単位	
iii 要介護 3	1,054単位	ii 要介護 3	1,031単位	
iv 要介護 4 v 要介護 5	1,137単位	iv 要介護 4	<u>1,113単位</u> 1,188単位	
- 1, 1, 1, 1, 2	<u>1,214単位</u> 索養企業费(1.月12.0	v 要介護 5	<del></del> _	
(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(1日につ (4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(1日 き)			別八川原食川 暖賃(1日に)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)		ー ローロー ローロー ローロー ローロー ローロー ローロー ローロー ロ	短期入所瘠養介護費(1)	
() 一一/ 1 主 1 主 月 皮 区 凉 内 应 为 八 月 凉 夜 月 戊 月 (1)		( ) 至 5 7 1 至 1 至 7 晚 四 原 的	/当//1/////////////////////////////////	

a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費		a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	892単位	i 要介護 1	873単位	
ii 要介護 2	1,002単位	ii 要介護 2	981単位	
iii 要介護 3	1,242単位	iii 要介護 3	1,215単位	
iv 要介護 4	1,343単位	iv 要介護 4	1,314単位	
v 要介護 5	1,434単位	v 要介護 5	1,403単位	
b 経過的ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費		b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	892単位	i 要介護 1	873単位	
ii 要介護 2	1,002単位	ii 要介護 2	981単位	
iii 要介護 3	1,242単位	iii 要介護 3	1,215単位	
iv 要介護 4	1,343単位	iv 要介護 4	1,314単位	
v 要介護 5	1,434単位	v 要介護 5	1,403単位	
□ ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護	隻費(Ⅱ)	□ ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)		
a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介		a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	882単位	i 要介護 1	863単位	
ii 要介護 2	990単位	ii 要介護 2	969単位	
iii 要介護 3	1,226単位	iii 要介護 3	1,200単位	
iv 要介護 4	1,325単位	iv 要介護 4	1,297単位	
v 要介護 5	<u>1,415単位</u>	v 要介護 5	1,385単位	
b 経過的ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費		b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	882単位	i 要介護 1	863単位	
ii 要介護 2	990単位	ii 要介護 2	969単位	
iii 要介護 3	1,226単位	iii 要介護 3	1,200単位	
iv 要介護 4	1,325単位	iv 要介護 4	1,297単位	
v 要介護 5	1,415単位	v 要介護 5	1,385単位	
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費	費(1日につ	(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養	介護費(1日につ	
き)		<i>a</i> )		
一 ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費		<ul><li>(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)</li></ul>		
a 要介護 1	891単位	a 要介護 1	872単位	
b 要介護 2	993単位	b 要介護 2	972単位	
c 要介護 3	1,215単位	c 要介護 3	1,189単位	

d 要介護4	1,309単位	d 要介護 4	1,281単位	
e 要介護 5	1,394単位	e 要介護 5	1,364単位	
□ 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療	院短期入所療養介護費	□ ユニット型Ⅱ型介護医療院短	其期入所療養介護費(ii)	
a 要介護 1	891単位	a 要介護 1	872単位	
b 要介護 2	993単位	b 要介護 2	972単位	
c 要介護 3	<u>1,215単位</u>	c 要介護 3	<u>1,189単位</u>	
d 要介護 4	<u>1,309単位</u>	d 要介護 4	<u>1,281単位</u>	
e 要介護 5	<u>1,394単位</u>	e 要介護 5	<u>1,364単位</u>	
(6) ユニット型特別介護医療院短期入	、所療養介護費(1日につ	(6) ユニット型特別介護医療院短期	入所療養介護費(1日につ	
き)		き)		
→ ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費		→ ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a ユニット型 I 型特別介護医療	院短期入所療養介護費	a ユニット型I型特別介護医	療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	841単位	i 要介護 1	823単位	
ii 要介護 2	943単位	ii 要介護 2	923単位	
iii 要介護 3	1,168単位	iii 要介護 3	<u>1,143単位</u>	
iv 要介護 4	1,262単位	iv 要介護 4	1,235単位	
v 要介護 5	1,347単位	v 要介護 5	<u>1,318単位</u>	
b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介	護医療院短期入所療養介	b ユニット型I型特別介護医	療院短期入所療養介護費(ii)	
<u>護費</u>				
i 要介護 1	841単位	i 要介護 1	823単位	
ii 要介護 2	943単位	ii 要介護 2	923単位	
iii 要介護 3	1,168単位	iii 要介護 3	<u>1,143単位</u>	
iv 要介護 4	1,262単位	iv 要介護 4	<u>1,235単位</u>	
v 要介護 5	1,347単位	v 要介護 5	<u>1,318単位</u>	
□ ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費		□ ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費		a <u>ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>		
i 要介護 1	849単位	i 要介護 1	831単位	
ii 要介護 2	946単位	ii 要介護 2	926単位	
iii 要介護 3	1,156単位	iii 要介護 3	1,131単位	
iv 要介護 4	1,247単位	iv 要介護 4	1,220単位	
v 要介護 5	1,326単位	v 要介護 5	1,298単位	

b 経過的ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介 護費

i要介護 1849単位ii要介護 2946単位iii要介護 31,156単位iv要介護 41,247単位v要介護 51,326単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

→ 3時間以上4時間未満

670単位

□ 4時間以上6時間未満

928単位

□ 6時間以上8時間未満

1,289単位

 $注 1 \sim 6$  (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日<u>(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)</u>を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8~13 (略)

(8)~(12) (略)

- (13) サービス提供体制強化加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)

22単位

b ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i要介護 1831単位ii要介護 2926単位iii要介護 31,131単位iv要介護 41,220単位

v 要介護 5

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

→ 3時間以上4時間未満 656単位

二 4時間以上6時間未満908単位

(三) 6時間以上8時間未満1,261単位

注 1 ~ 6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス 計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入 所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算 として、利用を開始した日から起算して7日を限度として 、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注 6を算定している場合は、算定しない。

8~13 (略)

(8)~(12) (略)

- (13) サービス提供体制強化加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - → サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

1,298単位

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

18単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(略)

(削る)

(削る)

(15) (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1 538単位

(2) 要介護 2

604単位

(3) 要介護3

674単位

(4) 要介護 4

738単位

(5) 要介護 5

807単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(1月につき)

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1

538単位

(2) 要介護 2

604単位

(I) サービス提供体制強化加算(I)ロ

<u>12単位</u>

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

6 単位 6 単位

四 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び国については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(-)~(-) (略)

<u>阿</u> 介護職員処遇改善加算(N) <u>(三により算定した単位数の</u> 100分の90に相当する単位数

<u>国</u> 介護職員処遇改善加算(V) <u>(三により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>

(15) (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1

536単位

(2) 要介護 2

602単位

(3) 要介護3

671単位

(4) 要介護 4

735単位

(5) 要介護 5

804単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(1月につき)

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1

536単位

(2) 要介護 2

602単位

(3) 要介護 3

674単位

(4) 要介護 4 (5) 要介護 5

738単位 807単位

注 1 (略)

2 口について、指定特定施設において、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス基準第 192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入 居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、別に 厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの 単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入 居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状 熊区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度とし て算定する。ただし、介護職員の員数が別に厚生労働大臣 が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定め るところにより算定する。

3 • 4 (略)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して いるものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設にお いて、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行 った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次| に掲げる所定単位数を加算する。ただし、トを算定してい る場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれ かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその 他の加算は算定しない。

(1) 入居継続支援加算(1)

36単位

(2) 入居継続支援加算(I)

22単位

(削る)

(3) 要介護 3 (4) 要介護 4

(5) 要介護 5

注 1 (略)

2 口について、指定特定施設において、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス基準第 192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入 居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、別に 厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの 単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入 居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状 熊区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度とし て算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に 厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労 働大臣が定めるところにより算定する。

671単位

735単位

804単位

3 • 4 (略)

- 5 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利 用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合 は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単 位数に加算する。ただし、トを算定している場合において は、算定しない。
- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲 げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分 の15以上であること。
- (2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6 又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職 員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成

- 6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。
- (1) 生活機能向上連携加算(1)

100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II)

200単位

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師にはり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活

12年厚生省告示第27号)第5号に規定する基準に該当していないこと。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又びきゅう師については、理学療法士、作業療法・ 言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に、)にないて「理学療法士等」という。 1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超えるでも、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、程学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの、利用者の数を100で除した数以上配置しているもの、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活 相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(I)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算(I)

30単位 60単位

口 ADL維持等加算(I)

 $9 \sim 12$  (略)

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する 指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごと に利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態 のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニ ング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口 腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあって は算定しない。 相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

 $8 \sim 11$  (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する 指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごと に利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄 養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあ っては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該 利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養 スクリーニング加算として1回につき<u>5単位</u>を所定単位数 に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以 外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算

- 14 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合している ものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用 者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科 学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単 位数に加算する。
  - イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症 の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
  - 四 必要に応じて特定施設サービス計画(指定居宅サービス基準第184条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう。)を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

二 (略)

- ホ 看取り介護加算
  - 注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(I)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。
    - 2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設 において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用

定しない。 (新設)

二 (略)

ホ 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(II) として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算(I)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

#### へ (略)

#### ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指 定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する 。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

(削る)

## チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生 活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和</u> <u>6年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加 算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している 場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

#### へ (略)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指 定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する 。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)イ

<u>18単位</u>

口 サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

6 単位 6 単位

四 サービス提供体制強化加算(II)

### チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生 活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>平成</u> 33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働 大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位 数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定し ている場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しな い。

(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(削る)	(4) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10
	0分の90に相当する単位数
(削る)	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10
	0分の80に相当する単位数
リ (略)	リ (略)
11 (略)	11 (略)

(指定居宅介護支援に要する費用の 額 の算定に関する基準 の 一 部改 正

の一部を次の表のように改正する。

第二条 指定居宅介護支援に要する費用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算定に 関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十号)

数 II 後		8 旧	
別表		別表	
指定居宅介護支援介護給付費単位数表		指定居宅介護支援介護給付費単位数表	
居宅介護支援費		居宅介護支援費	
イ 居宅介護支援費(1月につき)		イ 居宅介護支援費(1月につき)	
(1) 居宅介護支援費(1)		(1) 居宅介護支援費(1)	
(→) 居宅介護支援費(i)		→ 要介護1又は要介護2	1,057単位
a 要介護 1 又は要介護 2	1,076単位	 (新設)	
<u>b</u> 要介護3、要介護4又は要介護5	1,398単位	(新設)	
<u></u> 居宅介護支援費(i)		□ 要介護3、要介護4又は要介護5	1,373単位
<u>a</u> 要介護1又は要介護2	539単位	(新設)	
<u>b</u> 要介護3、要介護4又は要介護5	698単位	(新設)	
<u>闫</u> 居宅介護支援費(iii)		(新設)	
<u>a</u> 要介護1又は要介護2	323単位		
<u>b</u> 要介護3、要介護4又は要介護5	418単位		
(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)		(2) 居宅介護支援費(II)	
<u>←</u> 居宅介護支援費(i)		<u>一</u> 要介護1又は要介護2	<u>529単位</u>
<u>a</u> <u>要介護1又は要介護2</u>	1,076単位	(新設)	
<u>b</u> 要介護3、要介護4又は要介護5	1,398単位	(新設)	
<u>二</u> 居宅介護支援費(i)		□ 要介護3、要介護4又は要介護5	686単位
<u>a</u> 要介護1又は要介護2	522単位	(新設)	
<u>b</u> 要介護3、要介護4又は要介護5	677単位	(新設)	
<u>三</u> 居宅介護支援費(ii)		(新設)	
<u>a 要介護1又は要介護2</u>	313単位		
<u>b</u> 要介護3、要介護4又は要介護5	406単位		
(削る)		(3) 居宅介護支援費Ⅲ	
		<u></u> 要介護 1 又は要介護 2	317単位
		□ 要介護3、要介護4又は要介護5	411単位

- 注1 (1)については、利用者に対して指定居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)は、次のイからハまでにかかわらず、(1)の円を適用する。また、(2)を算定する場合には、(1)は算定しない。
  - イ 居宅介護支援費(i) 指定居宅介護支援事業所において 指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当 該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規 定に基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に 規定する指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を 受けて行う指定介護予防支援(同項に規定する指定介護 予防支援をいう。)の提供を受ける利用者数(基準第13 条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当す る地域に住所を有する利用者数を除く。) に2分の1を 乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介 護支援専門員の員数(指定居宅サービス等の事業の人員 、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号 ) 第2条第8号に規定する常勤換算方法で算定した員数 をいう。以下同じ。) で除して得た数(以下「取扱件数 」という。)が40未満である場合又は40以上である場合 において、40未満の部分について算定する。

注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護 支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」と いう。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう 。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅 介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年 厚生省令第38号。以下「基準」という。)第14条第1項の 規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅 介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護 支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に掲げる区 分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所(基準第 2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。 以下同じ。) において指定居宅介護支援を受ける1月当 たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第 115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業 者 (法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者 をいう。) から委託を受けて行う指定介護予防支援(同 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の提供を受け る利用者数 (基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣 が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を 除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居 宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サ ービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平 成11年厚生省令第37号) 第2条第8号に規定する常勤換 算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得 た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合

- ロ 居宅介護支援費(<u>ii</u>) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費<u>(ii)</u> 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。
- 2 ②については、情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイからハまでにかかわらず、②の一を適用する。
  - <u>イ</u> <u>居宅介護支援費(i)</u> <u>取扱件数が45未満である場合又は 45以上である場合において、45未満の部分について算定</u> する。
  - <u>ロ</u> 居宅介護支援費(ii) 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定する。
  - <u>ハ</u> 居宅介護支援費(iii) 取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分について算定する。

 $3 \sim 8$  (略)

口 初回加算

300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

又は40以上である場合において、40未満の部分について 算定する。

- ロ 居宅介護支援費(<u>II</u>) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費<u>(III)</u> 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

(新設)

 $2 \sim 7$  (略)

口 初回加算

300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

#### ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た指 定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、<u>次に掲</u> <u>げる</u>いずれかの加算を算定している場合においては、<u>次に掲</u> げるその他の加算は算定しない。

イ 特定事業所加算(I)

505単位

口 特定事業所加算(Ⅱ)

407単位

ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

309単位

二 特定事業所加算(A)

100単位

二 特定事業所医療介護連携加算

125単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき 所定単位数を加算する。

ホ (略)

△ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護 老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院 又は退所(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定 地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護の夕又は指定施設サービス等に要 する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21 号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉 施設サービスの夕の在宅・入所相互利用加算を算定する場合 を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着 型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は 退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福 祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に

#### ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た指 定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、特定事 業所加算(I)から特定事業所加算(II)までのいずれかの加算を算 定している場合においては、特定事業所加算(I)から特定事業 所加算(II)までのその他の加算は算定しない。

イ 特定事業所加算(I)

500単位

ロ 特定事業所加算(II)

400単位

ハ 特定事業所加算(II)

300単位

二 特定事業所加算(N)

125単位

(新設)

二 (略)

<u>ホ</u> 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護 老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院 又は退所(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定 地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護の<u>ヨ</u>又は指定施設サービス等に関する基準(平成12年厚生省告示第21 号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉 施設サービスの<u>ワ</u>の在宅・入所相互利用加算を算定する場合 を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着 型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は 退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福 祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に 関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を 作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関す る調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サー ビス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合 に限る。)には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区 分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定 単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算 定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しな い。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しな い。

イ~ホ (略)

(削る)

(削る)

関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を 作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関す る調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サー ビス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合 に限る。)には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区 分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定 単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算 定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しな い。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しな い。

イ~ホ (略)

<u>小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</u>

300単位

- 注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。
- ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算
   注 利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供

# 卜 通院時情報連携加算

50単位

注 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

チ・リ (略)

する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始目前6月以内において、当該利用者による当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

チ・リ (略)

(指定施設 サー ピ ス等に要する費用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算定に関する基準 . О 部改 正

号)の一部を次の表のように改正する。

第三条 指定施設サ F ス等に要する費用  $\mathcal{O}$ 額 0 算定 に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十一

数 II 後		改 正	
別表		別表	
指定施設サービス等介護給付費単位数表		指定施設サービス等介護給付費単位数表	
1 介護福祉施設サービス		1 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス費 (1日につき)		イ 介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(1) 介護福祉施設サービス費		(1) 介護福祉施設サービス費	
(I) 介護福祉施設サービス費(I)		(一) 介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護 1	573単位	a 要介護 1	559単位
b 要介護 2	641単位	b 要介護 2	627単位
c 要介護 3	712単位	c 要介護 3	697単位
d 要介護 4	780単位	d 要介護 4	765単位
e 要介護 5	847単位	e 要介護 5	832単位
□ 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		□ 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
a 要介護1	573単位	a 要介護 1	559単位
b 要介護 2	641単位	b 要介護 2	627単位
c 要介護 3	712単位	c 要介護 3	697単位
d 要介護 4	780単位	d 要介護 4	765単位
e 要介護 5	847単位	e 要介護 5	832単位
(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費		② 経過的小規模介護福祉施設サービス費	
→ 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)		(-) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護 1	675単位	a 要介護 1	661単位
b 要介護 2	741単位	b 要介護 2	726単位
c 要介護 3	812単位	c 要介護 3	797単位
d 要介護 4	878単位	d 要介護 4	862単位
e 要介護 5	942単位	e 要介護 5	926単位
□ 経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		□ 経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
a 要介護 1	675単位	a 要介護 1	661単位
b 要介護 2	741単位	b 要介護 2	726単位

c 要介護 3	812単位	c 要介護 3	797単位
d 要介護 4	878単位	d 要介護 4	862単位
e 要介護 5	942単位	e 要介護 5	926単位
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)		ロ ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費		(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	
(→) ユニット型介護福祉施設サービス費		→ ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護 1	652単位	a 要介護 1	638単位
b 要介護 2	720単位	b 要介護 2	705単位
c 要介護 3	793単位	c 要介護 3	778単位
d 要介護 4	862単位	d 要介護 4	846単位
e 要介護 5	929単位	e 要介護 5	913単位
二 経過的ユニット型介護福祉施設サービス費		□ ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
a 要介護 1	652単位	a 要介護 1	638単位
b 要介護 2	720単位	b 要介護 2	705単位
c 要介護 3	793単位	c 要介護 3	778単位
d 要介護 4	862単位	d 要介護 4	846単位
e 要介護 5	929単位	e 要介護 5	913単位
② 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	, <u>-</u>	② ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費	
→ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス	<u>費(I)</u>	→ ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス	<u>費(I)</u>
a 要介護 1	747単位	a 要介護 1	732単位
b 要介護 2	813単位	b 要介護 2	798単位
c 要介護 3	885単位	c 要介護 3	869単位
d 要介護 4	950単位	d 要介護 4	934単位
	,015単位	e 要介護 5	998単位
□ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス		□ ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス	
a 要介護 1	747単位	a 要介護 1	732単位
b 要介護 2	813単位	b 要介護 2	798単位
c 要介護 3	885単位	c 要介護 3	869単位
d 要介護 4	950単位	d 要介護 4	934単位
	,015単位	e 要介護 5	998単位
注 1 ~ 4 (略)		注 1 ~ 4 (略)	

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 6 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

 $7 \sim 10$  (略)

- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。
  - (1) 生活機能向上連携加算(1)

100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II)

200単位

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する

(新設)

(新設)

 $5 \sim 8$  (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する

常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士 等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指 定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準( 平成11年厚生省令第39号) 第2条第3項に規定する常勤換 算方法をいう。注15及び注17において同じ。)で入所者の 数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府 県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓 練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種 の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し 、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合 は、個別機能訓練加算(I)として、1日につき12単位を所定 単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(1)を算定して いる場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情 報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当 該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要 な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(I)として、1 月につき20単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) ADL維持等加算(I)

30単位

(2) ADL維持等加算(II)

60単位

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令(平成10年政令

常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注12及び注14において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令(平成10年政令

第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。)に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、夕を算定している場合は、算定しない。

 $15 \sim 18$  (略)

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 (略)

ハ (略)

二 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注6を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

(削る)

第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。)に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>ソ</u>を算定している場合は、算定しない。

 $12 \sim 15$  (略)

16 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17・18 (略)

ハ (略)

二 再入所時栄養連携加算

400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、へを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

<u>へ</u> 栄養マネジメント加算

14単位

<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道 府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養

# へ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する<u>ものとして都道</u> 府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、<u>入所者</u> ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネ ジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する 。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しな い。

(削る)

## 卜 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人 福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師 、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者 が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ご とに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を 士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

# ト 低栄養リスク改善加算

300単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
  - 2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

## チ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人 福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師 、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者 が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ご とに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を

作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示 を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴 覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画 が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6 を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

## チ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

400単位

(1) 経口維持加算(I) (2) 経口維持加算(II)

2 (略) リ 経口維持加算

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合す る指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を 摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認めら れる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、 医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員そ の他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするため の食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口によ る継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成 している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医 師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指 示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に 限る。) を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行 った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 イ及びロの注6又は経口移行加算を算定している場合は算 定しない。

2 (略)

(削る)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合す る指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を 摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認めら れる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、 医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員そ の他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするため の食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口によ る継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成 している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医 師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指 示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に 限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養 士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日 の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につ き所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定し ている場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場 合は算定しない。

作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示

を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴

覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画

が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメン

ト加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持 計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた 場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる

(削る)

## リ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算(I)

90単位

(2) 口腔衛生管理加算(II)

110単位

(削る)

(削る)

(削る)

<u>ヌ・ル</u> (略)

# ヲ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設にお いて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に 入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続 して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管 理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算 定できるものとする。

# ヌ 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

## ル 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、<u>次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、</u>1月につき所定単位数を加算する。ただし、<u>この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算</u>定しない。

(新設)

(新設)

- <u>イ</u> <u>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。</u>
- <u>ロ</u> 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- <u>ハ</u> 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
- <u>ヲ・ヮ</u> (略)
- カ 看取り介護加算
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設にお いて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に

ついて看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。

<u>ワ</u>~<u>タ</u> (略)

レ 褥瘡マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継 続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 褥瘡マネジメント加算(I)

3 単位

(2) 褥瘡マネジメント加算(I)

13単位

ソ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継 ついて看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。

<u>ヨ~ソ</u> (略)

ツ 褥瘡マネジメント加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継 続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限 度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ネ 排せつ支援加算

100単位

注 <u>排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行う</u> ことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師 続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該 <u>基準に掲げる区分に従い、</u>1月につき所定単位数を<u>加算</u>する 。ただし、<u>次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に</u> おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 排せつ支援加算(I)

10単位

(2) <u>排せつ支援加算(II)</u>

15単位

(3) 排せつ支援加算(II)

20単位

ツ 自立支援促進加算

300単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継 続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所 定単位数を加算する。
- ネ 科学的介護推進体制加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に 対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に 掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 科学的介護推進体制加算(1)

<u>40単位</u> 50単位

(2) 科学的介護推進体制加算(II)

30 毕业

ナ 安全対策体制加算

20単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと して都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所 者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対 策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。
- ラ サービス提供体制強化加算

と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ナ サービス提供体制強化加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に 対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に 掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また 、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない
  - (1) サービス提供体制強化加算(1)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

## ム 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉 施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い 、<u>令和6年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位 数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定し ている場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しな い。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ラ</u>までにより算定した 単位数の1000分の83に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ラ</u>までにより算定した 単位数の1000分の60に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから<u>ラ</u>までにより算定した 単位数の1000分の33に相当する単位数 (削る)

(削る)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に 対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に 掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また 、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位

(4) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

## ラ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉 施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い 、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚 生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算 定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ナ</u>までにより算定した 単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ナ</u>までにより算定した 単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから<u>ナ</u>までにより算定した 単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) <u>介護職員処遇改善加算(W)</u> (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10

# ウ 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福 祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次 に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからラまでにより算 定した単位数の1000分の27に相当する単位数
  - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからラまでにより算 定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- 2 介護保健施設サービス
- イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)
  - (1) 介護保健施設サービス費(I)
    - (-) 介護保健施設サービス費(i)

	a	要介護 1	<u>714単位</u>
	b	要介護 2	759単位
	С	要介護3	821単位
	d	要介護4	874単位
	е	要介護 5	925単位
١.		A =## (P 6# 1/1 = P 3	 ·

-)	介護保健施設サービス質(1)	
a	要介護1	<u>756単位</u>
b	要介護 2	828単位
С	要介護 3	890単位
d	要介護 4	946単位
е	要介護 5	1,003単位
	A =#4 t= ()	·

#### ⊝ 介護保健施設サービス費(※)

a	要介護1	788単位
b	要介護 2	836単位

#### 0分の80に相当する単位数

# ム 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福 祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次 に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからナまでにより算 定した単位数の1000分の27に相当する単位数
  - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからナまでにより算 定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- 2 介護保健施設サービス
- イ 介護保健施設サービス費(1日につき)
  - (1) 介護保健施設サービス費(1)
    - ← 介護保健施設サービス費(i)

a	要介護 1	<u>701単位</u>
b	要介護 2	746単位
С	要介護3	808単位
d	要介護4	860単位
е	要介護 5	911単位

## (一) 介護保健施設サービス費(ii)

7	THE PRODUCTION OF THE	<u> </u>
a	要介護1	<u>742単位</u>
b	要介護 2	814単位
С	要介護3	876単位
d	要介護 4	932単位
е	要介護 5	988単位
Λ.	A =## /= 6# // == 0 - = ## /	\

## ○ 介護保健施設サービス費(ii)

a	要介護 1	<u>775</u> 単位
b	要介護 2	823単位

c 要介護3	898単位	c 要介護 3	884単位
d 要介護 4	949単位	d 要介護 4	935単位
e 要介護 5	<u>1,003単位</u>	e 要介護 5	989単位
四 介護保健施設サービス費(v̄)		四 介護保健施設サービス費(w)	
a 要介護 1	836単位	a 要介護 1	822単位
b 要介護 2	910単位	b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	974単位	c 要介護3	959単位
d 要介護 4	<u>1,030単位</u>	d 要介護 4	1,015単位
e 要介護 5	<u>1,085単位</u>	e 要介護 5	1,070単位
(2) 介護保健施設サービス費(II)		(2) 介護保健施設サービス費(II)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)		(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	739単位	a 要介護 1	726単位
b 要介護 2	822単位	b 要介護 2	808単位
c 要介護 3	935単位	c 要介護3	921単位
d 要介護 4	<u>1,013単位</u>	d 要介護 4	998単位
e 要介護 5	1,087単位	e 要介護 5	1,072単位
二 介護保健施設サービス費(i)		(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	818単位	a 要介護 1	804単位
b 要介護 2	900単位	b 要介護 2	886単位
c 要介護3	<u>1,016単位</u>	c 要介護3	1,001単位
d 要介護 4	<u>1,091単位</u>	d 要介護 4	1,076単位
e 要介護 5	<u>1,165単位</u>	e 要介護 5	1,150単位
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)		(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
→ 介護保健施設サービス費(i)		(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	739単位	a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	816単位	b 要介護 2	802単位
c 要介護 3	909単位	c 要介護3	895単位
d 要介護 4	<u>986単位</u>	d 要介護 4	971単位
e 要介護 5	<u>1,060単位</u>	e 要介護 5	1,045単位
二 介護保健施設サービス費(i)		(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	818単位	a 要介護 1	804単位

b 要介護 2	894単位	b 要介護 2	880単位
c 要介護 3	989単位	c 要介護 3	974単位
d 要介護 4	<u>1,063単位</u>	d 要介護 4 <u>1</u>	,048単位
e 要介護 5	1,138単位	e 要介護 5 <u>1</u>	,123単位
⑷ 介護保健施設サービス費(Ⅳ)		(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
→ 介護保健施設サービス費(i)		一 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	700単位	a 要介護 1	687単位
b 要介護 2	744単位	b 要介護 2	731単位
c 要介護 3	805単位	c 要介護 3	792単位
d 要介護 4	856単位	d 要介護 4	843単位
e 要介護 5	907単位	e 要介護 5	893単位
二 介護保健施設サービス費(i)		仁 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	772単位	a 要介護 1	759単位
b 要介護 2	820単位	b 要介護 2	807単位
c 要介護 3	880単位	c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	930単位	d 要介護 4	916単位
e 要介護 5	982単位	e 要介護 5	968単位
ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき	き)	ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)		(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(·) ユニット型介護保健施設サービス費(i)		→ ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	796単位	a 要介護 1	781単位
b 要介護 2	841単位	b 要介護 2	826単位
c 要介護 3	903単位	c 要介護 3	888単位
d 要介護 4	956単位	d 要介護 4	941単位
e 要介護 5	1,009単位	e 要介護 5	993単位
二 ユニット型介護保健施設サービス費(i)		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	841単位	a 要介護 1	826単位
b 要介護 2	915単位	b 要介護 2	900単位
c 要介護 3	978単位	c 要介護 3	962単位
d 要介護 4	<u>1,035単位</u>	d 要介護 4 <u>1</u>	,019単位
e 要介護 5	1,090単位	e 要介護 5 <u>1</u>	,074単位

三 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(i)	<u>)</u>	三 ユニット型介護保健施設サービス費(iii)	Ī
a 要介護 1	796単位	a 要介護 1	781単位
b 要介護 2	841単位	b 要介護 2	826単位
c 要介護 3	903単位	c 要介護 3	888単位
d 要介護 4	956単位	d 要介護 4	941単位
e 要介護 5	1,009単位	e 要介護 5	993単位
四 <u>経過的ユニット型介護保健施設サービス費(i</u>	<u>)</u>	四 ユニット型介護保健施設サービス費(v)	
a 要介護 1	841単位	a 要介護 1	826単位
b 要介護 2	915単位	b 要介護 2	900単位
c 要介護 3	978単位	c 要介護 3	962単位
d 要介護 4	1,035単位	d 要介護 4	1,019単位
e 要介護 5	1,090単位	e 要介護 5	1,074単位
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)		(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
→ ユニット型介護保健施設サービス費		→ ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	904単位	a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	987単位	b 要介護 2	971単位
c 要介護 3	1,100単位	c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	1,176単位	d 要介護 4	<u>1,160単位</u>
e 要介護 5	1,252単位	e 要介護 5	<u>1,235単位</u>
□ 経過的ユニット型介護保健施設サービス費		□ ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	904単位	a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	987単位	b 要介護 2	971単位
c 要介護 3	<u>1,100単位</u>	c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	<u>1,176単位</u>	d 要介護 4	1,160単位
e 要介護 5	<u>1,252単位</u>	e 要介護 5	1,235単位
⑶ ユニット型介護保健施設サービス費Ⅲ		⑶ ユニット型介護保健施設サービス費∭	
→ ユニット型介護保健施設サービス費		→ ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	904単位	a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	980単位	b 要介護 2	964単位
c 要介護 3	1,074単位	c 要介護 3	1,058単位
d 要介護 4	1,149単位	d 要介護 4	1,133単位

e 要介護 5	1,225単位
□ 経過的ユニット型介護保健施設サービス費	1, 220   122
a 要介護 1	904単位
b 要介護 2	980単位
c 要介護 3	1,074単位
d 要介護 4	1,149単位
e 要介護 5	1,225単位
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(N)	1, 220 + 15.
(一) ユニット型介護保健施設サービス費	
a 要介護 1	779単位
b 要介護 2	825単位
c 要介護 3	885単位
d 要介護 4	937単位
e 要介護 5	988単位
□ 経過的ユニット型介護保健施設サービス費	<u>000+137</u>
a 要介護 1	779単位
b 要介護 2	<u>115年歴</u> 825単位
c 要介護 3	885単位
d 要介護 4	937単位
e 要介護 5	988単位
注 1 ~ 3 (略)	200十匹
4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない	い場合け 安
全管理体制未実施減算として、1日につき5単	
位数から減算する。	<u> </u>
5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定る	カス其淮を湍
たさない場合は、1日につき14単位を所定単位	
する。_	
$6 \sim 9$ (略)	
<u> </u>	

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし

て都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若

年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った

e 要介護 5	1,208単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	964単位
c 要介護 3	1,058単位
d 要介護 4	1,133単位
e 要介護 5	1,208単位
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(IV)	
→ ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位
□ ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位
注 1 ~ 3 (略)	
(新設)	
( linear )	
(新設)	
(705)	
$4 \sim 7$ (略)	

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った

場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき 120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>レ</u>を算定して いる場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

 $16 \sim 18$  (略)

19 T(4)又はT(4)を算定している介護老人保健施設については、<u>注7、注8</u>及び<u>注18</u>並びにニからへまで、チから<u>ヌ</u>まで、<u>ワ、</u><u>ヨ</u>及び<u>ツ</u>から<u>ヰ</u>までは算定しない。

ハ (略)

二 再入所時栄養連携加算

200単位

場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき 120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>ツ</u>を算定して いる場合は、算定しない。

<u>9</u> (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

11・12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

 $14 \sim 16$  (略)

17 A(4)又はD(4)を算定している介護老人保健施設については、<u>注 5</u>、<u>注 6</u>及び<u>注16</u>並びに二からへまで、チから<u>ヲ</u>まで、<u>ョ、レ</u>及び<u>ナ</u>から<u>ム</u>までは算定しない。

ハ (略)

二 再入所時栄養連携加算

400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

へ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(略)

三 入退所前連携加算(I)

600単位

<u>网</u> 入退所前連携加算(Ⅱ)

400単位

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)の巨については、次に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、(1)の四については、口に掲げる基準に適合する場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。ただし、(1)の回を算定している場合は、(1)の四は算定しない

0

<u>イ</u> 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者 が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、トを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

へ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(→ · □ (略)

(新設)

三 退所前連携加算

500単位

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)の巨については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

(新設)

<u>携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス</u> 又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。

口 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅に おいて居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する 場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者 が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当 該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文 書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着 型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅 介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地 域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

4 (略)

(削る)

ト 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道 府県知事に届け出た介護老人保健施設において、入所者ごと の継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメ ント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。た だし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。 (新設)

4 (略)

ト 栄養マネジメント加算

<u>14単位</u>

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道 府県知事に届け出た介護老人保健施設における管理栄養士が 、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメ ント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

チ 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定し

(削る)

# チ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及び口の注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

## リ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(11)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食

ていない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算 定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

# リ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

## ヌ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(1)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食

事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、<u>イ及び口の注5又は</u>経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)(削る)

(削る)

## ヌ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他

事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ル 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ヲ ロ腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、 1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。 の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算(1)

90単位 110単位

(2) <u>口腔衛生管理加算(II)</u> (削る)

(削る)

(削る)

ル・ヲ (略)

ワ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)

100単位

(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)

240単位

(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)

100単位

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

- <u>イ</u> <u>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。</u>
- <u>ロ</u> 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- <u>ハ</u> <u>歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職</u> 員からの相談等に必要に応じ対応すること。

<u>ワ・カ</u> (略)

ョ かかりつけ医連携薬剤調整加算

125単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

- イ 6種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容 を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共 同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内 服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医 師と当該主治の医師が合意している者
- <u>ロ</u> 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師 が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方 されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させた者
- <u>ハ</u> 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時 に比べ1種類以上減少している者

カ (略)

ヨ 所定疾患施設療養費(1日につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合 (肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。) は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1) • (2) (略)

2 <u>所定疾患施設療養費(I)は</u>同一の入所者について1月に1 回、連続する7日を限度として<u>算定し、所定疾患施設療養</u> <u>費(II)は同一の入所者について1月に1回、連続する10日を</u> 限度として算定する。

3 (略)

<u>タ</u>~<u>ツ</u> (略)

| オ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位 | 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道 | 府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する

0\_\_\_

- (1) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直 す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報そ の他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必 要な情報を活用していること。
- ナ 褥瘡マネジメント加算

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健

タ (略)

レ 所定疾患施設療養費(1日につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない

(1) • (2) (略)

2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

3 (略)

ソ~ナ (略)

(新設)

ラ 褥瘡マネジメント加算

10単位

注 イ(1)、口(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健

施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は 、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加 算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している 場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 褥瘡マネジメント加算(1)

3 単位

(2) 褥瘡マネジメント加算(I)

13単位

### ラ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的 に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準 に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 排せつ支援加算(1)

10単位

(2) 排せつ支援加算(I)

15単位

(3) 排せつ支援加算(II)

20単位

ム 自立支援促進加算

300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的 に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単 位数を加算する。

## ウ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し 介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区 分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい 施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ム 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 科学的介護推進体制加算(I)

40単位

(2) 科学的介護推進体制加算(I)

60単位

中 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと して都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に 対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加 算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

## ノ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し 介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区 分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

### 才 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サー ビスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6</u> 年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ノ</u>までにより算定した 単位数の1000分の39に相当する単位数 (新設)

### ウ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し 介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区 分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位 6 単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

#### 中 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サー ビスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33 年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大 臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数 に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ウ</u>までにより算定した 単位数の1000分の39に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ノ</u>までにより算定した 単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから<u>ノ</u>までにより算定した 単位数の1000分の16に相当する単位数

(削る)

(削る)

### ク 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>ノ</u>までにより算 定した単位数の1000分の21に相当する単位数
  - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>ノ</u>までにより算 定した単位数の1000分の17に相当する単位数
- 3 介護療養施設サービス
- イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - (1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)
    - 一 療養型介護療養施設サービス費(I)
      - a 療養型介護療養施設サービス費(i)

 i
 要介護 1
 593単位

 ii
 要介護 2
 685単位

 iii
 要介護 3
 889単位

 iv
 要介護 4
 974単位

 v
 要介護 5
 1,052単位

b 療養型介護療養施設サービス費(i)

- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ウ</u>までにより算定した 単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ウ</u>までにより算定した 単位数の1000分の16に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

# ノ 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>ウ</u>までにより算 定した単位数の1000分の21に相当する単位数
  - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>ウ</u>までにより算 定した単位数の1000分の17に相当する単位数
- 3 介護療養施設サービス
- イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - (1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)
    - → 療養型介護療養施設サービス費(I)
      - a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i要介護 1645単位ii要介護 2748単位iii要介護 3973単位iv要介護 41,068単位v要介護 51,154単位

b 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	618単位	i 要介護 1	673単位
ii 要介護 2	716単位	ii 要介護 2	782単位
iii 要介護 3	927単位	iii 要介護 3	1, 016単位
iv 要介護 4	1,017単位	iv 要介護 4	1,115単位
v 要介護 5	1,099単位	v 要介護 5	1,205単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)		c 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>609単位</u>	i 要介護 1	663単位
ii 要介護 2	<u>704単位</u>	ii 要介護 2	769単位
iii 要介護 3	914単位	iii 要介護 3	1,001単位
iv 要介護 4	1,001単位	iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	<u>1,082単位</u>	v 要介護 5	<u>1,187単位</u>
d 療養型介護療養施設サービス費(w)		d 療養型介護療養施設サービス費(w)	
i 要介護 1	<u>686単位</u>	i 要介護 1	749単位
ii 要介護 2	<u>781単位</u>	ii 要介護 2	853単位
iii 要介護 3	982単位	ⅲ 要介護 3	1,077単位
iv 要介護 4	1,070単位	iv 要介護 4	1,173単位
v 要介護 5	1,146単位	v 要介護 5	1,258単位
e 療養型介護療養施設サービス費(v)		e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	717単位	i 要介護 1	783単位
ii 要介護 2	815単位	ii 要介護 2	891単位
ii 要介護 3	1,026単位	ii 要介護 3	1,126単位
iv 要介護 4	1,117単位	iv 要介護 4	1,225単位
v 要介護 5	1,198単位	v 要介護 5	1,315単位
f 療養型介護療養施設サービス費(vi)	505 W /4	f 療養型介護療養施設サービス費(vi)	550 W /4
i 要介護 1	705単位	i 要介護 1	770単位
ii 要介護 2 iii 要介護 3	803単位	ii 要介護 2	878単位
- 17 1 102	<u>1,010単位</u>	iii 要介護 3	1,108単位
iv 要介護 4 v 要介護 5	1,099単位	iv 要介護 4 v 要介護 5	1,206単位
v 要介護 5 □ 療養型介護療養施設サービス費(I)	1,180単位	v 要介護 5 □ 療養型介護療養施設サービス費(I)	1,295単位
a 療養型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型介護療養施設サービス費(i)	

i 要介護 1	<u>542単位</u>	i 要介護 1	589単位
ii 要介護 2	<u>636単位</u>	ii 要介護 2	693単位
ⅲ 要介護 3	<u>774単位</u>	ii 要介護 3	846単位
iv 要介護 4	907単位	iv 要介護 4	993単位
v 要介護 5	943単位	v 要介護 5	1,033単位
b 療養型介護療養施設サービス費(i)		b 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>557単位</u>	i 要介護 1	<u>605単位</u>
ii 要介護 2	652単位	ii 要介護 2	711単位
iii 要介護 3	793単位	iii 要介護 3	867単位
iv 要介護 4	929単位	iv 要介護 4	1,018単位
v 要介護 5	<u>966単位</u>	v 要介護 5	1,059単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)		c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	638単位	i 要介護 1	695単位
ii 要介護 2	731単位	ii 要介護 2	799単位
iii 要介護 3	<u>869単位</u>	iii 要介護 3	951単位
iv 要介護 4	<u>1,001単位</u>	iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	<u>1,037単位</u>	v 要介護 5	1,138単位
d 療養型介護療養施設サービス費(N)		d 療養型介護療養施設サービス費(w)	
i 要介護 1	<u>654単位</u>	i 要介護 1	713単位
ii 要介護 2	<u>749単位</u>	ii 要介護 2	819単位
iii 要介護 3	<u>891単位</u>	iii 要介護 3	975単位
iv 要介護 4	<u>1,026単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,126単位</u>
v 要介護 5	<u>1,062単位</u>	v 要介護 5	<u>1,166単位</u>
⑤ 療養型介護療養施設サービス費◎		⑤ 療養型介護療養施設サービス費◎	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>522単位</u>	i 要介護 1	<u>567単位</u>
ii 要介護 2	<u>619単位</u>	ii 要介護 2	674単位
iii 要介護 3	748単位	iii 要介護 3	818単位
iv 要介護 4	884単位	iv 要介護 4	968単位
v 要介護 5	919単位	v 要介護 5	<u>1,007単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費(i)		b 療養型介護療養施設サービス費(i)	

·	01014	· = \ -#: 4	07.4 14.14
i 要介護 1	619単位	i 要介護 1	674単位
ii 要介護 2	714単位	ü 要介護 2	780単位
iii 要介護 3	845単位	iii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	980単位	iv 要介護 4	1,074単位
v 要介護 5	1,015単位	v 要介護 5	1,113単位
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1	日につき)	② 療養型経過型介護療養施設サービス	
(I) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)		一 療養型経過型介護療養施設サービ	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費		a 療養型経過型介護療養施設サー	
i 要介護 1	<u>601単位</u>	i 要介護 1	654単位
ii 要介護 2	694単位	ii 要介護 2	758単位
iii 要介護 3	825単位	iii 要介護 3	902単位
iv 要介護 4	903単位	iv 要介護 4	989単位
v 要介護 5	981単位	v 要介護 5	1,076単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費	( ii )	b 療養型経過型介護療養施設サー	- ビス費(i)
i 要介護 1	695単位	i 要介護 1	759単位
ii 要介護 2	792単位	ii 要介護 2	865単位
iii 要介護 3	920単位	iii 要介護 3	1,008単位
iv 要介護 4	999単位	iv 要介護 4	<u>1,095単位</u>
v 要介護 5	1,078単位	v 要介護 5	1,182単位
□ 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		二 療養型経過型介護療養施設サービ	: ス費(I)
a 療養型経過型介護療養施設サービス費	(i)	a 療養型経過型介護療養施設サー	-ビス費(i)
i 要介護 1	601単位	i 要介護1	654単位
ii 要介護 2	694単位	ii 要介護 2	758単位
ii 要介護 3	789単位	iii 要介護 3	862単位
iv 要介護 4	868単位	iv 要介護 4	950単位
v 要介護 5	945単位	v 要介護 5	1,036単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費	(ii)	b 療養型経過型介護療養施設サー	- ビス費(i)
i 要介護 1	695単位	i 要介護1	759単位
ii 要介護 2	792単位	ii 要介護 2	865単位
iii 要介護 3	884単位	iii 要介護 3	968単位
iv 要介護 4	962単位	iv 要介護 4	1,054単位

v 要介護 5	1,042単位	v 要介護 5	1,143単位
③ ユニット型療養型介護療養施設サービス	費(1日につき)	(3) ユニット型療養型介護療養施設す	ナービス費(1日につき)
→ ユニット型療養型介護療養施設サービ	ス費([)	一 ユニット型療養型介護療養施調	殳サービス費(I)
a 要介護 1	706単位	a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	801単位	b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,002単位	c 要介護 3	1,099単位
d 要介護 4	1,090単位	d 要介護 4	1,195単位
e 要介護 5	1,166単位	e 要介護 5	1,280単位
二 ユニット型療養型介護療養施設サービ	ス費(I)	二 ユニット型療養型介護療養施設	设サービス費(Ⅱ)
a 要介護 1	732単位	a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	830単位	b 要介護 2	908単位
c 要介護 3	1,042単位	c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,132単位	d 要介護 4	1,242単位
e 要介護 5	1,213単位	e 要介護 5	1,332単位
三 ユニット型療養型介護療養施設サービ		三 ユニット型療養型介護療養施記	
a 要介護 1	723単位	a 要介護 1	790単位
b 要介護 2	819単位	b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	1,028単位	c 要介護 3	1,128単位
d 要介護 4	1,117単位	d 要介護 4	1,225単位
e 要介護 5	1,197単位	e 要介護 5	1,314単位
四 経過的ユニット型療養型介護療養施設		四 ユニット型療養型介護療養施記	
a 要介護 1	706単位	a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	801単位	b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,002単位	c 要介護 3	1,099単位
d 要介護 4	1,090単位	d 要介護 4	1,195単位
e 要介護 5	1,166単位	e 要介護 5	1,280単位
国 経過的ユニット型療養型介護療養施設 <sup>・</sup>		田 ユニット型療養型介護療養施証	
a 要介護 1	732単位	a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	830単位	b 要介護 2	908単位
c 要介護 3	1,042単位	c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,132単位	d 要介護 4	1,242単位

е	要介護 5	1,213単位
( <del>//</del> )	経過的ユニット型療養	&型介護療養施設サービス費∭
a	要介護1	723単位
b	要介護 2	819単位
С	要介護3	1,028単位
d	要介護4	<u>1,117単位</u>
е	要介護 5	<u>1,197単位</u>
(4) ユ	ニット型療養型経過型	型介護療養施設サービス費 (1日に
つき)		
$(\rightarrow)$	ユニット型療養型経過	<u> </u>
a	要介護1	706単位
b	要介護 2	801単位
С	要介護3	924単位
d	要介護4	1,000単位
е	要介護 5	<u>1,079単位</u>
( <u></u> ) <u>}</u>	経過的ユニット型療養	<b></b> 麦型経過型介護療養施設サービス費
a	要介護1	706単位
b	要介護 2	801単位
С	要介護3	924単位
d	要介護4	1,000単位
e	要介護 5	1,079単位
注 1	(略)	
2	別に厚生労働大臣が気	どめる施設基準を満たさない場合は
•	100分の95に相当する	単位を算定する。なお、当該施設
基	準を満たさないもの	として100分の95に相当する単位数
を	算定した指定介護療剤	髪型医療施設については、(6)から <u>(10)</u>

	е	要介	護 5		1,332単位
(六)	)	ユニッ	ト型	療養型介護療養施設サービス費(🛚)	
	a	要介	護 1		790単位
	b	要介	護 2		896単位
	С	要介	護 3		1,128単位
	d	要介	護 4		1,225単位
	е	要介	護 5		1,314単位
(4)	ユ	ニット	型療	養型経過型介護療養施設サービスを	 費 (1日に
つ	き				
( <del>)</del>	)	ユニッ	ト型	療養型経過型介護療養施設サービ	ス費( <u>[)</u>
	a	要介	護 1		771単位
	b	要介	護 2		875単位
	С	要介	護 3		1,012単位
	d	要介	護 4		1,097単位
	е	要介			1,183単位
()	)	ユニッ	ト型	療養型経過型介護療養施設サービ	ス費(I)
	a	要介	護 1		 771単位
	b	要介	護 2		875単位
	С	要介	護 3		1,012単位
	d	要介	護 4		1,097単位
	е	要介	護 5		1,183単位
注 1		(略)			
2		別に厚	生労	働大臣が定める施設基準を満たさ	ない場合は
				こ相当する単位を算定する。なお、	
	基			ないものとして100分の95に相当っ	
			_	7.5	

- $3 \sim 6$  (略)
- 7 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関す る計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの 半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計

まで、(12)、(13)、(16)及び(17)は算定しない。

- を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)、(8)か ら<u>112</u>まで、<u>114</u>、<u>115及び(18)</u>は算定しない。
- $3 \sim 6$  (略) (新設)

画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日に つき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位 数から減算する。

- 8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満 たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算 する。

10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。)に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、低を算定している場合は、算定しない。

<u>12</u> (略)

13 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注12に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

 $14 \sim 16$  (略)

(5) • (6) (略)

(削る)

(新設)

(新設)

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。)に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(17)を算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注8に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

 $11 \sim 13$  (略)

(5) • (6) (略)

(7) 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都 道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管 理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合

#### (7) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、任業を育り、各種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師が指示を行うあって、当該計画に従い、医師の指示を行う場合に、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士の大管理栄養士で、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算を行った場合に、当該計画が作成された日の属する方は、生活では、(1)から(4)までの注9、経口移行加算又は経力により、(1)から(4)までの注9、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

<u>(8)</u> 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する

<u>、</u>栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を 加算する。

(8) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療 養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は 低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯 科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の 職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための 会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行う ための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であ って、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受け た管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合に あっては、当該指示を受けた管理栄養土又は栄養土が、 医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を 行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から 6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算す る。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場 合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定してい る場合は、算定しない。

2 (略)

(9) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する

。<u>ただし、(1)から(4)までの注9を算定している場合は算</u> 定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算

─ 経口維持加算(I)

400単位

□ 経口維持加算(Ⅱ)

100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により資産事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の活動を表でき、医師、歯科医師、管理栄養士、入院患者であるとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であっては、当該指示を受ける管理栄養者が医師の指導を受けている場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

。<u>ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。</u>

2 (略)

10) 経口維持加算

─ 経口維持加算(I)

400単位

□ 経口維持加算(Ⅱ)

100単位

注1 一については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合 する指定介護療養型医療施設において、現に経口により 食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥 が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指 示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介 護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の 栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入 院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進める ための経口維持計画を作成している場合であって、当該 計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示 を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等 が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同 じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行 った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起 算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を 加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又 は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定し ない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続

(削る)

(10) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

(11)~(16) (略)

(17) 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの として都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が 、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場 合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数 を加算する。

(18) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)

22単位

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

18単位

き当該加算を算定できるものとする。

(11) 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(12) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。<u>ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない</u>場合は、算定しない。

イ~ハ (略)

<u>(13)</u>~<u>(18)</u> (略)

(新設)

(19) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

12単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(削る)

6 単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位 6 単位

### (19) 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に 届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指 定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単 位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその 他の加算は算定しない。
  - (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
  - □ 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
  - (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 (削る)

(削る)

#### 20) 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - 一 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(18)までにより

#### (20) 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び国については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - 一 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(19)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
  - □ 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(19)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
  - (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(19)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
  - <u></u> <u>介護職員処遇改善加算(W)</u> <u>三により算定した単位数の</u> 100分の90に相当する単位数
  - <u>国 介護職員処遇改善加算(V)</u> <u>(三により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>
- (21) 介護職員等特定処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、 指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - 一 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(19)までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する	単位数	算定した単位数の1000分の15に相当 <sup>3</sup>	する単位数	
□ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)カ	ら(18)までにより	(三) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(19)までにより		
算定した単位数の1000分の11に相当する	 単位数	算定した単位数の1000分の11に相当 <sup>、</sup>	<u>ー</u> する単位数	
ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施	i設サービス	ロ 療養病床を有する診療所における介護療	養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日に	[つき)	(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1	日につき)	
(-) 診療所型介護療養施設サービス費(I)		(·) 診療所型介護療養施設サービス費(I)		
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)		a 診療所型介護療養施設サービス費	(i)	
i 要介護 1	576単位	i 要介護 1	627単位	
ii 要介護 2	620単位	ii 要介護 2	676単位	
iii 要介護 3	664単位	ⅲ 要介護 3	724単位	
iv 要介護 4	707単位	iv 要介護 4	772単位	
v 要介護 5	<u>752単位</u>	v 要介護 5	822単位	
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)		b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)		
i 要介護 1	601単位	i 要介護 1	654単位	
ii 要介護 2	647単位	ii 要介護 2	706単位	
iii 要介護 3	692単位	iii 要介護 3	756単位	
iv 要介護 4	738単位	iv 要介護 4	807単位	
v 要介護 5	785単位	v 要介護 5	<u>858単位</u>	
c 診療所型介護療養施設サービス費(ii)		c 診療所型介護療養施設サービス費		
i 要介護 1	593単位	i 要介護 1	<u>645単位</u>	
ii 要介護 2	638単位	ii 要介護 2	<u>695単位</u>	
iii 要介護 3	683単位	iii 要介護 3	745単位	
iv 要介護 4	728単位	iv 要介護 4	795単位	
v 要介護 5	774単位	v 要介護 5	845単位	
d 診療所型介護療養施設サービス費(N)		d 診療所型介護療養施設サービス費		
i 要介護 1	670単位	i 要介護 1	731単位	
ii 要介護 2	714単位	ii 要介護 2	780単位	
ⅲ 要介護 3	759単位	iii 要介護 3	830単位	
iv 要介護 4	802単位	iv 要介護 4	877単位	
v 要介護 5	846単位	v 要介護 5	926単位	
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)		e 診療所型介護療養施設サービス費	(v)	

i 要介護 1	699単位	i 要介護 1	763単位
ii 要介護 2	746単位	ii 要介護 2	815単位
iii 要介護 3	792単位	iii 要介護 3	866単位
iv 要介護 4	837単位	iv 要介護 4	916単位
v 要介護 5	884単位	v 要介護 5	968単位
f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)		f 診療所型介護療養施設サービス費	(vi)
i 要介護 1	689単位	i 要介護 1	752単位
ii 要介護 2	735単位	ii 要介護 2	803単位
iii 要介護 3	781単位	iii 要介護 3	853単位
iv 要介護 4	825単位	iv 要介護 4	902単位
v 要介護 5	872単位	v 要介護 5	954単位
□ 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		□ 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)		a 診療所型介護療養施設サービス費	(i)
i 要介護 1	<u>506単位</u>	i 要介護 1	549単位
ii 要介護 2	<u>546単位</u>	ii 要介護 2	593単位
iii 要介護 3	<u>585単位</u>	iii 要介護 3	637単位
iv 要介護 4	626単位	iv 要介護 4	682単位
v 要介護 5	<u>665単位</u>	v 要介護 5	725単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)		b 診療所型介護療養施設サービス費	(ii)
i 要介護 1	<u>602単位</u>	i 要介護 1	656単位
ii 要介護 2	<u>641単位</u>	ii 要介護 2	699単位
iii 要介護 3	<u>681単位</u>	iii 要介護 3	743単位
iv 要介護 4	720単位	iv 要介護 4	787単位
v 要介護 5	760単位	v 要介護 5	831単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費	(1日につき	(2) ユニット型診療所型介護療養施設サー	ビス費(1日につき
)		)	
→ ユニット型診療所型介護療養施設サービス		一 ユニット型診療所型介護療養施設サ	
a 要介護 1	689単位	a 要介護 1	752単位
b 要介護 2	734単位	b 要介護 2	802単位
c 要介護 3	778単位	c 要介護 3	850単位
d 要介護 4	821単位	d 要介護 4	898単位

е	要介護 5	865単位	e	要介護 5	947単位
(	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)		(	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護1	714単位	a	要介護 1	780単位
b	要介護 2	761単位	b	要介護 2	832単位
С	要介護3	807単位	С	要介護 3	882単位
d	要介護4	852単位	d	要介護 4	932単位
е	271 82 -	899単位	е	要介護 5	984単位
( <u>=</u> )	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)		(=)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費団	
a		705単位	a	要介護 1	770単位
b		751単位	b	要介護 2	821単位
С		797単位	C	要介護 3	871単位
d	- 17 1 10-2	841単位	d	要介護 4	920単位
е		887単位	e	要介護 5	971単位
<u>(PLI)</u>	経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービ		( <u>PU</u> )	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費団	-
a	~ ~ ~ ~	689単位	a	要介護 1	752単位
b	× / 1 / 2	734単位	b	要介護 2	802単位
С		778単位	С	要介護 3	850単位
d	2,77,702	821単位	d	要介護 4	898単位
е		865単位	е	要介護 5	947単位
( <u>F</u> )	経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービ		( <del>Ti</del> )	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	<del>-</del>
a	- 17 1 10-2	714単位	a	- 17 1 16-7	780単位
b	× / 1 / 2	761単位	b	要介護 2	832単位
С		807単位	С	要介護 3	882単位
d	- 17 1 10-2	852単位	d	要介護 4	932単位
e	271 82 -	899単位	e	要介護 5	984単位
(六)	経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービ			ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	=
a		705単位	a	要介護 1	770単位
b	~ /	751単位	b	要介護 2	821単位
C	271 82 -	797単位	C	要介護 3	871単位
d	271 12 -	841単位	d	要介護 4	920単位
е	要介護 5	887単位	e	要介護 5	971単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)から(8)まで、(10)、(11)、(14)及び(15)は算定しない。

 $3 \sim 5$  (略)

- 6 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、 安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所 定単位数から減算する。
- 8 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を 満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から 減算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(3)を算定している場合は、算定しない。

 $10 \sim 13$  (略)

(3) • (4) (略)

(削る)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)、(6)から100まで、12)、(13)及び16)は算定しない。

 $3 \sim 5$  (略)

(新設)

(新設)

(新設)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(15)を算定している場合は、算定しない。

 $7 \sim 10$  (略)

(3) • (4) (略)

(5) 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都 道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管 理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合 (5) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員そのの職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合で、当該計画に従い、医師又は歯科医師が指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合に、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8、経口移行加算又は経時加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(<u>6</u>) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する

、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(6) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療 養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は 低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯 科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の 職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための 会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行う ための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であ って、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受け た管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合に あっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、 医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を 行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から 6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算す る。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場 合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定してい る場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する

。<u>ただし、(1)及び(2)の注8を算定している場合は、算定</u> しない。

2 (略)

(7) 経口維持加算

─ 経口維持加算(I)

400単位

□ 経口維持加算(Ⅱ)

100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師、流に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、入院患者が共同して、入院患者の後事の観察及び会議等を行い、の院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であっては、当該指示を受ける管理栄養士が、の指導を受けている場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

。<u>ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。</u>

2 (略)

(8) 経口維持加算

─ 経口維持加算(I)

400単位

□ 経口維持加算(Ⅱ)

100単位

注1 一については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合 する指定介護療養型医療施設において、現に経口により 食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥 が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指 示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介 護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の 栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入 院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進める ための経口維持計画を作成している場合であって、当該 計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示 を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等 が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同 じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行 った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起 算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を 加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又 は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定し ない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続

(削る)

(8) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

(9)~(14) (略)

(15) 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの として都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が 、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場 合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数 を加算する。

16 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)

22単位

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

18単位

き当該加算を算定できるものとする。

(9) 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(10) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。<u>ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない</u>場合は、算定しない。

イ~ハ (略)

<u>(11)</u>~<u>(16)</u> (略)

(新設)

(17) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

12単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(削る)

6 単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位 6 単位

#### (17) 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に 届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指 定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、<u>令和6年3月31日までの間</u>、次に掲げる単 位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその 他の加算は算定しない。
  - (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
  - □ 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
  - (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 (削る)

(削る)

### 18) 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、 指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - 一 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより

### (18) 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び国については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - → 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
  - □ 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(II)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
  - (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
  - <u></u> <u>介護職員処遇改善加算(W)</u> <u>三により算定した単位数の</u> 100分の90に相当する単位数
  - <u>国 介護職員処遇改善加算(V)</u> <u>(三により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>
- (19) 介護職員等特定処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - 一 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(I7)までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位	· 粉·	算定した単位数の1000分の15に相当する単位	数	
<ul><li>二 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(I)</li></ul>	* *	二 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(I7)	* *	
算定した単位数の1000分の11に相当する単位	<del>-</del>	算定した単位数の1000分の11に相当する単位	-	
ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における	* *	ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における	* *	
設サービス	77 暖凉暖旭	設サービス	71 设承设施	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日に	(かき)	(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日に	つき)	
(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	. ) ()	(T) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	767	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		
i 要介護 1	986単位	i 要介護1	973単位	
ii 要介護 2	1,050単位	ii 要介護 2	1,037単位	
iii 要介護 3	1,114単位	iii 要介護 3	1,101単位	
iv 要介護 4	1,179単位	iv 要介護 4	1,166単位	
v 要介護 5	1,244単位	v 要介護 5	1,230単位	
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)		
i 要介護 1	1,091単位	i 要介護 1	1,078単位	
ii 要介護 2	1,157単位	ii 要介護 2	1,144単位	
iii 要介護 3	1,221単位	iii 要介護 3	1,207単位	
iv 要介護 4	1,286単位	iv 要介護 4	1,272単位	
v 要介護 5	1,350単位	v 要介護 5	1,336単位	
□ 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		□ 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		
i 要介護 1	930単位	i 要介護 1	917単位	
ii 要介護 2	998単位	ii 要介護 2	985単位	
iii 要介護 3	1,066単位	iii 要介護 3	1,053単位	
iv 要介護 4	1,133単位	iv 要介護 4	1,120単位	
v 要介護 5	1,201単位	v 要介護 5	1,187単位	
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		
i 要介護 1	1,037単位	i 要介護 1	1,024単位	
ii 要介護 2	1,104単位	ii 要介護 2	1,091単位	
iii 要介護 3	1,171単位	iii 要介護 3	1,158単位	
iv 要介護 4	1,241単位	iv 要介護 4	1,227単位	

v 要介護 5	1,307単位	v 要介護 5	1,293単位
□ 認知症疾患型介護療養施設サービス費 Ⅲ		⑵ 認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅲ	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	902単位	i 要介護 1	889単位
ii 要介護 2	969単位	ii 要介護 2	956単位
iii 要介護 3	1,034単位	iii 要介護 3	1,021単位
iv 要介護 4	1,099単位	iv 要介護 4	1,086単位
v 要介護 5	1,165単位	v 要介護 5	1,152単位
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	1,009単位	i 要介護 1	996単位
ii 要介護 2	1,074単位	ii 要介護 2	1,061単位
iii 要介護 3	<u>1,141単位</u>	iii 要介護 3	1,128単位
iv 要介護 4	1,207単位	iv 要介護 4	1,193単位
v 要介護 5	<u>1,271単位</u>	v 要介護 5	<u>1,257単位</u>
四 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)		四 認知症疾患型介護療養施設サービス費(N)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	887単位	i 要介護 1	874単位
ii 要介護 2	951単位	ii 要介護 2	938単位
iii 要介護 3	<u>1,016単位</u>	iii 要介護 3	1,003単位
iv 要介護 4	<u>1,080単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,067単位</u>
v 要介護 5	<u>1,145単位</u>	v 要介護 5	<u>1,132単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	993単位	i 要介護 1	980単位
ii 要介護 2	1,058単位	ii 要介護 2	<u>1,045単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,121単位</u>	iii 要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,188単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,174単位</u>
v 要介護 5	<u>1,251単位</u>	v 要介護 5	<u>1,237単位</u>
団 認知症疾患型介護療養施設サービス費(₹)		□ 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	827単位	i 要介護 1	815単位
ii 要介護 2	892単位	ii 要介護 2	879単位

iii 要介護 3	956単位	iii 要介護 3	943単位
iv 要介護 4	1,021単位	iv 要介護 4	1,008単位
v 要介護 5	1,085単位	v 要介護 5	1,072単位
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)		b 認知症疾患型介護療養施	面設サービス費(i)
i 要介護 1	934単位	i 要介護 1	921単位
ii 要介護 2	998単位	ii 要介護 2	985単位
iii 要介護 3	1,063単位	iii 要介護 3	1,050単位
iv 要介護 4	1,127単位	iv 要介護 4	1,114単位
v 要介護 5	1,192単位	v 要介護 5	1,178単位
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費	(1日につき	(2) 認知症疾患型経過型介護療養	を施設サービス費(1日につき
)		)	
→ 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費		→ 認知症疾患型経過型介護療	逐養施設サービス費(I)
a 要介護 1	733単位	a 要介護 1	721単位
b 要介護 2	797単位	b 要介護 2	785単位
c 要介護 3	863単位	c 要介護3	850単位
d 要介護 4	927単位	d 要介護 4	914単位
e 要介護 5	992単位	e 要介護 5	979単位
□ 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費		二 認知症疾患型経過型介護療	
a 要介護 1	840単位	a 要介護 1	828単位
b 要介護 2	904単位	b 要介護 2	891単位
c 要介護 3	969単位	c 要介護3	956単位
d 要介護 4	1,034単位	d 要介護 4	1,021単位
e 要介護 5	1,097単位	e 要介護 5	1,084単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス	、費(1日に		護療養施設サービス費 (1日に
つき)		つき)	
→ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービ	- • • •	─ ユニット型認知症疾患型介	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サー			型介護療養施設サービス費(i)
i 要介護 1	1,112単位	i 要介護 1	1,099単位
ii 要介護 2	1,177単位	ii 要介護 2	1,164単位
iii 要介護 3	1,242単位	iii 要介護 3	1,228単位
iv 要介護 4	1,306単位	iv 要介護 4	1,292単位

	V	要介護 5	1,371単位
b	糸	圣過的ユニット型認知症疾患型介護	療養施設サービス
	<u>費</u>		
	i	要介護 1	1,112単位
	ii	要介護 2	1,177単位
	iii	要介護 3	1,242単位
	iv	要介護 4	1,306単位
	v	要介護 5	<u>1,371単位</u>
()	ユニ	ニット型認知症疾患型介護療養施設	サービス費(I)
a	=	ユニット型認知症疾患型介護療養施	設サービス費
	i	要介護 1	1,057単位
	ii	要介護 2	1,124単位
	iii	要介護 3	1,194単位
	iv	要介護 4	1,261単位
	V	要介護 5	1,328単位
b	<u>糸</u>	<b>圣過的ユニット型認知症疾患型介護</b>	療養施設サービス
	<u>費</u>		
	i	要介護 1	<u>1,057単位</u>
	ii	要介護 2	<u>1,124単位</u>
	iii	要介護3	1,194単位
	iv	要介護 4	1,261単位
	V	要介護 5	1,328単位
注 1		(略)	
2	另	別に厚生労働大臣が定める施設基準	を満たさない場合
	は、	所定単位数の100分の95に相当す	る単位数を算定す
	る。	なお、当該施設基準を満たさなり	ヽものとして100分
	Ø 9	5に相当する単位数を算定した指定	介護療養型医療施

設については、(5)から(9)まで及び(11)から(4)までは算定し

5 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関

ない。

3 • 4 (略)

v 要介護5 1,357単位 b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) i 要介護 1 1,099単位 ii 要介護 2 1,164単位 iii 要介護3 1,228単位 iv 要介護 4 1,292単位 v 要介護5 1,357単位 □ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) i 要介護 1 1,044単位 ii 要介護 2 1,111単位 iii 要介護3 1,180単位 iv 要介護4 1,247単位 v 要介護 5 1,314単位 b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) i 要介護 1 1,044単位 ii 要介護 2 1,111単位 iii 要介護3 1,180単位 iv 要介護 4 1,247単位 v 要介護5 1,314単位 注 1 (略) 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合 は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定す る。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分 の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施 設については、(5)、(7)から(11)まで及び(13)から(15)までは算 定しない。 3 • 4 (略)

(新設)

する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、 安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所 定単位数から減算する。
- 7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を 満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から 減算する。

8~11 (略)

(4) • (5) (略)

(削る)

(6) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師が指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を

(新設)

(新設)

 $\underline{5} \sim \underline{8}$  (略)

(4) • (5) (略)

(6) 栄養マネジメント加算

14単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都 道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管 理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合 、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を 加算する。
- (7) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を

行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から 6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算す る。ただし、(1)から(3)までの注7、経口移行加算<u>又は</u>経 口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

图 経口維持加算

─ 経口維持加算(I)

400単位

□ 経口維持加算(Ⅱ)

100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進める

行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から 6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算す る。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場 合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定してい る場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算

─ 経口維持加算(I)

400単位

□ 経口維持加算(I)

100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進める

ための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

(削る)

(9) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

ための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

10 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

111 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。<u>ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない</u>場合は、算定しない。

イ~ハ (略)

(10)~(13) (略)

(14) 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの として都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が 、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場 合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数 を加算する。

#### (15) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

### (16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(<u>15</u>)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

<u>(12)</u>~<u>(15)</u> (略)

(新設)

(16) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

→ サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(I) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位 6 単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

6 単位

四 サービス提供体制強化加算(三)

#### (17) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び国については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

- □ 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 (削る)

(削る)

#### (17) 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、 指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - 一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより 算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
  - □ 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(15)までにより 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- 4 介護医療院サービス
- イ I型介護医療院サービス費(1日につき)
  - (1) I型介護医療院サービス費(I)
    - → I型介護医療院サービス費(i)

a	要介護 1	714単位
b	要介護 2	824単位
c	要介護3	1,060単位
d	要介護 4	<u>1,161単位</u>
е	要介護 5	1,251単位

□ I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1 825単位

- □ 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- <u>岡</u> 介護職員処遇改善加算(IV) <u>(三により算定した単位数の</u> 100分の90に相当する単位数
- <u>国</u> 介護職員処遇改善加算(V) 三により算定した単位数の 100分の80に相当する単位数
- (18) 介護職員等特定処遇改善加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、 指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - 一 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより 算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
    - (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(16)までにより 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- 4 介護医療院サービス
- イ I型介護医療院サービス費(1日につき)
  - (1) I型介護医療院サービス費(I)
    - 一 Ⅰ型介護医療院サービス費(i)

a	要介護1	698単位
b	要介護 2	807単位
c	要介護3	1,041単位
d	要介護4	1,141単位
е	要介護 5	1,230単位

808単位

□ I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1

b 要介護 2	934単位	b 要介護 2	916単位
c 要介護3	1,171単位	c 要介護 3	1, 151単位
d 要介護 4	1,271単位	d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,362単位	e 要介護 5	1,340単位
(2) I 型介護医療院サービス費(II)		(2) I型介護医療院サービス費(II)	
(-) I型介護医療院サービス費(i)		(-) I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>704単位</u>	a 要介護 1	688単位
b 要介護 2	812単位	b 要介護 2	795単位
c 要介護3	1,045単位	c 要介護 3	1,026単位
d 要介護 4	<u>1,144単位</u>	d 要介護 4	1,124単位
e 要介護 5	1,233単位	e 要介護 5	1,212単位
二 I型介護医療院サービス費(ii)		□ I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>813単位</u>	a 要介護 1	<u>796単位</u>
b 要介護 2	921単位	b 要介護 2	903単位
c 要介護 3	<u>1,154単位</u>	c 要介護 3	1,134単位
d 要介護 4	1,252単位	d 要介護 4	1,231単位
e 要介護 5	1,342単位	e 要介護 5	<u>1,320単位</u>
(3) I型介護医療院サービス費(II)		(3) I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
⊢ I型介護医療院サービス費(i)		一 I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>688単位</u>	a 要介護 1	<u>672単位</u>
b 要介護 2	796単位	b 要介護 2	779単位
c 要介護 3	<u>1,029単位</u>	c 要介護 3	1,010単位
d 要介護 4	<u>1,127単位</u>	d 要介護 4	<u>1,107単位</u>
e 要介護 5	<u>1,217単位</u>	e 要介護 5	1,196単位
□ I型介護医療院サービス費(i)		□ I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>797単位</u>	a 要介護 1	<u>780単位</u>
b 要介護 2	<u>905単位</u>	b 要介護 2	887単位
c 要介護 3	<u>1,137単位</u>	c 要介護 3	1,117単位
d 要介護 4	<u>1,236単位</u>	d 要介護 4	1,215単位
e 要介護 5	<u>1,326単位</u>	e 要介護 5	1,304単位
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)		ロ Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	

(1) <b>Ⅱ</b> 型介護医療院サービス費(I)		(1) <b>Ⅱ</b> 型介護医療院サービス費(I)	
(-) Ⅱ型介護医療院サービス費(i)		(-) Ⅱ型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	669単位	a 要介護 1	653単位
b 要介護 2	764単位	b 要介護 2	747単位
c 要介護 3	972単位	c 要介護 3	953単位
d 要介護 4	1,059単位	d 要介護 4	1,040単位
e 要介護 5	1,138単位	e 要介護 5	1,118単位
□ <b>II</b> 型介護医療院サービス費(ii)		□ II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	779単位	a 要介護 1	762単位
b 要介護 2	875単位	b 要介護 2	857単位
c 要介護 3	1,082単位	c 要介護 3	1,062単位
d 要介護 4	1,170単位	d 要介護 4	1,150単位
e 要介護 5	1,249単位	e 要介護 5	1,228単位
(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)		(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	
(→) II型介護医療院サービス費(i)		(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>653単位</u>	a 要介護 1	637単位
b 要介護 2	748単位	b 要介護 2	731単位
c 要介護 3	954単位	c 要介護 3	936単位
d 要介護 4	1,043単位	d 要介護 4	1,024単位
e 要介護 5	1,122単位	e 要介護 5	1,102単位
□ II型介護医療院サービス費(i)		□ II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	763単位	a 要介護 1	746単位
b 要介護 2	859単位	b 要介護 2	841単位
c 要介護 3	1,065単位	c 要介護 3	1,046単位
d 要介護 4	1,154単位	d 要介護 4	1,134単位
e 要介護 5	1,233単位	e 要介護 5	1,212単位
(3) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)		(3) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(i)		一 <b>Ⅱ</b> 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	642単位	a 要介護 1	626単位
b 要介護 2	736単位	b 要介護 2	720単位
c 要介護 3	943単位	c 要介護 3	925単位

d 要介護 4	1,032単位	d 要介護 4	1,013単位
e 要介護 5	1,111単位	e 要介護 5	1,091単位
□ II型介護医療院サービス費(i)		□ II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	752単位	a 要介護 1	735単位
b 要介護 2	847単位	b 要介護 2	830単位
c 要介護 3	1,054単位	c 要介護 3	1,035単位
d 要介護 4	1,143単位	d 要介護 4	1,123単位
e 要介護 5	1,222単位	e 要介護 5	1,201単位
ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)		ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)	
(1) I型特別介護医療院サービス費		(1) I型特別介護医療院サービス費	
(-) I型特別介護医療院サービス費(i)		(一) I型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	655単位	a 要介護 1	<u>639単位</u>
b 要介護 2	756単位	b 要介護 2	739単位
c 要介護 3	979単位	c 要介護 3	960単位
d 要介護 4	1,071単位	d 要介護 4	1,052単位
e 要介護 5	1,157単位	e 要介護 5	1,137単位
二 I型特別介護医療院サービス費(i)		□ I型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	757単位	a 要介護 1	740単位
b 要介護 2	861単位	b 要介護 2	843単位
c 要介護 3	1,081単位	c 要介護 3	<u>1,061単位</u>
d 要介護 4	1,175単位	d 要介護 4	1,155単位
e 要介護 5	1,259単位	e 要介護 5	1,238単位
(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費		② Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
□ II型特別介護医療院サービス費(i)		Ⅲ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	608単位	a 要介護 1	593単位
b 要介護 2	700単位	b 要介護 2	684単位
c 要介護 3	897単位	c 要介護 3	879単位
d 要介護 4	982単位	d 要介護 4	963単位
e 要介護 5	1,056単位	e 要介護 5	1,037単位
□ II型特別介護医療院サービス費(ii)		□ II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	714単位	a 要介護 1	698単位

6	S. C. C.	. — A	- 200 11
b 要介護 2	806単位	b 要介護 2	789単位
c 要介護 3	<u>1,003単位</u>	c 要介護 3	984単位
d 要介護 4	<u>1,086単位</u>	d 要介護 4	1,066単位
e 要介護 5	<u>1,161単位</u>	e 要介護 5	1,141単位
ニ ユニット型 I 型介護医療院サービス費(1日)	こつき)	ニ ユニット型I型介護医療院サービス費(1日	(につき)
(1) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(I)		(1) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(I)	
→ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		→ ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i	<u>)</u>
a 要介護 1	842単位	a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	951単位	b 要介護 2	933単位
c 要介護 3	1,188単位	c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,288単位	d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,379単位	e 要介護 5	1,357単位
□ 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービン	ス費	□ ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i	<u>)</u>
a 要介護 1	842単位	a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	951単位	b 要介護 2	933単位
c 要介護 3	1,188単位	c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,288単位	d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,379単位	e 要介護 5	1,357単位
(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)		(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(I)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費		→ ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	<u>)</u>
a 要介護 1	832単位	a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	939単位	b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,173単位	c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,271単位	d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,361単位	e 要介護 5	1,339単位
□ 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービン	ス費	二 ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii	<u>)</u>
a 要介護 1	832単位	a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	939単位	b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,173単位	c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,271単位	d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,361単位	e 要介護 5	1,339単位

ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につ	)き)	ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につ	き)
(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費		(1) <u>ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)</u>	
├ 要介護 1	841単位	→ 要介護 1	824単位
二 要介護 2	942単位	二 要介護 2	924単位
三 要介護 3	1,162単位	三 要介護 3	1,142単位
四 要介護 4	1,255単位	四 要介護 4	1,234単位
五 要介護 5	<u>1,340単位</u>	田 要介護 5	1,318単位
(2) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費		(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)	
⊕ 要介護 1	841単位	─ 要介護 1	824単位
二 要介護 2	942単位	二 要介護 2	924単位
三 要介護 3	1,162単位	三 要介護 3	1,142単位
四 要介護 4	1,255単位	四 要介護 4	1,234単位
田 要介護 5	1,340単位	田 要介護 5	1,318単位
へ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につ	つき)	へ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につ	き)
(1) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費		(1) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	
→ ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費		→ ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	791単位	a 要介護 1	774単位
b 要介護 2	893単位	b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	<u>1,115単位</u>	c 要介護 3	1,095単位
d 要介護 4	1,209単位	d 要介護 4	1,188単位
e 要介護 5	1,292単位	e 要介護 5	<u>1,271単位</u>
□ 経過的ユニット型I型特別介護医療院サービ	ごス費	二 ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	791単位	a 要介護 1	774単位
b 要介護 2	893単位	b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	<u>1,115単位</u>	c 要介護 3	1,095単位
d 要介護 4	1,209単位	d 要介護 4	1,188単位
e 要介護 5	1,292単位	e 要介護 5	<u>1,271単位</u>
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費		② ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
├ ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費		→ ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	800単位	a 要介護 1	783単位
b 要介護 2	896単位	b 要介護 2	878単位

c 要介護3 1,104単位 d 要介護4 1,194単位

e 要介護 5 1,272単位

## □ 経過的ユニット型 II 型特別介護医療院サービス費

a 要介護1 800単位 b 要介護 2 896単位 c 要介護3 1,104単位 d 要介護4 1,194単位 e 要介護 5 1,272単位

 $注 1 \sim 3$  (略)

- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安 全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単 位数から減算する。
- 5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満 たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算 する。

6 · 7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認 知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若 年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所 定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、 算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅におい て試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供す る場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1 日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係 る初日及び最終日は算定せず、注9を算定している場合は 算定しない。

11 (略)

c 要介護3 1,084単位 d 要介護4 1,173単位 e 要介護5 1,251単位

## □ ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1 783単位 878単位 b 要介護 2 c 要介護3 1,084単位 d 要介護4 1,173単位 e 要介護5 1,251単位

注 1 ~ 3 (略)

(新設)

(新設)

4·5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認 知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若 年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所 定単位数に加算する。ただし、ナを算定している場合は、 算定しない。

7 (略)

8 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅におい て試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供す る場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1 日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係 る初日及び最終日は算定せず、注7を算定している場合は 算定しない。

9 (略)

12 3イ(1)から(4)までの注15、口(1)及び(2)の注12及びハ(1)か ら(3)までの注10に該当する者であって、当該者が入院する 病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並び に運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介 護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室 に入所するものに対して、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ 型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を 支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施 設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(N)、(v)若 しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護 療養施設サービス費(三)若しくは(三)、療養型介護療養施設サ ービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経 過型介護療養施設サービス費(])の療養型経過型介護療養施 設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II) の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護 療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費 (y)、(v)若しくは(vi)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の 診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療 養施設サービス費(1)の認知症疾患型介護療養施設サービス 費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾 患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施 設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) 、認知症疾患型介護療養施設サービス費®の認知症疾患型 介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サ ービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(工)を算定する

13 (略)

10 3イ(1)から(4)までの注11、口(1)及び(2)の注8及びハ(1)か ら(3)までの注6に該当する者であって、当該者が入院する 病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並び に運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介 護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室 に入所するものに対して、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ 型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を 支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施 設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(y)、(v)若 しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護 療養施設サービス費(三)若しくは(水)、療養型介護療養施設サ ービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経 過型介護療養施設サービス費(])の療養型経過型介護療養施 設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II) の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護 療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費 (w)、(v)若しくは(w)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の 診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療 養施設サービス費[]の認知症疾患型介護療養施設サービス 費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾 患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施 設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ji) 、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型 介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サ ービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費団を算定する

11 (略)

 $\underline{12}$   $\wedge$ (1)若しくは(2)又は $\wedge$ (1)若しくは(2)を算定している介護 医療院については、チ、リ、ルから<u>ヨ</u>まで、<u>レ、ソ、ム</u>及 び<u>ウ</u>は算定しない。 ト (略)

チ 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要として所定単立るため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

リ (略)

(削る)

ヌ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道 府県知事に届け出た介護医療院において、入所者ごとの継続 的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強 化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、 イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。 ト (略)

チ 再入所時栄養連携加算

400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

リ (略)

ヌ 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道 府県知事に届け出た介護医療院における管理栄養士が、継続 的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加 算として、1日につき所定単位数を加算する。

ル 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に おいて、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれ のある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看 護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所 者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄 養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画 を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科 医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指 示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又 は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、 栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属す (削る)

## ル 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

# ヲ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(I)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科

る月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

## ヲ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

# ワ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(1)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科

医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種 の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観 察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な 食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場 合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示( 歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける 管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を 受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、 1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまで の注5又は経口移行加算を算定している場合は、算定しな V)

2 (略) (削る)

(削る)

# ワ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院にお いて、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った 場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げ る所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加

医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種 の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観 察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な 食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場 合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示( 歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける 管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3 において同じ。) を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管 理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月か ら起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数 を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は 、算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持 計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた 場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる 入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続 して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管 理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算 定できるものとする。

力 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院にお いて、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1 回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する

ョ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院にお いて、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月に つき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口 腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算 は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算(1)

90単位 110単位

(2) □腔衛生管理加算(Ⅱ)

(削る)

(削る)

(削る)

 $\underline{\boldsymbol{\mathcal{D}}} \sim \underline{\boldsymbol{\mathcal{X}}}$  (略)

(削る)

ナ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして

(新設)

(新設)

- <u>イ</u> <u>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、</u> 口腔ケアを月2回以上行うこと。
- <u>ロ</u> <u>歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う</u>こと。
- <u>ハ</u> <u>歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職</u> 員からの相談等に必要に応じ対応すること。

タ~ラ (略)

ム 移行定着支援加算

93単位

- 注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして都道 府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院 サービスを行った場合に、平成33年3月31日までの間、届出 を行った日から起算して1年までの期間に限り、1日につき 所定単位数を加算する。
  - (1) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って開設した介護医療院であること又は同令附則第6条に規定する介護療養型老人保健施設が平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部若しくは一部を廃止するとともに開設した介護医療院であること。
  - (2) 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民 に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族 等への説明に取り組んでいること。
  - (3) 入所者及び家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。
- ウ 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行う

都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 排せつ支援加算(I)

10単位

(2) 排せつ支援加算(II)

15単位

(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)

20単位

ラ 自立支援促進加算

300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所 者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を 加算する。

# <u>A</u> 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い 、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次 に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 科学的介護推進体制加算(1)

40単位

(2) 科学的介護推進体制加算(II)

60単位

ウ 長期療養生活移行加算

60単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護医療院 が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介 護医療院サービスを行った場合にあっては、入所した日から 起算して90日以内の期間に限り、長期療養生活移行加算とし ことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、介護医療院の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- て、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 療養病床に1年以上入院していた者であること。
- <u>ロ</u> 介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設としての取組について説明を受けていること。

## 中 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、 介護医療院サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

## ノ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医 療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い 、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次 に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

(削る)

# 才 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行 った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31</u> 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからノまでにより算定した

(新設)

## ヰ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医 療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い 、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次 に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位 6 単位

(4) サービス提供体制強化加算(II)

# / 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>平成33年3月31</u> 日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定め る期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合 においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヰまでにより算定した

単位数の1000分の26に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ノ</u>までにより算定した 単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから<u>ノ</u>までにより算定した 単位数の1000分の10に相当する単位数 (削る)

(削る)

# **夕** 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単 位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の 加算は算定しない。
  - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>ノ</u>までにより算 定した単位数の1000分の15に相当する単位数
  - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>ノ</u>までにより算 定した単位数の1000分の11に相当する単位数

単位数の1000分の26に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ヰ</u>までにより算定した 単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>中</u>までにより算定した 単位数の1000分の10に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(W) (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

## 才 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単 位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の 加算は算定しない。
  - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>中</u>までにより算 定した単位数の1000分の15に相当する単位数
  - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>中</u>までにより算 定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(厚生 労 働 大臣 が 定  $\Diamond$ る 利 用 者 等  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 基 準 及 U 看 護 職 員 等  $\mathcal{O}$ 員 数  $\mathcal{O}$ 基 準 並  $\mathcal{U}$ に 通 所 介 護 費 等  $\mathcal{O}$ 算

定方法の一部改正)

第四 条 厚 生 一労働 大 臣 が 定め る 利 用者 等  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 基準 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 看 護 職 員 等の 員 数  $\mathcal{O}$ 基 準 並 び に 通 所 介 護費等

 $\mathcal{O}$ 算 定 方法 平 ·成十二 年 ·厚 生 省 告示: 第二十七 号) *Ø*)
<u>→</u> 部 を 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ ょ うに 改正 す る。

線 部 分は改 É 部 分

# 改 正

後

# 生 略

五. 0) 5 員  $\mathcal{O}$ 基 厚 準 略並 労 U に 大 地臣 域が 密 定 着め 型る 通利 所 用 介者 護の 費数 のの 算 基 定準 方 及 法び 看 護 職 昌 等  $\mathcal{O}$ 

# 口

表い地数 て域が指 は 密 次 定 着の地 型表域 同 表 通 の密  $\mathcal{O}$ 所 上 着 介護に 型 下 欄 通 に 費揭所 が介護事 掲 げ るところ 密数業 着の所 型 基の に 通準看 ょ 所に 護 介護 ŋ 算 費 定 す 又 12 るは す る限場 介 る。に職 お員 にけの つる員

# 略

七六 並 生略 び 小 小 働 大 模 臣 多が 機機定 能め 型 る 居登 宅 録 介者 護の の費数 のの 算 基 従 業 者  $\mathcal{O}$ 昌 数  $\mathcal{O}$ 基

定  $\mathcal{O}$ の業能 多 げ 小 事 事 者 型指 機 規 居定に る 業 業  $\mathcal{O}$ 能模多に 心と指 基 指 宅 は準型 定 介 規規 機 に居 お定 を 護 模 宅 併 同該 能 い介 事 多 当す 型居 て 一 介 護 せ 業 護 予 7 者 能 ン下欄に掲げりる場合によ でで発見している。 が 型 指 居 宅 定 者の運 模 か介 介 つ、護 営機 登 護 おの 数 け 録 予 の者れ能指防の合ので型定小 る 登 小 定小録 規計数い 居小規者定準 及び場 数 宅規模の方及 模 多 介模多数法び り機が指 合 護 多機 能 次 定 の機能指 一居宅介書の上 型 0 介 あ 事 能 型定 ·業と って 居小 居 宅規 上防はが宅 介模 護欄 小 同介護多 費に規指 護事機

# 労 0 V 働 て 大 臣 が 定 表 $\otimes$ $\mathcal{O}$ る 登 録 者 げるところ 大 臣 に ょ $\emptyset$ 算 定 す

し規施 の厚 定 行 数生 に規  $\mathcal{O}$ 渾 基 営 基則 程 市三 に 定町十 村  $\otimes$ 5 長 条 にの れ て提五 い出の 分付指 厚 機 生  $\mathcal{O}$ 費 定 能 単 地 労 七 型 働 +位域 居 数 密 宅 介 表着 の型 じ 護 が 所 て サ 費定 定単 得  $\mathcal{O}$ る小 算 た F, 単 位. 定 ス 位数介法模る。 を 百 給 多

# (

改

正

前

五. 員の数二 基厚 準 生 略並労 び働 た地臣 域が 密 定 着 8 型 る 通 利 所用 介 者 護の 費 数 00 算 基 定準 方 及 法び 看 護 職 員 等

0

表は密次へ着の 着の指口の 表定 同型 表通の地 の所上域 下介護に 密 着 費掲型 掲 (地域 げ介 げ 護 る 事 密数が こころ 型通準の 所に護介該職 ょ 介護 n 算 当 員 費に 定 す 又 るは す る 限場 介 る合護 に職 お員 にけの つる員 い地数

て域が

# 略

七六 イ 準 能 型 指定 (略) 規規大 模 多が 機機定 能能め 型 る 居 登 宅 録 介者 護  $\mathcal{O}$ の費 数  $\mathcal{O}$ 算基 定準 方 及 多数法び 0 員 数 0

選者の指定を供 で事業所におい で事業所におい を が規模多機能型居宅 に 掲 9 いる基 宅小小働 は準型 介 護 模 併 事 多 同該 宅 能い介 介護居 . て 一 当 護 表 せ 業 す 予 て 者  $\mathcal{O}$ 宅体防 Ź 受 下 0 が 型 け、 登録 介護に規 場 欄 指 居 一合に 宅 定 者の 掲 の運 模 か介 介 おけ げ 護 るところに る小 登 合 の数い 型 定小録 規 計 居小規者 える び 場 数) 模 及 宅規模の ょ 多 介 模 ŋ 機が指合 護 多機 算 能次定 に の機能指 定型の介 あ 事 能 型定 って 居 表護 す 業 居小 る。 宅の予 と居宅規 上防はが宅介模 介 護欄小 同介護多 費に規指 護事機

し規施の厚 数 定 行 生 運 に 規  $\mathcal{O}$ 労 基 営 基則 働 規 づ第 大 き百 程 臣 に 市三 が 定町十 定 村 め 8 5 長 条 る れにの 登 提 四 て 録 11 出の 者 厚生労 分 付 指  $\mathcal{O}$ 費 定 能 型 七 単 地 居宅 位域 働 大臣 を 数 密 乗 表着 介 ľ の型 護 が て得 所 サ 費 定 8 定 1  $\mathcal{O}$ 単ビ 算 る た 単 位ス 定 小 位 数 介 方 規 数 に護法模 を 百 給 多

基

る 定 地 登 除 域 録 条 密 定 第二 着 員 型 を サ 超 項 え に る 規 ピ 定 ス لح す 基 る 準 第指 場 用 す ス に る V 基 て、 要 準す のる指 例費定 に用地 よの頻密 の算定する。個の算定に関

# 5 口 + 略

十八 並厚 掲定び生 護複働 小 合 臣 サー が 定 ド 8 ス る 費 型骨の関係を 算 者 介定の 方 数 基 準 及 び 従 2業者  $\mathcal{O}$ 員 数  $\mathcal{O}$ 

て に 指 は掲げ る 同 基 準 0) 一に該機 下 欄 改当する場合にな多機能型居宅介護 掲 げ るところに お護 けの法の により算 の登録者 定型の す サ数 る 一が ビ次 スの 費表 にの つ上

て提二施 の厚 る 第 指 出の行 数生い欄 V るし規規登た定則 指  $\mathcal{O}$ 労 百定 基 働 定 八地 十域二密 準 録運に第 大 地 定営規 臣 域 百 が表 条に型 密 を程き十 着 定 型 おサ 超に市  $\Diamond$ サ え定町条 る 1 るこ 1 て め村の 登 ピ F, 準 ス ら長 八 録 ス 基 用 لح れに  $\mathcal{O}$ 者 分 付 指 す 用 厚 ス に の費定地 る いの 生 ビ て、 労 基 要 ス 十位域 費働 準す 大臣 のる指を数密  $\mathcal{O}$ 費用地 算 例 表着 の型 に 定 が て所サ ょ の域 方 定 ŋ 得 定 額密 1 法め の着を単位を 算 る 定 複 一位数に 一位数に 一位数に 百 に 関ビ する。 合 型 サ

る場 準

合

を

除

第

+ \_

条

第二

項

規

定

# + ----

準 が機 介 予 指 防定並厚十略 能護 事小介び生 0) 居 護 業 規 に 労 事 宅 者 模予介働略 介の多防護 大 所 護指機小予臣 の定能規防が において一体的事業と指定と提定を併せて受けませる。 機模る 能多登 型機録 小け事居能者の規、業宅型の 的 規 業宅型の に 模か者介居数 運 1が護宅かり、指の介は 営 多 さ 機 指の介基 れ 能指定登護準 て 型定小绿費及 居介規者のび V 宅護 多 の算従 る 予多数定業 に 事規型定 あ 員 つ業模居介

> る 登 録 定 員 を 超 えること。

ス用 にい る 基 要 て、 準す のる指 の例により算字る費用の額の答用定地域密着型 定 算型 す定サ るにして 関ビ

# \ \

十八 型 が サ定  $\Diamond$ ピ る ス 登 費録  $\mathcal{O}$ 及 び 従 業 者  $\mathcal{O}$ 員

数

0

『に掲げる# 指定看護-事生労働-基小複大 の準規合臣 に模 多 必当する場が<br/>
が当する場が<br/>
の機能型居が<br/>
の場が<br/>
のまず<br/>
のまず<br 一合に 宅 に介算の 変数 けの方の る登法 複 合者 型の サ数 ーが ビ次 スの 費表 にの つ上

数生い が働大E が働大E 0 基 準 大 同 臣 表 が 定 下  $\Diamond$ 欄 る 登 掲 録 げ 者 るところに 厚 生 ビ 一労働 ス 費 より 大臣  $\mathcal{O}$ 算 算 定 が 定 方 定 法め す る る 複 合 型

て提 二施 出の行 る し規規 3登録定員な た運営規程 焼に基づな を超 程き市一 え 定町条 る め村の ら長 八 と れに 0 ス用分付指 す の七十十二世世世紀 る にいの て、 要 潍  $\mathcal{O}$ 例 に の域 て所サ ŋ 額密得 定 ] 算 の着た単ビ 算型単位ス 定 定し数に変して す る に 関ビを百給 サ

口

# <u>\</u>

大

る

員

イの十 と多宅護 基が機介予指準 防定並厚十 同 能護 型 事小介び生 0) 居業規護に労 宅者模予介働略 介の多防護 所 護指機小予臣 の定能規防が 事を型模小定 お 業併居 多規め 11 て — とせ宅 機模 指 能型 7 介 多登 相定小規 ・一護事業 ・機能型 ・機能型 ・機能型 体 的 規、業宅型の数 に 運 つが い 指 多 護宅の 営 機 さ 指の介基 登護 準 れ 能指定 型定小绿費及 て 居介規者のび 11 宅護模の算従 る 介予多数定業 方者 護防機 の小能指法の 事規型定 つ業模居介

機の指 7 算 上定は 能 定 型 欄 小 でする。 居 に規指 宅介 掲 模 定 げ 多 介 りる基準に ラ機能型居 ・ 護 費につい → 院小尹 ・ に該当さ て 数の合う 欄に 掲 物げるところによけ護予防小規模を合計数)が次のまる 登録者の数及び よ多表び

出の施 登 の厚 る場合 準 域 録 規 行 数生 定を運に 第 密 0) 労 規 基 働 五 着 則 を を営基第超規づ百 準 大 型 + 除 臣 八 介 程き四に市十 えること 条 護 が 第二 予 定 定町条 防  $\Diamond$ め村の 項 サ る ら長 に 1 登 れに 指 規 + ピ 録 定 ス 定 る 提 五. 者 定小厚 ょ 方 規生 ŋ 法 模労 算 多働 機大 定 能臣 す Ź。 型が 居定 ス指を数護に定乗表予 す 宅め Ź 介 る 要地 基 U 護 介 の防 監準の例
では、
では、
では、
では、
で、
で
で、
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で
で</ 費護  $\mathcal{O}$ 予 算 防

<u>-</u>+ 略

 $\overline{+}$  $\mathcal{O}$ 基 厚 準 生 並 労 びに 働 大 通 臣 所 が 型 定 サ X る F, 利 ス 用 費者  $\mathcal{O}$ 0 算 数 定  $\mathcal{O}$ 方 基 法 準 及 び 看 護 職 員 等  $\mathcal{O}$ 

通 所 介 欄 該 所 定 第 る場 当 介 通 護 所介 す 護 号 掲 事 業者の 一合に げ る  $\mathcal{O}$ 通 場 護 るところに 利 所 合に 用 あ 0 事 者 事 指定を併せ 業 0 業が て お 0  $\mathcal{O}$ 月平 け 数 は、 より る通 0 同 合 均 第 算 所型 0 て受け、 計  $\mathcal{O}$ 数 定 号 事 利 する。 サ 通 業 用 ] が 所 所 者 次 事 に か ピ  $\mathcal{O}$ 0) 業 お つ、 数 ス 費 表  $\mathcal{O}$ い 指 に 0) 利 7 第 0 上 用 定 欄 者 体 号 1 事 的 て  $\mathcal{O}$ 通 業 は掲 数 者 12 所 運 事 げ 及 が 営営さ る基準 業程定 同 び 指 表  $\mathcal{O}$ 定 れ び通

施

百

兀

+

条

 $\mathcal{O}$ 

+

介

険

法 0 大

施

規

第

百

兀

+

条

提 五. 行

出

た

運 に

営 基

規

程 き

に

定

8 村

Ò 長

定

す 六 護 ビ

る

厚

生

労

働

大

臣 項 則

が

定め

る基

 $\mathcal{O}$ 規

規 則

定 第

市

町 六

 $\mathcal{O}$ 

+保 ス

\_ の

第 行

第

号に

規

数

0) 労

基

準

生

働

大

臣

が

定

 $\otimes$ 

る

利

用

者

厚生労

働

臣

が

定

る

涌

所

型

サ

費

算

定

方

法め

機の指て 算 型居 定 欄 小 する。 に 規指 掲げる基準を発作する基準 宅介 掲 護 費に 準型 防 一に該宅規 つ V いては、同表の下欄に該当する場合における宅介護の登録者の数の規模多機能型居宅介護 る介含の合 に 掲 げ 護計登 るところ 予 数 録 者 防 者 小がの 規次数 に模の及

よ多表び

登出の施 の厚 録 L 規 行 数 生 定た定規 の労 基働 営基ガ を超 準 大 臣 え 程き四 が ること。 に市十 定 定町条 8 め村の る ら長 登 れに + 録 る提 Ŧī. 者 単 位 ス 指 用 型 定 小厚 数に百つ 介 位 方 生 規 当数を用 額護 ŋ 法 模労 予防; 算  $\mathcal{O}$ 多働 )算定に 用いて、指付費単位数で 定 機大 サー す 能臣 る。 型が 関 ピ 居定 ス指を数護 す 宅め に 定 乗 表予 介る 要地 じの防 基 護介 す域 潍 て所サ 費護 得定 のる密 ] の予 例費着た単 算 防

略

<u>十</u> 二 口 略

設

新

を選挙所の看護職 で 一部 の 上半 に 対 の 表準 に 対 の 表準 に 対 位 数 に 対 位 数 に 対 位 数 に 対 位 数 に が の 表 る 十 保 ス 労 に 当 員 り 位 数 に が の 表 る 十 保 ス 労	型表 3 (令和三年厚生労働大臣が定める事業所の看護職員又は介護職員又は介護職員工士との六十三の二第一百分の七十一百分の七十三の二第一項指定 準別表単位数表の所で 1 (2) 第五 定する厚生労働大臣が定め 1 (2) 第五 定する厚生労働大臣が定め 1 (2) 第五 定する厚生労働大臣が定め 1 (4) 第五 定する厚生労働大臣が定め 1 (5) 第五 定する厚生労働大臣が定め 1 (6) 第五 定する厚生労働大臣が定め 1 (6) 第五 定する厚生労働大臣が定め 1 (6) 第五 定する。	いないこと。	l める	介護予防サービ	条の規定による	年厚生労働省令	を改正する省令	介護保険法施行	員又は介護職員の	厚生労働大臣が定	る。	ービス費については	表の上欄に掲げ	ロ 通所型サービ				ک	れている利用定
(保険法施行規則第 大田の出土を乗じて得 での七十を乗じて得 での七十を乗じて得 での七十を乗じて得 での七十を乗じて得 での七十を乗じて得 での七十を乗じて得	同生労働者告示第 関定する。 第定する。 第定する。 第定する。 第定する。 第定する。 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一月に 表の 第一月に 表の 第一月に 表の 第一月に 表の 第一月に 表の 第一月に 表の 第一月に 表の の の の の の の の の の の の の の	定す	数を置いてを	等基準第九 百	正前の指定準	四号)第五定	成二十七の六	の一部	の基準	める看護職		、同表	る員数の基準に	事業所の看護		た単	単位		準
に	す  サ  の	, る。	いて、同告示の例により	の七十を乗じて得た単位	表単位数表の所定単位数	る厚生労働大臣が定める	十三の二第一項第一号に	保険法施行規則第百四十	ス費の算定方	労働大臣が定める		掲げるところにより算定	当する場合における通所型	員又は介護職員の員数が次	り算定する	数を用いて、同告示の	数に百分の七十を乗じて	表単位数表の所	年厚生労働省告示

(厚生労働 大臣 . が 定 8 る夜 勤を行う職 員  $\mathcal{O}$ 勤 務 条件 に 関 する基準 準  $\mathcal{O}$ 部改 E

十九号)の一部を次の表のように改正する。

第五条 厚生 一労働 大 臣 が 定め る夜 勤 を行 う 職 員  $\bigcirc$ 勤 務 条件 に 関 する基準 (平成十二年厚生省告示第二

線 部 分は改 É 部 分

指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 0 夜 勤 を 行 う 職 員  $\mathcal{O}$ 勤 務 条 件 12 関 す る 基

改

正

後

ロイ準 短 期 入 所 生 活 介 護 費 又 入は 所 併 生設 活型 介ユ 護二 のッ 夜ト 勤型 短 行 期 う入 職所 員 生

(1) の活 勤 介 併 務 設 条 型 件 を 算 短 期 関 定 する 入 す 所 生活 き 指 介 定 護 短 期 を 算 定 す ベ 短 期 を 入 所 生 活

介 入 以 十 所 下 二 運 潍 護 ホ 所 営 +型 ] 第  $\mathcal{O}$ 条 に 該 生 同 特 条  $\Delta$ 百 夜 活 に 関 別  $\mathcal{O}$ 勤 (老人福 指 する + 介 規 養 五. を 定 ) を 除 護 護 定 に 行 短 基準 老人ホー 条 す 規 期 う  $\mathcal{O}$ á 第二項 職 夜 祉 定 入 ユニッ 勤 (平成 する 所 員 法 を (現生の活 生  $\mathcal{O}$ 以 又 行 勤 L 特 う職  $\vdash$ 下 +別 和規 務 (特 介 三定十の 同 型 養 護 条 ľ 年 別 護 員 特 事 件  $\mathcal{O}$ 別厚 養 老 八 に 適 人ホ 員 勤 生 護 年用所 関 養 省令 老人 で 務 護 法 を が す あ 1 受 条 老 律 指 る ホー 件 る 人 第  $\Delta$ 第 け 定 ホ四十 百三 場 を る 居 準 定 十六 関  $\Delta$ 宅 ムを 十三 す  $\mathcal{O}$ 別 指定短 , 号) 設 いう。 号) 備 ユ ピ ーニッ 準 第三 及 ス び 第 基

fa е 略 ること。

夜

勤

を

行

5

介

護

職

員

は

看

護

職

 $\mathcal{O}$ 

が

次

0)

لح

お

ŋ

で

あ

用い 数 者 b 分 0 れ カコ 応じ  $\mathcal{O}$ 数 に 5 4 P 及び 八 е 7 ま を 適 当 乗 b で 合 ľ 該 0 か す 5 特 る 規 7 場 定 得 別 е ま た 養 合 に 数 で 護 は、 カコ 以 0) 老 カ 規 人 指 わ 定 ホ 定 5 短 ず に 基 期 ム づ  $\mathcal{O}$ 入 次 き 入 所 算 生 掲 所 出 者 活 げ る要 さ  $\mathcal{O}$ 介 れる数 数護 件 の 合 利

n

機

器 時

以

下 を

見

守

n

機

器

لح

V

5

を 知

当

該

短

期 見

勤

間

帯

通

ľ

7

利

用

者

0

動

向

を

検

(

きる

ロイ準

指

定

短

期

入

所

生

活

介

護

 $\mathcal{O}$ 

夜

勤

を行

Š

職

員

0

勤

務

条

件

関

す

る

基

改

正

前

介護 を 算 期 入 定 す 所 生 き 活 介 定 護 短 費 期 又 入は 所併 生 設 活型 介 ユ 護 = のッ 夜ト 勤型 を短 行 期 う入 職所

(1) の活 勤 併 務 条件に 設 型 短 関 期 する 入 所 生 活 介 護 を 定 す き 指 準 定 短 期 入 所

生

活

員 生

十二条  $\frac{-}{+}$ 所 下 営 型 ] 第 夜  $\mathcal{O}$ 勤 同 に 特 条 百 該 夜  $\Delta$ に 関 別 0 勤 指 ける 老 を行 規 +養 五. 定 ごう介 定 護 に 人 短 でする う職 を 老人 条 基 福  $\mathcal{O}$ 規 期 第二 除 準 夜 定 入 護 祉 ホー する 員 ユ 伞 法 所 ニッ を行 項 生 員 (昭  $\mathcal{O}$ 以 成 又 特  $\mathcal{O}$ 活 勤  $\Delta$ う  $\vdash$ は 下 別 和 規 務 + 介 (特 電三十の 職 同 型 条 看 養 護 特 年 別 件 護 事 別 厚 老 職  $\mathcal{O}$ 養 八 適 業 関 勤 生省 人年用所
ホ法をが 員 養 護 で護 務 老 す 0 į る 条 あ老 令 人 受 律 指 る場が四 が ホ  $\Delta$ 第 け 定 ] を 次 百 る 居 ] +11 合  $\Delta$ 三 特 宅 す  $\mathcal{O}$  $\Delta$ 六  $\mathcal{O}$ い十別 いをいう。 号) る 設 号) 備 定 ŋ ユ 護 ピ で準 第三 短 及 び 期 あ

е 略 ること。

新

と。所 生 活 介護 事 業 所 0 利 用 者 0 数 以 上 設 置 7 V るこ

ii 促は 見進 看 夜 が 護 勤 り機器及び情報通信!図られていること。 職 時 員が 間 帯を 情 通じ 報 通 信 7 機器 夜 を使 勤 を 用 行 う L 全 職員 て 0) 同 介 士 護 0) 職 員又 連 携

iii (1) こ 討 の と 等 種 夜 。 を 種 の \*\* る 実 確 保 が し 並 施し、かつ、 守 1 、 う。 0 び 委員 者と共同 に 1 つ、見守り機器等を安全かつ有効に活用すい、この負担軽減に関する次に掲げる事項をした。のを活用する際の安全体制及びケアの質の 器及び情報通信機器(以 会を設置 及び当該 して、 事 L 項 当 介護  $\mathcal{O}$ 該 実施 委員会に 職 ルを 定期 員、 下 **足期的に確認する** において必要な検 看護職員その他 「見 行り 機器等

なケア等によるとする利用者へ 等による利用者の を 行う職 0) 員 訪問 に よる 及び 安全及びケ 居 当 室 該利 0 用 訪 者に ア 問 者に対する適切を個別に

(2)夜勤を行う職員の 負担の 軽減及び 勤務状況 へ の 配

見夜 守り時 機 間 帯における緊急時 お点検が急時の 体 制 整 備

(5) (4) (3)員 研 見守り 修 機 (器等を安全かつ有 器等の定期的 : 効に 活用 するた 8  $\mathcal{O}$ 職

iv 看護職 指 定 以 ホ 短 期入 Ĭ, 員 が A 六 0) 所 + 入 生 夜 勤 所 活 以 時 者 介 間 上 0 護 数 帯  $\mathcal{O}$ 0 場合は二以  $\mathcal{O}$ 利 を 合計 用 通 じ 者 数 て 0 常 が 数 上 及 時 六十以 配 0) び 置 介護職員又 当 つされ 該 下の場 特別 て

(2)

<u>(</u>=)

夜勤職員 (略)

介護

0

夜勤を行う職員の勤務条件に見配置加算日から回までを算

関

ける基

準 指

定すべき

定

短

期

入

所

生

(2) 活介護の夜勤な (2) (略) を行 置加 う 算 職 (I) (員の勤務条件に関する基準)から図までを算定すべき指 定 短 期 入 所

生

 $(\equiv)$ 略

(1)夜勤を行う職員の職員配置 員 置 の加 )勤務条件に関す 加算(!)を算定すべ する ベ 、きょ 基指 準 定 短 期 入 所 生 活 介 護  $\mathcal{O}$ 

え た数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げ、規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ⑴又は げる場(1)

合 a 又 は b 定 8 る数以 であ ること。

又 は 口 (1)掲 げ 規定する夜勤 る 要 件  $\mathcal{O}$ 1 ず を れ 行 に う介 ŧ 適 合し 護 職 員 て 文は 1 る場 看護職員 合 イ (1)  $\mathcal{O}$ 

i 数 に十分の九を加えた数 守り 機器を、 当該指 定 短 期入所 生 上 行いること。

ii 利 を 見守り 設 用 置し、 者の 機器を安全か 数の十分の一以上 必 要な検討等が つ有効に 行われて 0 数設置 活用 V) するため L . ること  $\hat{O}$ 委員

b は、 (に十分の六を加えた数(ロ①)| 1の規定に基づき夜勤(はロ①)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の 護 行う介 職 員の 掲げる要件 護 (1) 又はロ 数に十分の八を加えた数) 職員又は看護職員を配 (1)に規定する夜勤を行う介護職員又は 0 V ず れ に ŧ 適合し 置してい て い 、る場合 る場合にあっ

ii i 看 活 介 護 勤 事業所の 時 間帯を通じて、 利用者 の数以上設置して 見守 ŋ 機 器を当 該 いること。 短 **湖入所** 生

新

設

新

設

ііі 携は  $\mathcal{O}$ 促 確 見 看 夜 護職 進が 勤 守 保 ŋ 並 時 図られて 員 間 び 機器等を活用 が 帯を通じて、 に 職員 情 報 0 いること。 負担 通信 する際 機器 夜勤 軽 減 を使 に 0 を行う全て 関 安 す 全 用 うる次に إل 体 制 0) 職 及 員 掲げる事項 び 介護職員又 ケ 同 士の ア (D) 連

実

施

カ

見 守

ŋ

機

器

等

を安全か

つ有効に活用

る

ため

0

委員会を設置

介

護

職

員

看護

職

員その

(1)夜勤を行う職員配置 員 置 0) 加 勤 算 務条件に関する基準 (I) を算定すべ き 指 定 短 期 入 所 生 活

介

護

0)

えた数以 であること。 行う介護 に規定する夜勤 ŧ た数以上であること。ただし、次に掲げる規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、 適合して 職員 文は 1 る 看護職員の数に十分の 場 **愛合は、** (1)又は 口 (1) 九 に ルを加えた数以上 に規定する夜勤を る 員 のイ 要 

数設置して 利用 入所生活 者 0 介 動 ٧V ること。 護事業所 向 を 検 知 0 で 利 きる見 用者 0 守 数 ŋ 機 0 百 器 分 を 0 + 当 該 五. 指定 以 Ŀ  $\mathcal{O}$ 

a

新 設

新 設

b 設 置 守 Ŋ 機 必 要な検討等が 器 を 安全か 行われて 有 効 活 いること。 用 す るた 8 0 委員会を

新 設

検討等を行 0 職 種 0 者と共 及び当該事 同 L て、 当該 項の実施を定期的に 委員 会に お V て 必要な 確認 す

(1) る を 動 なケア等によとする利用者 勤 を 行 者 う職 0) 員 訪問 に ょ 及び る 居 当 室 該 利  $\mathcal{O}$ 用 訪 者に 問 を の質の確保 に対する適思 個 別 に必 切 要

(2)夜勤 、等による利用者の安全及びケア を行う職員 0) 負担 0 軽減 及び 勤  $\mathcal{O}$ 務状況  $\mathcal{O}$ 配

守

ŋ

機

器等

0

定

期

的

な点

検

 $\mathcal{O}$ 

職

夜勤 職

(4) (3)員研 見守り 修 機器等を安全か 0 有 効に 定 短 期 活 用 入 でするた 所 生 活 介護 8

(2)夜勤を行う職 (略) ≧う職員の勤務条件に関する基!:員配置加算Ⅲを算定すべき指-

夜勤を行う介護職員又は

看護

職

員

数が、

合 えた数以上であること。 に規定する夜勤を行う介護職員又は は 該 a 又はbに定める数以 ただ し、 上 次 であ 看数  $\mathcal{O}$ ること。 職 又 戦員の数に一ちが、イ22又は1 へは b に 掲げる場 を 口 加 (2)

又 に十分の九を加えた数 は 口 (2)に規定する夜勤を行う介護職 掲 げ る要 件 0 V ず れ に ŧ 適 合し 員又は看護職員 て V る 場 合 イ (2) 0

i|数 用 見 者の 守り機器を 数の十分の 当該 以上の数設置して 指 定 短 期 入所 生 立ていること。
生活介護事業所  $\mathcal{O}$ 

ii を設置し、 見守り機器を安全か 必要な検討等が行われていること。 つ有効に活用するための 委員 会

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 口 (2) 規定する夜勤 を行う介護職員又は看護職員 イ (2)  $\mathcal{O}$ 

i 夜勤時間帯を通じて数に十分の六を加えた数 勤 時 間 帯を通じ 7 見 守 ŋ 機器を当 該短期入所生

> (2)夜勤を行う職員配置 員 置  $\mathcal{O}$ 加 勤 算Ⅲを算定すべ 務 条件に 関す っる 基準 き指 定 短 期 入 所 生 活

介

護

0

にも えた数以上であること。 に規定する夜勤を行う介護職員又は であること。 行う介護職員又は看護職員の 夜勤を行う介護 適 合して V . る場 職員又は 一合は、 ただし、 イ(2) 又は 看 護職 数に十分の 次に 員 看数 口 (2)に規定する夜勤を 掲げ 九を 職員が、 員 る 加えた数以 要  $\mathcal{O}$ 数に一 (2) 又 件 V は を 口 加 (2) ずれ

a (新設) 利用 入所生活介護事業所 者 0 動 ること。 向 を検知 0 で 利用者の数の きる見守 ŋ 機 百 器 -分 の を +当 Ŧ. 該 以 指 Ŀ 定  $\mathcal{O}$ 短

新

設

b 設 置 見 守 ŋ 必要な検討等が 機 器を安全かつ有効に活用 行われていること。 するため 0 委 員

新設

三 以第共にす業 る 指職 同 規 者 介 (3)認知症 定認 定 ( 指 護 員 でする介 の勤 項 準 費症 (4)くを算 住居 (定地 定 知 対 (1) ること。 検討等を行い を勤を行い 規 症 務 規定する共同生活を営むべき住居を居(介護保険法(平成九年法律第百介護従業者をいう。)の数が、当該地域密着型サービスの事業の人員、地域密 応 (4) (3)(2)をの は 条件に対定すべ なケア等によ 型 実 確 見 看 夜 促 介施し、 守 研 見 見 夜 保 進 護 勤 並 ŋ ただ 同 守 守 勤 が 職 時 事 き指: を行 関する基準 を行う職員の負担 等による び ŋ ŋ 機 义 員 間 業 生 器等 機 機 者と共 委員 帯 か に 5 が 所 者 を通じ 定認 器 う職 器 つ、 職 れ 0 介 を活 利 護 等 及 員 情 同 等 会を設置 7 び当該 員に 令 利  $\mathcal{O}$ 同 見  $\mathcal{O}$ 用 知 費 を 0 1 報 して、 負担 て、 安 用 守 る 第 症 又 定 訪 用 通 者 よる 対は 全 ŋ 九 期 者 問 す 信 0 į 機器 軽 +応 短 カ 的  $\mathcal{O}$ 及 事 機 る 夜 数 な点 以 条 型期 0 安全及び び 居 項 当 器 減際 勤 1 第 共 利 軽 当  $\mathcal{O}$ 該 等 に を を 上 有 室 介 0 減及 委員 護職 関安 同用 該 実 を 行う全て 設 効 使 安全か **灰施を定** 項 する次に 全 用 置 生 認 12 利 0) ĻΙ 会に 員、 活 知 び ケ 用 た 活 訪 体 L 者 だ 介症 ア 用 勤 問 制 て 務狀況 規的に 護の応 お 0) 看護 0) 1 す 職 に を 及 質の確保 員同 え る た るこ 個 有掲び 介 書 V 夜勤 だげる事項 職員その 護 効に活用  $\mathcal{O}$ 別 て必要な ケ ے د 士 確認 規 に必 X T 職 を同 員又 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ が 行 生 職 配 切 要 連 以上である 第二十項に規定する 基準 業者 第二十項に規定する#共同生活住居(介護促に規定する介護従業書 活 指職 介 (3)八護費を 指 定認 知 略 症 (4)十(平成十八年 を算に 知症 務 新 対応型 定型 設 設 すべ同 、護保険法(平成九年法律第百二十三号)、業者をいう。)の数が、当該事業所を構-八年厚生労働省令第三十四号)第九十条1着型サービスの事業の人員、設備及び運 工共同に関す き指 共 生 以する基 同 生活 生活を営 介護 定 認 介護 知症対は 準 む 事 (応型共 べき住居 業 所ごとに 同用 を 生 認 設 夜 活 知 う。 勤 介症 を 護対 十び行 の応 う 夜 型 第八条では、一項を対して、 勤共 を同

行 生

上| 適 さ ħ る 場 合 お V. 7 は 該 た だ L 書 規 定 す る必 要 な 数 以

四 員 定地域密着型介護 あ の勤務条件に関する基 ること。 老人 進 福 祉 施 設 入 所 者 生 活 介 護  $\mathcal{O}$ 夜 勤 を 行

# 略

口 イ 職 介過 介 護 的 護 ユ 過 の夜勤 な算 ニッ 的 地 界定すべき指字と型経過的世 域 を行う職 密 着型 介 員の勤務条件に関する基準定地域密着型介護老人福祉施地域密 護 老 人 福 祉 施 設 入 所 者 生 活 施設入 介護 所 費 入 が者に 所者 又 生 は 生 活 経

(2)(1)活 入者 所者 生 活 過 生 介 的 活 護 ユ 費 介 護の な算 ツ  $\vdash$ 界定すべき指字で型経過的地域 夜勤 を 行う職日 定 域 員 地 密  $\mathcal{O}$ 域着 勤密型 音型介護老 務 条 件 護 に 人 B老人福! 八福祉施設 関 する 基 祉 設 準施 入 設所

# • (略

しくは (1) 施 加 夜勤 設入所者生活 す ,る基準 福 夜勤 口、 職 祉 施 職 員 設 員 夜勤 配 配 置 入 【所者生活介護の夜勤【置加算日イを算定す !介護の夜勤を行う職員の勤務!は口を算定すべき指定地域密 職 加 ○の夜勤を行うでのを算定すべき指定也で見たができません。 くはロ、夜 員 算 /べき指: を 行う 職地 口 職 出着型介護老人福祉以下は夜勤職員配置 条件に 員 地域密着型介護老看型介護老人福祉人は夜勤職員配置人 0) 勤 務条件に . 関

は 数以上であること。ただし、次定する夜勤を行う介護職員又はで動を行う介護職員とは 該 a 又 は b に 定 8 る数 以 上  $\mathcal{O}$ 看 員 で あ 護の a ること。 職数 又 は 員が b に  $\mathcal{O}$ 数に一号 一号 掲 け を 加 (1) る場 合 えに

a 口 (1)掲 規 げ 定 る する夜勤 要 件  $\mathcal{O}$ V を ず 行う介 れ に Ł 護 適 職 合 員 又 7 は 看 る場 護職 員 0 第

数

分

0

九

を加えた数

員 指 定地 の勤務条件に関する 域密 着 型 介 護 老人 基 福 祉 施 設 入所 者 生 活 介

護

0

夜

勤

を

行

う

# ロイ職

う

兀

を算定 ニット (2)(1)夜勤 過 的 を行う職 すべき指 経 地 過 域 的 密 員 定 地 着 0 地 型 域 勤 域 介 密 (密着型介護老人福祉施) 務条件に関する基 護 老人 福 祉 施 設 入 潍 所 施 設 者 入 生 設 入所 活 所 者 介 者生活介護費 護 費 又 は

# 略

生活介護の夜勤 介 ユニ 護 費 を算 ット 型経 定 すべき指定地域密着型介護経過的地域密着型介護老人! を 行う職 員 0 勤 務 条件に 人福 老人福. 関 する 基 祉 設 施 入 設所 者 入 生 所 者 活

# (<u>→</u>) (<u>→</u>) 略

(1) 夜勤職員配置加算施設入所者生活介護の しくはロ、 夜勤 する基準 人福祉施設 職 員 夜勤職 配 入 置 所 加 者 員 算 1生活 算川イを算定すべき指 配 (I) 夜勤を行う職員の勤務条件に関 置 1 介護の 加 若 算(三) L < の夜勤を行う職員の鼻定すべき指定地域 イ若しく は 口 定地域 夜 は 勤 密 口 職 着型介護 又は 員 域 0) 配 夜勤 密着型介護 勤 置 務 加 条件 に 老 関

規 ること。 数以 護職 定 適 夜勤を行う介護 する夜勤 員 上 又 て で は あ 11 る場 会行う介護職員又は介護職員又は看護職 ること。 看 護 一合は、 、 職 員 ただし、 0 数に十二 第 뭉 次に 分 口 0 (1)看 員 九 掲 護の に を 規 げ 職数 員のが、 定 加 る えた する夜勤 要  $\mathcal{O}$ 数 第 件 数以  $\mathcal{O}$ 号 1 歌を行う Ŀ を口 ず 一であ れ に 加 (1) え に

a 密 数 着 所 設置 型 者 介  $\mathcal{O}$ 護 動 7 老 向 V, を 福 ること 検 祉施設 知 で きる 0 入所 見 守 者 ŋ 0 機 数 器 0 を 百 分の 当 該 + 指 Ŧi. 定 以 地

号口 iはあ i iii ii ii (1) ること。 検討等を行い を勤を行い を実施し、 看護 着型介護老人福祉施設 | .十分の六を加えた数(第一号ロ⑴」fの規定に基づき。ロ⑴に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数 ⁰設 (4) (3)っては、 勤 (2)するための委員会を設置し、介護職員、 は 次に掲げる要件のを設置し、必要ない なケア等によるとする入所者の 見守り機器等を活用する際の促進が図られていること。 夜勤 確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質 夜勤 を行う介護職員又は看護職員を配置している場合に の入所者の 看護職員が、 見 見 ケア等による入所者の安全及びケア 職種の者と共同して、 職 守 守 夜勤を行う職員の負担の軽減及び 行守り 守 時 時 (員の数に十分の八を加えた数) ŋ ŋ 第 ŋ (を行う職員による居室へ 間 間帯を通じて、 機 機 一般器を、 カュ 、機器等を安全かつ有 帯を通じ 機 要件のいずれにも適合している場合必要な検討等が行われていること。 器を安全か 一号口①に規定する夜勤を行う介護職員又 器等 数の つ、 及び当該事項の実施を定期的に確認す 情報通信機器を使用し、 への訪問 当該指 見守り機器等を安全かつ有効に活用 0 十分の一 定期的な点検 て、 つ有  $\mathcal{O}$ 入所者 の安全及びケアの質の確保及び当該入所者に対する適 夜勤 見 定 以上 当該委員会において必要な 守り 効に 地 を行う全て 域 の数設置していることで発着型介護老人福祉施 :効に 1の数以上設置している機器を当該指定地域密 活 0 用 訪問 活用するため す んるため 勤 職員同士の連の介護職員又 務状況 を個別に必要 看護職員その 0 委員 へ の 第 0 配 職 切 숲 b (新設 新設 (新設 新設 新設 置 守 り機器を安全か 要な検討等が行われていること。 つ有効に活用 するため の委員会を

研 修

(3)(2)する基準 人福 夜勤 祉施 職 |設入所者生活介護の夜勤を行う職員||負配置加算Ⅲイを算定すべき指定地| 貝の勤務条件に昭城密着型介護者 関 老

はた 数以上であること。ただし、次のa又はb定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、 「該a又はbに定める数以 上であること。 人はbに 0 数に一 第 掲げる場 号 -を <sup>に</sup> 対 (2) え に

号口 i に 十分の九を加えた数 次 2に規定する夜勤 1Z 掲げる要件の V ずれ を行う介護 にも 適 合し 職 員又は て V る場合 看護職 員 の数 第

② 設 0) 行りり 入所者の数の十 機器を、 当該 分 0) 指 定 以 地 上 域 0) 密 着型介 数設置していること |護老人 福 祉 施

ii 設置し、 見守り機器を安全かつ有効に活用するための 必要な検討等が行われていること。 (委員 会

b 号 十分の六を加えた数 口 次に掲げる要件のいずれにも適合して ②に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員 いる場合 0) 第 数

ilに 着型介護老人福祉施設 夜勤 時 間 帯を通じて、 0 入所 見 守 者 ŋ 機  $\mathcal{O}$ 院器を当 数 以 上 上設置し、地 して 地 域密 7 る

ii は 看護職 夜勤 促 進が図ら 時 員が 間 帯 れて を通じ 情 いること。 報 通信機器を使用 て、 夜 勤 を 行う全て ر ا 職員同 0) 介護 士 職 の員

iii 確 見 行守り 保 並び 機 器等を活 に職員の負担軽 用 する際 減 に 0 安全 関 す る次に 体 制 及 びケ 掲 げる事 T  $\mathcal{O}$ 質 項

(3)(2)人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員夜勤職員配置加算Ⅲイを算定すべき指定地

域

勤務条件には密着型介護は

関 老

0)

する基準

(略)

ること。 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職を勤を行う介護職員又は看護職員の数 b 介護職員又は た数以上であること。ただし、 適合し て いる場合は、 看護職員の 数に十分の九 第 号 次に掲げる要件 口 (2) に規定する夜 を加えた数以上であ 員のが、  $\mathcal{O}$ 数に 第 0) ー を 加 え に 勤を行う V ずれに

域密着型介護老人福祉施設 上 入所 の数設置していること。 者 0 動 向 を検知 できる見守り  $\mathcal{O}$ 入所 者 0 機 器 数 0) を 百 分の 当 該 十五以

a

(新設)

新

設

b 設 置 L 守 ŋ 必 機 器を 要な検討等が行われていること。 安全か 有 効に 活用 す るため 0) 委員会を

新 設

新 設

新 設

(1) る を を を 数: 他 するため 実  $\mathcal{O}$ 職 施 種 . の を行う職 行 0 者と共 委員 か つ、 会を設 及 0) 員による 同 見 び 当該 訪 L 守 置し、 問 7 ŋ 及び 機 事 居 項 当 器 当 0) 該 介 等 室 委護職 該 実 を 入  $\mathcal{O}$ 施 安 を定 会に 員、 所 訪 全 者に 問 か 看護 期 お を 郊的に 個 有 1 職効 別 7 別に活用 必要な 確認

す

なケア等による 等による入所者 の安全及び ケア 0) 質の確保に対する適思 に必 配 切 要

(2)夜 勤 を行う職員の負担の 軽減及び 勤 務状況  $\mathcal{O}$ 

(4) (3)守 りり 機 機 器 等 0 定 期 的 な 点 検

夜 勤 施職 **心設入所者生活** 瀬員配置加算の 研 見 守 修 器 (Ⅱ) 等 口 た護の夜間を算定り を 安 全 す カコ ベ 0 き 有 う指 効 職定 に 員 地 活 の域 用 密着型 す んるた 介 8 に護  $\mathcal{O}$ 関老 職

(4)

人福

祉

所者生活

介護

勤

を

行

勤

務条

件

する基 経 準 過 的 ユ = ツ 1 型経 型 介 護 老 福 祉 施 設

所 者生 活 介 護 費 見を算定、 足していること。 性過的地域密着型

 $(\Box)$ 略

指定介護福祉 (5)5 (8)施 設 サ 1 ピ ス  $\mathcal{O}$ 夜 勤 を 行 う 職 員 0) 勤 務条件 に 関 す

五.

る基 ロイ

(1) 夜 加 し 勤 算 く 夜 を (N) は 夜 夜(勤略 (を行う職員の勤務条件)(回イ若しくは口を算定) 口職員 員 夜 配 勤 置 職 加 員 (配 (1) 置 イ 加若 たすべき指定 別事、回イ若し はロ、 しく 定介 夜 護は勤 福 口職 祉又員施は配 設を置か | 職算 ビ 員 (I) ス配イ の置若

ピ ス変動 職 夜 勤 員 を 配 行う 置 加 (算川イを算定すべき)務条件に関する基準 職 員  $\mathcal{O}$ 勤務条件に 関 す 指 定介 る 基 護 準 福 祉 施 設 サ

勤 を行 う介護職 員 又 は 看 護 職 員 0) 数 が 第 号 口

> 五. 指定介護福 (g) (4)する基 人福祉的  $(\Box)$ 活 夜 1介護費 ユニ 勤 (略) 準施職設員 福(祉略 ツ を算定 入配所置 1 型 者生活 経 加 L 過 算 ていること。 型 (Ⅱ) 介護 地 口 を算 域  $\widehat{\mathcal{O}}$ 密着 夜勤を気を 型

介

護

老

福

祉

施

設

入

所

者

生

き指定!

員 地

の域

勤密

条件介

に護

関 老

務 着

き

る基準 施 設 サ Ì ピ ス 0) 夜 勤 を 行 う 職 員  $\mathcal{O}$ 勤 務 条件 に 関

す

で勤を行う職員配置で しくはロ、マセールー してはロ、マヒールー ロイ 夜(勤略 口職 員 夜配

置

職加

は口を算定 順員配置加 に が算 に イギ

第 (II) すべ

は

祉ス員を配

設 夜 置

| 職算

ビ 員 (I)

ス配イ

の置若

口職

勤加

へき指定介書

定介護

福

サ

]

<

は

口

夜

勤

勤務

スの 夜勤を行 う 職 算 (I)イを算定すべき 条件に関する基準 員  $\mathcal{O}$ 勤 務 条件に . 関 する 指 定 基 介 潍 護 福 祉 施 設 サ

勤 を 行 ごう介 護 職 員 又 は 看 護職 員 0) 数 が、 第 号 口 (1) に

(1)

に

は、数以 数以上であること。ただし、次定する夜勤を行う介護職員又は 当該a又はbに定める数以上であること。 の看 a 護 a 又は りに りの数 のと掲げる場合の数に一を加え 合え

i | に | 号 十分の九を加えた数 口(1)に規定する夜勤 いに掲 げる要件の 1 ずれにも を行う介護 適 職 合してい は員又は 看護職 . る場 合 員 0) 第 数

0) 数の十分の 見守り 機器を、当該指 一以上の数設置して 定介 護 老人 1 ること 八福祉施設  $\mathcal{O}$ 入 所

ii を設置し、 見守り 機器を安全かつ有効に活用 必要な検討等が行われていること。 するための 委員 会

b 号口 iはあ 夜 看護 勤を行う介護職員又は 十分の六を加えた数(第一 っては、 次に掲げる要件のい ①に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数 職 員 の数に十分の八を加えた数 第 号口 (1)に規定する夜勤を行う介護職員又 ずれにも適合している場合 看護職員を配置している場合に 号口 ① 」 f の規定に基づき 第

人福 夜 勤 祉 施設の入所者の数以上設置していること。時間帯を通じて、見守り機器を当該指定介護老

ii は 促 看護職員が 夜 進が図られていること。 勤時間帯を通じて、 情報通信機器を使用し、 夜勤を行う全ての 職員同士の 介護職員又 連

iii (1) る を 動 検討等を行 するため を実施し、 0 (T) 確 見 に保並び 職種の者と共同して、 行り機器等を活用する際の 0 委員会を設置し、 に職員の負担軽減に関する次に掲げる事項 か つ、 及 見守り び当該・ 事 機器等を安全かつ有効に活用 当該委員会において必要な 項の実施を定期的に確認 介護職員、 安全 体 制及びケアの 看護職員その

夜勤

を行う職員による居

室

0

訪

問

を個

別

に必要

た数以上であること。ただし、規定する夜勤を行う介護職員又 ること。 介護職員又は ・ 数以上であること。ただし、次に掲げる要件定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数。 適合してい 看護職員の数に十分の九を加えた数以上であ る場合は、 第 号 口 (1)に 規定する夜勤を行う 数に  $\mathcal{O}$ \_ V を ず れたえ

護老人福祉施設 していること。 入所者の動 向 .を検知できる見守 0 入所者の 数の百 り機 分 0) 器 を、 五. 以 上 当 該 0) 数設置 %指定介

a

(新設)

(新設)

b 設 置し、 守 ŋ 機 必 要な検討等が行われて 器を安全かつ有効に活用するため いること。 0 委 員 会を

(新設)

新 設

新 設

する入 ケア等による入所者の安全及びケアの 所 者 0) 訪 問 及び 当該 入 所 アの質の対す の確保の確保 配 切

(2)夜勤を行う職員の負担の軽減及び 勤 **%務状況** へ の

# 研

修

(4) (3)

見

守り

機器等を安全か

0

有

効に

活用

するため

 $\mathcal{O}$ 

職

見守

ŋ

機 器等

0)

定期

的

な点検

(3)(2)夜勤

ビスの・ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準職員配置加算Ⅲイを算定すべき指定介護 **设福祉施** 設 サ

(略)

(三) (一) 夜 (二) は |数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合に定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ⑵に 当 該 a 又はりに定める数以上であること。

i に 号 十分の九を加えた数 口 次 (2)に規定する夜勤を行う介護 K 掲 げる要件 のい ず ħ にも 適 職員又は看護職 合して いる場合 員 の数 第

ii 0 見守り 数の 見守り 十分の 機器を、 機器を安全か 一以上の数設置してい 当該指 定 効に活用 介護老人 ること 福 祉 に施設 0 入 所

つ有

するため

 $\mathcal{O}$ 

委員

会

を設 置し、 必要な検討等が れにも適合している場合 行われていること。 第

i 夜勤寺引 に十分の六を加えた数 に十分の六を加えた数 ラロ2)に規定する夜勤を行う介護職員 文は 看護職員 0) 数

夜勤時 福 施設の入所者 間帯を通じて、 0 数以上設 置し て 1 ること。 該 指定介 護老

ii は 看 護 勤 職 時 員 間帯を通じて、 が 情 報通信 機器を使用 夜勤を行う全て 職員同 0 介護職員又 士の 連

(3)(2)

ビスの・ 夜勤 夜勤を行う職員の勤務条件に関する職員配置加算Ⅲイを算定すべき指 (の勤務条件に関する基準 定介護 福 祉 施 設 サ

]

 $(\equiv)$   $(\rightarrow)$ (略)

た数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ②に ること。 も適合している場合は、 護職員又は 看護職員の 第 数に十分の九を加えた数以上であ 一号ロ2に規定する夜勤を行う

a 護老人福祉施設 L ていること。 入 所 者 0 動 向 を検知できる見守 0 入所者の 数の 百 分の ŋ 機器 +五. を 以 当 0) 該 数設置

(新設)

者

(新設

b 設 置 守 L ŋ 機 必 要な 器を安全かつ有効に活用するため 検討等 が 行 わ れ 7 いること。 0 委員 会を

新設

新 設 六 (4) (8) (略) (1) 夜勤を行う職員による居安他の職種の者と共同して、当該他の職種の者と共同して、当該事項の iii を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質携促進が図られていること (4) (3)(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切とする強を行う職員による居室への訪問を個別に必要 員研修 慮 見守り機器等を安全かつ有効に活用するため 見守り機 器等の定期的な点検 及び当該事項の実施を定期的に確認す 当該委員会において必要ない、介護職員、看護職員その 0 職 (略) (新設)

(厚生労働 大臣 . が 定 8 る特 定 診 療費及 び 特 別 診 療費に 保る指導 導管理等及 び 単 位 . 数 の 一 部改 正

厚生省告示第三十号)の一部を次の表のように改正する。

第六条

厚生

一労働

大臣

が

定め

る特

定

診

療

費及

 $\mathcal{U}$ 

特

別診

療費に係る指導管理等及び

単

· 位 数

(平成十二年

改 正 後	改 正 适
別表第二	別表第二
1 (略)	1 (略)
2 褥瘡対策指導管理	2 褥瘡対策指導管理(1日につき) 6単位
イ 褥瘡対策指導管理(I) 6 単位	(新設)
口	(新設)
注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指	注別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介
定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短	護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業
期入所療養介護事業所において、常時褥瘡対策を行う場合に	所において、常時褥瘡対策を行う場合に、指定短期入所療養介
、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護	護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を
予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者(日常	受けている利用者又は入所者(日常生活の自立度が低い者に限
生活の自立度が低い者に限る。) について、1日につき所定	る。)について、所定単位数を算定する。
2 ロについては、褥瘡対策指導管理(I)に係る別に厚生労働大	(新設)
- 臣が定める基準を満たす介護医療院において、入所者ごとの	
褥瘡対策等に係る情報を厚生労働省に提出し、褥瘡対策の実	
施に当たって、当該情報その他褥瘡対策の適切かつ有効な実	
施のために必要な情報を活用し、かつ、施設入所時に褥瘡が	
発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生	
のない場合に、1月につき所定単位数を算定する。	
$3 \sim 6$ (略)	3~6 (略)
7 薬剤管理指導 350単位	7 薬剤管理指導 350単位
注 1 (略)	注 1 (略)
2 介護医療院において、入所者ごとの服薬情報等の情報を厚	(新設)
生労働省に提出し、処方の実施に当たって、当該情報その他	
薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し	
た場合に、1月につき所定単位数に20単位を加算する。	
<u>3</u> (略)	<u>2</u> (略)

## 8 医学情報提供

イ・ロ (略)

注1 イについては、併設型小規模介護医療院(介護医療院の 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚 生労働省令第5号)第4条第7項に規定する併設型小規模 介護医療院をいう。以下この号において同じ。)である指 定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護 予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、 介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介 護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に 基づき、診療所での診療の必要を認め、診療所に対して、 当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若し くは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若し くは入所者の紹介を行った場合又は介護医療院(併設型小 規模介護医療院を除く。) である指定短期入所療養介護事 業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護 事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若 しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者 若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、病院での診療 の必要を認め、病院に対して、当該利用者若しくは入所者 の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示 す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った 場合に、所定単位数を算定する。

2 (略)

9 理学療法(1回につき)

イ・ロ (略)

注 1~5 (略)

6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション 実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリ テーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテ ーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用

8 医学情報提供

イ・ロ (略)

注1 イについては、併設型小規模介護医療院(介護医療院の 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚 生労働省令第5号)第4条第7項に規定する併設型小規模 介護医療院をいう。以下この号において同じ。)である指 定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護 予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、 介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介 護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に 基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に 対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利 用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利 用者若しくは入所者の紹介を行った場合又は介護医療院( 併設型小規模介護医療院を除く。)である指定短期入所療 養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所 療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サ ービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けてい る利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、別の 病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該利用 者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所 者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所 者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 (略)

9 理学療法(1回につき)

イ・ロ (略) 注1~5 (略) (新設) している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数 に33単位を加算する。ただし、作業療法の注6又は言語聴 覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない

10 作業療法(1回につき)

123単位 10 作業療法(1回につき)

 $注 1 \sim 5$  (略) (新設)

注 1 ~ 3 (略)

(新設)

123単位

注 1 ~ 5 (略)

6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実 施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテー ションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーショ ンの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している 場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を 加算する。ただし、理学療法の注6又は言語聴覚療法の注4 の規定により加算する場合はこの限りでない。

11 言語聴覚療法(1回につき)

203単位 11 言語聴覚療法(1回につき)

203単位

 $注 1 \sim 3$  (略)

4 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実 施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテー ションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーショ ンの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している 場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を 加算する。ただし、理学療法又は作業療法の注6の規定によ り加算する場合はこの限りでない。

 $12 \sim 17$  (略)

12~17 (略)

(介護) 保険 法 施 行 規 則 第六 十八 条第三項及 び 第 八 + 七 条第三 項 に 規 定 す る厚 生 労 働 大 臣 が 定 め ると

ころにより算定した費用の額の一部改正)

第七条 介護 保険 法 施 行 規 則 第 六 + 八 条第三項及 Ţ 第 八十七条第三項に規定する厚 生労働 大 臣 が 定 8

るところにより 算 定し た 費 用  $\mathcal{O}$ 額 (平成十二年厚生省告示 第三十八号) *Ø*)
<u>→</u> 部 を 次  $\bigcirc$ 表  $\mathcal{O}$ よう に 改

正する。

(傍線部分は改正部分)

用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予ン費のイからハまでの注5、ホ及びへの規定による加算に係る費六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーショ	よ費指れら用あ場規通算 るの定らの額で又に介係 加イ居のまでははより
までの注6、二及びホの規定による加算に係る費用の額五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハ三・四 (略)	の注3、注7、注21及びニからへまでの規定による加算又の注3、注7、注21及びニからへまでの規定による加算又定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイから(略)
一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 一 指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定所護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注11から注14まで及びへの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの表立る基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。 一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの規定 での注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの規定 による加算又は減算に係る費用の額の算定に関する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費 中の額並びに指定介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費のイの規定 による加算又は減算に係る費 中で表表」という。)の介護予防訪問入浴介護費のイの規定 による加算又は減算に係る費用の額の算定に関する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費 中で表表が表示で、ロ及びハの規定による加算又は減算に係 は数表(以下「指定介護予防・の規定 による加算では減算に係る費用の額の算定に関する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費 は数表の第二十七号)別表指定分 は2000年の規定による加算では減算に係る費用の額の算定に関する基準(平成 イの注4から注7まで、ロス介護という。)の介護予防・に関する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算でに関する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ規定に関する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ規定による加算では減算に係る費用の額の算定に関する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ規定による加算では減算に係る費 イの注4から注7まで、ロ規定による加算では減算に係る費 イの注4から注7まで、ロ規定による加算では減算に係る費 イの注4から注7まで、ロ規定による加算では減算に係る費用の額がである。 イの注4から注7まで、ロ規定による加算では減算に係る費用の額がである。 イの注4から注7まで、ロ規定による加算での規定による加算では減算に係る費用の額が可能ではよるによる加算では表すである。 イの注4から注7まで、ロ規定による加算では対する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ規定による加算では対する基準(平成 イの注4から注7まで、ロ表ではよる、ロ表ではよるによる加算ではよるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによ	費ー定にる4指定の数二指の で が で が で が ま に 訪 表 年 に お き は り に り り に り ら り ら り ら り ら り り り り り り り
改正前	改 正 後
(作糸音クに引音)	

か表  $\mathcal{O}$ る 介 場 単 ま護 L 合に で予引書 位 1 サの防い 数  $\mathcal{O}$ 通 た 該 か お 表 所リ 0 1 て、 す 並 L 通 1 びに場 ハび  $\mathcal{O}$ 書 所 る が に 指 定 力 で リ テ ー は に お に お た あ 。 規 に 口 IJ 定 該 又 当 は ピ に す IJ ょ って る場 シ護 0 る テ ョ予 費 規 1 ン防は 合 用 定 サ  $\mathcal{O}$ に 彐 ] 額 あ ょ ン ビの る 費 0 費のス規 0 用注介 定 か は 用 口 2 護に 治給 よ 又 5  $\mathcal{O}$ はお付費 額は 注付 ま  $\mathcal{O}$ **イ** 費用 を 7 規 定 カュ 算 によ び位の 注 5 定 ヌ数額 1

51 ら定 トビチ居 ま宅 で のー 規 別入所生活介護 朗立びに指定介 男人所生活介護 の予の

かで(7)表算か(12)|イ ホ防へ いのにらに(1)指かサか指 定 (13) ロハ介係 (9) 係か定 ト居までか、予防用 が算又は減算に係る費用のが が高いで、(10) で、(13) で、(14) で、(15) で、( (6) 額 (2) の額 並びに指定介護型別入所生活介護費の額 並びにオ(7) から (1) まで、ハ(7) での規定による加(7) (6) とりまでの規定による加(7) (6) とりまでの規定による加(7) (6) とりまでの規定による加(7) (6) とりまでの規定による加(7) (6) とりまでの規定による加(7) (6) とりまでの対応であるが、カースでの対応であるが、カースでは、 ロ数加(7)びの (11) ま

九 活護護 介 予 費指ら 護 防  $\mathcal{O}$ 費 サ 0 ニビ かス Ū Ì 介 5 ま 給 で 付規 の費用 による る特用施 費定の設 用施額入 者定活 生介介

サー 付ビ成定 0 ス十地 1 单介八域 及 位護年密 数給厚着 び 表付生型サ 口 一費単 0 の注 5 から 質単位 数素 別制省告示 の注 5 から 表示に 5 注 (第 11の以百 要 す 定下 ま る 期 一十費 で 巡指六用 並 回定号の地 び に · 地 ホ随域別の 時密表算 及 対着指定 び チ 応型定に 型サ地関 か 訪ー域する 6 ヌ 介ス着基

> 加防 然算に係る費用の 通所リハビリニ  $\mathcal{O}$ テ ] 額 日 費 0 1 0 注 2 チ 及 び IJ 0) 規

> > 定

に

ょ

る

びーへ ヘビ及指 定護の宅 サに給規サーよ付定し る費に ス加単よス 算位る介 数加護 表算給 るのに付 介係費 、(8) 位の予費位、数額防用数 短の表 期額の 入並短 所び期 生に入 活指所 介定生 護 介活 費護介 の予護 ホ防費 及サの

(7) 費費護(8) 費イ 用の予 用(1)指 ホのイ防ホのか定のスび定 (12) 額 (1) サ (13) 額ら居規介ト居 (12) 額 (1) サ (13) 額 ら 居及 並 及 | 及 並 (3) 宅 びびびビびびま ホに(2)スホにで (13) イの介(14) イのビ の(6) 注護の(7) 注規 12 給規 16 12 給規、付定 16 介 (7) 表 算 に 算に 口 口 係(9)ハ介係(10)ハ表る、(5)護る、(6)の る、(5) 護る、(6) の費ハ、予費ハ、短 用(6) = 防用(7) = 期の (6) 人の (6) 人 ハ 及 期 額 ハ 及 所 (7) び 入 並 (8) び 奉 、ホ養 ホ所び ニ (11) 療 に ニ (12) 介 (6) に養指(7)に護 (介護) `係費 るの

++ 介予護 サ(、護防費指 の一ト居 ニビ及宅 及びチのボ の給規ス 規付定介 定 費に 単 に よ給 よ位る付 る数加費 加募のに対して に 介係数 る表 |係る費用 用特の定 の定額施 額施並設 設び入 入に居 居指者 者 定 生 生介活 活護介

介型準 看 付ビ成定 費ス十地単介八域 0) 1 及 位護年密 び数給厚着 口表付生型 0) 費労サ と単働 ĺ 注 5 い位省ビ う数書 カュ 6 表示 注)(第 11の以百 要 す る ま 定下 で 期「十費 並 巡指六用 回定場の類 び に · 地 ホ随域別の 時密表算 対着指定 応型定に 及 型サ地関 び 域 チ訪 す の間ビ密 規介ス着基

0 定 る 加 又 1 は 減 算 に 係 る 付費 費用 位額

十 二 定問 介 る 定 加 の地 算 イ域 又 及 は び 減 口型 算 サ  $\mathcal{O}$ 注 係 3 F, るか ス 費 5 介 注 護 6 給 で 並単の び に 数 =表 かの 夜 5 間 ま対 で応 の型 規訪

で型 の通 のに 指 規 所 定 介 に 護 ょ 費 定 る  $\mathcal{O}$ 地 加ィ 域 密 算 及 着 又 び は 型 口 減 のサ 算 1 注 ピ に 5 ス用 係 る注介の 9 護額ま 費用及給 単のび付 位額注費 24 単 並位 び数 に表  $\mathcal{O}$ か地 ら域 ホ 密 ま着 +

四るのサ八介の通 加 1 1 年 護 規 所 厚 予 算 及 ピ 定 介 ス 又び 生 防 護 定 一労働 サー よ費 介 地 口 るの 護 域 当省告示して と 算 に 3 加ィ 給 密 3 付 算 及 着 係 費 又び 型 単 要する費 る 第 は 注 サ 口 費用 ·位数表。 ] 減 5  $\mathcal{O}$ 算 及 注 ピ スのび に ス 3 介額注 介  $\mathcal{O}$ 八用 係 号) る注費5 16 介  $\mathcal{O}$ 護 並護 額 給 び予別の用 付費 及 に防表算のび 認指 定 額注 ハ か知定に 並 17 ら症地関び並数 する に ホ 対 域 び表 ま応 密 指 に  $\mathcal{O}$ で型 着 基 認 定 ハ 型 準地か の通 知 介 規所 ( 域 平 密 域 ら症 定 介 護 ホ対 に護 予 成 着 ま応 よ費防十型 7 型 + 基 定通

+ 1 夕 型 て 口 ま V  $\mathcal{O}$ 定 F, ス で宅指 る 注 L 場 2 て 介  $\mathcal{O}$ 介定 規護地は 合  $\mathcal{O}$ 護 11 定費域減の 12 た る 給 だ 場 にの あ 密 付 よる加なるがある。 合に L 費 0 書に 7 単 は お 位 算に ĺ 該 口 数 1 当 て、 表 のビ す 注 れ  $\mathcal{O}$ 係 5 7 る 1 る 小 場 費か 0 (2)規 護 用 規 合  $\mathcal{O}$ 模 Ò 給 多 規 定 又 の注 付 は に 定 機額 9 費 ょ 能並 ま イ に 単 型 る 及 ょ び で 位 び 費 に る 居 数 リ 費 用 宅 指 表 口 介  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 定  $\mathcal{O}$ 額 護地 注  $\mathcal{O}$ ヌ 小 額費 4 域 及 規 から を  $\mathcal{O}$ 密 てド 模 1着型サ 1 算 力 多 (2) を · 及び 1 定 カュ 機 (1)Ò 能 +

介予規合

ょ 1

費

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用

を差 を算

た

介額る

に

小指あ

並場

護

予  $\mathcal{U}$ 合

ヌ規定

模 地

機密

着型

介 5

及防

か

Ŧ

で型

の居

規 宅 護  $\mathcal{O}$ 

数 引

び る

口

注

4 額

L び

て

V

12

0

て

れ

域は

定

費

 $\mathcal{O}$ 

1

口

 $\mathcal{O}$ 

注

1

 $\mathcal{O}$ 

た

だ

L

書

に

該

当

す

る場

防 定 又 規

サ に は

ĺ

介 用

付

及ス

口護

るの給額

び

のか単

注

ま  $\mathcal{O}$ 

る  $\mathcal{O}$ 

加 1 ピ る 及 ょ

係

費 注

用 7 費

額 6 位 L 定 及

に

指 で

定

密 び

防

給

単

数

表

 $\mathcal{O}$ 

護 並

防

小

模 地

多 域

能 着

型 型

宅 護

護

び

口 算

 $\mathcal{O}$ 定

注

2

0

ただ

書

12 お 介

該

当

す

る

場

合

又

は

イ

及 ょ

び る 居 介 5 多

口

 $\mathcal{O}$ 用 介 子 ま 能

注

4

7

る 位

場

合に

7 予 び 9 表 1

イ

(2)規

0

規

定 機

費

額 費 サ

> に ょ る 又 に 係 る 護用

+ 介 係 る費 定 の地加 イ域 の地の及密 イ域額び着は 口型減 のサ算 Ì 注 3 ビ ス 介 並 び 給の に 付額 = 費 の単 規 位 定数 に表 よの る夜 加間 算対 又 応 は型 減訪

型 の 二 る費 通 所 介 護 指 定用 費 及密 び着 口型 のサ 注门 五 7 に ス介 並護 び給 に 付 二費 の単 規位 定数 に表 よの る地 加域 算 密 に着

準 通 地所 介 所 域介指 介 平密護 定 用 予成着費地の 護 防 十型の域額 のサハ介ハ密 | 年護及着 及ビ厚 予び型 び ス 生防ニ サ プサの | 加 介 労 = ] 働 の護 規ビ だ定に 給 規 省 ス 定 付 告 介 に 費示 よ護る給 に よ単第 要 する る位百 加付 数表の一つの表質に係り 加数 費 算 単 に 位 介号の難 係 る 護 額費 る 表 費 予別の用  $\mathcal{O}$ 用防表 算の認 の認指 定 額 知 額知定に 並症 症地関び対 対域すに応 応密る指型

居 付 算 費 に 宅指 単 係 介 定 護 地 位 る 費 費域 数 表用  $\mathcal{O}$ 密 のイ着 介 額及型 並びサ 護 予びロ 1 防 にのビ 小指注ス 7 規 介 定 模 地 護 多域チ、 給 機密 付 能着 IJ 費 型型 単 居介 ヲ 位 及数 予び 表 防 ワの サの小 〕規規 定模 ピ スに 多 よ機 注介 護 7 る能

給加型四 及 び IJ のの 規 定 ょ る 加 係 る費 用 の宅護 額介

- 181 -

 $\mathcal{O}$ (1)L **浴**合又 7 規 0) 規 定 . る場 による費用 は 定による費用 イ 及 合にあ び 口 って 0 注 0 |4を算 額 は イ 及び 定 れ L 5 7 口 0 規 7  $\mathcal{O}$ る場 注 定 1 に 一合に  $\mathcal{O}$ ょ ただだし る費 にあって 用 書に 0 は 額 該当か

六算予及共に防び同 五れ 認 指 生 定 活 知 定 症 地 介地 対域護 域 ス応型共同生活介護費のルからワまでの規定による加久密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護と関すの対からカまでの規定による加算に係る費用の額及密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型よる費用の額)を差し引いた額

十 七費定 用 施 設 指 係 設入居者生活介護費の指定地域密着型サービ係る費用の額 額 ビス  $\mathcal{O}$  $\vdash$ 介 か 5 護 IJ 給 ま 付 で費 の単 規位 定数 に表 による加算に係るの地域密着型特 +

+

ては、 2 5 ス 0) ただし る ま の指の ピ これ 場 ス でイ 定 の規定地域密 合に 及び 介 書に らの 護 税定による加算に係 ひロの<u>注6から注</u> 給 口 お 規  $\mathcal{O}$ 該当する場合又は 付 着 1 定による費用 注 て 費 型 単 サ 1 ĺ のただし 位 ビス (2)数 表  $\mathcal{O}$ 規 介  $\mathcal{O}$ 係 8 る費 書  $\mathcal{O}$ 定 複 ま護 額注 合 で給 用 該 型 並付 4 ょ を算 る費 から 当 サ  $\mathcal{O}$ び 費 す 額 に 単 1 定し る 1 用 並 ヲ 位 ピ 場 (1) カュ  $\mathcal{O}$ ス び 数 合又 費  $\mathcal{O}$ て 額 に 5 表 に指定地域密着型らレまで及びナか 規い 0) 0) る場 複合型サー 及 (2)を算定 ※合にあ び 口  $\mathcal{O}$ 注 +

注

を

定している場合にあっては、

これらの

規定による費用

を差し引い

た額

ス七の定六る防に 共の な 類 施 費 認 指 用 知 定 生 六 定生指 入定の症地活定居地額対域介地 水応型共同は 後密着型介護費の ヌロール域密着型介護 域 共同生活介護費の||安別での||安別での||安別での||安別での||安別での規定を関する。 ĺ ピ ス 護費のリ及びヌの胡サービス介護給付费の規定による加算にス介護給付費単位数 介 護給 費 規費に数定単係表 に位るの 数表の認知症 

者 生活着 介護サ 費 0  $\sim$ 及び 卜 の付 規 定単に位 よる表 加の 算 地 に域 係る費 用特

る費用 費用の対力 び域 密 口 着  $\mathcal{O}$ 注 6 並 並び ビス に リチか 介護給付費単 。 ら  $\exists$ ま で 0) 位 規 数 定 表 に  $\mathcal{O}$ よ複 るか型 算 サ ] に 係ビ

額及地

(厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 特 例 居 宅 介 護 サ ピ ス 費 等  $\mathcal{O}$ 支 給 に 係 る 離 島 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 基 潍 第 六 号  $\mathcal{O}$ 

規 定 に 基づ き厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 地 域  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 八条 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 特 例 居 宅 介 護 サ ピ ス 費等  $\mathcal{O}$ 支給 に 係 る 離 島 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 基 準 第 六

のように改正する。

号

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

基

づ

き厚

生

労

働

大

臣

が

定

 $\otimes$ 

る

地

域

平

. 成

+ =

年

厚

生

省

告

示

第

五.

十三

号)

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

表

- 183 -

(傍線部分は改正部分)	

(略)	岩     北     都       手     海     道       房     具       名	
(略)	盛(	
(略)	(略) (略) 字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯町、字新見、字吉国、字上来内(字白石、字が上とった。)、方を一世割がら三十六番地までの地域に限る。)、大ヶ生(一地割ででの地域に限る。)、大ヶ生(一地割ででの地域に限る。)、大ヶ生(一地割ででの地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割がら十七地割、二十八地割、二十八地割、二十八地割、三十一、注解、字、音、字、字、音、表、字、音、表、字、音、表、字、音、表、字、表、字、表、字	改正後
(略)	岩     北     都       手     海     道       房     具       名	
(略)	市  () 町  () 村	
(略)	名 当該地域が市町村の区域の名称 は	改正前

(略)		熊本県	(略)			愛媛県	徳島県	(略)			愛知県		静岡県	(略)				山梨県
(略)	山 都 町	(略)	(略)	西予市		大洲市	(略)	(略)	(略)	新城市	(略)	川根本町	(略)	(略)	湖町	富士河口	(略)	甲府市
(略)	方ケ野及び八木。 、高辻、伊勢、長谷、神の前、塩出迫、見口、上差尾、玉目、高畑、東竹原、柳、安方、長崎、橘、花上、下山、大仏原、安方、長崎、橘、花上、下山、大井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、	(略)	(略)	及び下泊片川、西、予子林、坂石、釜川、田之浜	出海、豊茂、喜多山、今坊、櫛生及び	高山、平地、恋木、東宇山、手成、戒川	(略)	(略)	(略)	長篠、富保、富栄、豊岡、乗本及び大野	(略)		(略)	(略)		精進、本栖及び富士ヶ嶺	(略)	古関町及び梯町
(略)		熊本県	(略)			(新設)	徳島県	(略)			愛知県		静岡県	(略)				山梨県
(略)	山 都 町	(略)	(略)	(新設)		(新設)	(略)	(略)	(略)	新城市	(略)	(新設)	(略)	(略)	湖町	富士河口	(略)	甲府市
(略)	仏原及び安方出無田、大平、高月、郷野原、	(略)	(略)	(新設)		(新設)	(略)	(略)	(略)	乗本	(略)		(略)	(略)		精	(略)	古関町、梯町

(厚生労働 大臣 の 定 8 る 利 用 者 等が 選定 する特別 別 な 居室等  $\mathcal{O}$ 提供 に 保る基準 準 · 等  $\mathcal{O}$ 部 改 正

生省告示第百二十三号)の一部を次の表のように改正する。

第九条

厚生

一労働

大

臣

 $\mathcal{O}$ 

定め

る利

用者等

が

選定する特

別

な居・

室

等の

提

供に係

る基準

· 等

(平成十二年厚

線部 分は改 É 部 分

用 者 等 が 選 定 す る 別 な居 室 等  $\mathcal{O}$ 提 供 に 係 る 基

改

正

後

(2)(1)費ニ表百費らび及ビー施号用及まに用まの二用へにびスビ設)のびで短 0 付成指 +ので地+のまハ(2)のスサ別額ホの期費 表の(1)注入単 入防号の注密号ののか注 (1) イビ指算か11 所位年宅所短 ) 算 18 着 ) 算注 ら 12 か及ス定定ら、療数厚サ療期別定及型別定 12 (3) 、らびの施に(7) ハ養表生し らびの施に(7) 療用別定及型別には10000円で 関大に及び介表に関する注はのの を注しますり。13での を注しますが、13での を注しますが、13での を注しますが、13での を注しますが、13での を注しますが、13での を表すが、13での を表すが、13での を表すが、13での を表すが、13での を表すが、13での を表すが、13での を表すが、13での には、13での ま(1)介 でか護 るのら ス年型療か(4)に19単厚介厚サ院らま介、位生 1 (1) の イ 定 ビか注及居定 介数省 スら13び宅に 

で(1)のイの

9 期予七額の域六額

注の

(1) び

び(4)介

(1) 費

のびス八予者

口介年防

生

介 護 生

護厚サ活介厚サ院

]

サ(3)で護

(1) 療期別定及型別定12(3)

用 者 等 が 選 定 す Ź 別 な居 室 等 0 提 供 に 係 る 基

改

正

前

他

(2)(1)

す

で予の百費ニ表百費らび及ビー施号用及まに給の防介二用まの二用へにびスビ設)のびで短付注短護十ので地十のまハ(2)のスサ別額ホの期費9期予七額が大額で(1)の一表の(1)注入単 短付成指 入防号の注密号ののか注 (1) イビ指算か11 所位年宅所短 ) 算15 着 ) 算注 ら 9 か及ス定定ら、療数厚サ療期別定及型別定10 (3)、らびの施に(7)ハ養表生 (1) 療期別定及型別定10(3) 養入表にび介表に及ま口(4)ロイ設関介所指関注護指関びで(1)まの及サす の省 ま(1) 介 でか護 短告ス 定す16 老定す注の及で注でから でする並人地る11 注びの11 ロの 護基び福域基、8 (2) 注並のス るのら費期示に 基注(3)の 8 (2) 注 並 の ス 準  $\mathcal{O}$ イ所十 10 ま の介護基の偏塚本 12 び注等(1)生 (1)費防(指施着(定び注)、に15 介平指のか活 及のサ平定設型平地に10 イ注 並護成定注6介 びイー成介入サ成域介、(1) 12 び給十施 10 (3) 護 九 (1) 12 び給十施10(3)か並に付二設、ま (1) び イ ビ十護所 | 十密護ハか並に付 のびス 八予者ビ八着医(1)らび注費年サニでの指の 注口介年防生 ス年型療か(4)に16単厚 1(1)のイ定算 厚サ活介厚サ院らま介 位 生 ビか注及居定 1 介護 生 | サ(3)で護 介数省 スら13び宅に 労ビ護 給 労 ロサ関 口 7 付 まの療護表告等(4) F, スビで注養保の示に ス費付働 ま ロの にスの13施健 省にの 費 省 介 で(1)注 並らに位告要イ単告要の注、設施護ニすのか9ス基び4分数示すか位示すイフロサ設福十る注ら並介準 ま護表第るら数第るか並(1) | サ祉 費 6 (5) び 護

(略) (略) とする。 アンス はできないものとする。 要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必 お(1)から(6)までの注8に定める者が利用、入所又は入院する)

介 護 保 険 法 第 五 +\_\_ 条 の 三 第二 ピ 項 第 号 及  $\mathcal{U}$ 第 六 + \_\_ 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第二 項 第 号 均 に 的 規 定 す る 特 定 を 勘 介 案 護 保 

7 険 厚 施 生 設 等 労 働 及 大 び 臣 特 が 定 定 介  $\Diamond$ 護 る 予 費 防 用 サ  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ ス 事 部 業 改 者 正 に お け る 食 事 提 供 に 要 す る 平 な 費 用  $\mathcal{O}$ 額

第十 案 護 条 保 L 7 険 厚 施 介 生 設 護 労 等 保 働 及 険 法 大 U 臣 特 第 が 定 五. 定 介 +護 <del>\_\_</del>  $\Diamond$ る 予 条 費 防  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 用 サ 第二  $\mathcal{O}$ 額 ピ 項 ス 第 平 事 成 業 者 号 + 七 に 及 年 お U 第 厚 け 生 る 六 + 労 食 働 \_\_ 事 条 省  $\mathcal{O}$ 告 提  $\bigcirc$ 三 示 供 第 に 第 要 兀 す 項 百 + る 第 平 号) 号 均 的 に な 規  $\mathcal{O}$ 費 定 す 部 用 を る  $\mathcal{O}$ 特 次 額 定  $\mathcal{O}$ を 介 表 勘

 $\mathcal{O}$ 

よう

に

改

正

す

る。

	(何親音ケに	j
	记可音	
	5	j

改

正

前

労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。	労働大臣が定める費用の額は、一日につき千四百四十五円とする。
業者における食事の提供に要する平均的な費用の	業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生
法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事	法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事
平	均
第一号に規定する特定介護保険施設等における食事	一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項	九年法律第百二十三号)第五十一条

改

正

後

的 法 亚 第 介 な 均 費 護 六 的 用 +な 保 費 険  $\mathcal{O}$ 額 条 用 法 第 及  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ U 額 五 事 第 及 十 業 てド \_\_ 所 項 条 施 第 設  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 状  $\mathcal{O}$ 号 状 第 況 に そ 況 項  $\mathcal{O}$ 規 そ 第 定 他  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ 他 号 事 る  $\mathcal{O}$ 情 特 に 事 を 情 規 定 勘 介 を 定 案 護 す 勘 る 案 L 予 7 特 防 L 厚 サ 7 定 厚 介 生 労 護 ピ 生 労 保 働 ス 事 大 働 険 業 臣 大 施 者 臣 設 が 等 定 12 が 定 に 8 お る け  $\Diamond$ お 費 る る け 滞 る 費 用 在 居 用  $\mathcal{O}$ 額 12 住  $\mathcal{O}$ 要 等 額  $\mathcal{O}$ \_\_ す 並 に 部 る び 要 す 平 改 に る 均 正 同

+ 成 U 要 る + す 平 12 \_\_\_ 七 均 同 る 条 年 的 法 亚 第 厚 な 介 均 生 費 六 的 護 労 + 保 用 な 費 働 険  $\mathcal{O}$ 額 条 法 省 用 告 第 及  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 び 額 示 五 第 事 第 + 及 業 兀 CK 項 条 百 所 施 第 +  $\mathcal{O}$ 設  $\mathcal{O}$ 三 状  $\mathcal{O}$ 号) 号 況 第 状 そ に 況  $\mathcal{O}$ 規 項 そ  $\bigcirc$ 第二 定 他  $\mathcal{O}$ 部 す  $\mathcal{O}$ 他 号 を る 事  $\mathcal{O}$ に 次 情 特 事 情 規  $\mathcal{O}$ 定 を 表 勘 定 介 を す  $\mathcal{O}$ 案 護 勘 ょ る 予 L 案 う 特 7 防 L に 厚 定 サ 7 改 生 ] 厚 介 正 労 護 ピ 生 す 労 保 働 ス る 事 大 働 険 業 大 施 臣 者 が 臣 設 定 に 等 が  $\Diamond$ お 定 に け る  $\Diamond$ お 費 る け る 滞 費 る 用 居  $\mathcal{O}$ 在 用 額 住 に  $\mathcal{O}$ 等 要 額 平 す 12 並

第

# (傍線部分は改正

部

分

改

正

前

# 考

改

正

後

費所健老(工)療施人 ユ 護 期 費所  $\vdash$ 介 療 1 型 = 費 養 養 入 に 疾 1 定 下 示 保 ツ (Ⅱ) 介 所 型 短 護 療 患 型 護 所 型 養 設 介 介 す  $\vdash$ 介 る 期 医型 ユ 養 型 認 費 短病 ユ 短 健 護 1  $\mathcal{O}$ 護 護 療 短 + す 二介 短 知(I) 期院 二護 期施老 型 ユ 費 費 養 期 単定 る に 入 療 九 Ι 護 介 所 院 型 ツ 期 ツ 費 入 設 (i) 介 入 居 症 入療 人 (ii) 独 若し 護 療 費 (Ⅱ) 1 (I) 所 短保 護 ツ 所 宅 用 介  $\vdash$ 入 疾ユ 所 養 型 短 費生 病 養 期護 所 患 = 療 期健 老 1 型 型 ユ ユ 別の 療 サ 7 くは 表額 介護 型 ツ 型 二 Ì 床 病 ユ 養 入 医 Ι の療 養 入 施 人 ニット  $\vdash$ 所療 介護 介護 保 介 ツ の介 短 所 設 型 ユ 養 経 院 ピ 短期 費療院 = 期 型 } 護 介 介 過 療 療 健 護 ユ ユ  $\vdash$ ス 定 算 = 費養 護 診 費 型 = 費 短 護 ツ 入 養 施 老 型 型 介 居定 養 費 ット 介 期 1 型 ツ 医 所 療 短 病 介 入 設 人 介 短  $\vdash$ ユ (I)護 宅 に  $\vdash$ 床病ユ 保 = 護 入 療 型 期 護 所 短 護 ユ 期 給 関 型 療所 サ ツ 費所 院認 ユ 養 短 院 =費療 期健 老 型 型 = 入 短 ユ 入 付 す  $\vdash$ ツ (N) 養 = 期 期療 介 介 ッ所 (Ⅱ) 療 短知 介 = 所 入 施 人 費 ビる 型 養 トの介 保 護 護 卜 の養 期症 ツ 護 ツ 療 所 設 生 単 ス基 入 入 所 病 型ユ護 介 準 入 1 費所 卜 養 療 短 健 老老 型活  $\prod$ ユ 介 疾 位 患 費養 型 所 型 (I)療 型 介 療 床病 = 期 施 人 介 介 護 護 給平 介 型 介 保保護 ツ 費療 認の 養 診 養 短 院 ツ 入 設 護 護 表 期養 護 1 短 療 費介 卜 ユ 護 健 健 老 費 付成指 養 知ユ 介 所 短 **費**(II) 護 = 医 型 型 期施 施 ユ 介 期症 = 護所 療 食病床短期 7 費 所 ツ 療 設設保併 Ι 護 入 疾 ツ 費 短 ユ 養 入 費 院 (Ⅲ) 期 療養介護  $\vdash$ 患 = う 型 ツ 所 1 (III) $\mathcal{O}$ 介 所 短 短 健 設 位年宅 期期 ユニ 護 療 養 療 短 介 F (I) 型 型 入 ツ 型 護 施 数厚サ 期  $\vdash$ 護 型の 養 短認 ユ 所 ユ 介 入 入 設 表 生 Ì = 保護 入 医 Iコ介期知 療 型 = 入 ツ 介所所短 省

## 備考

費所病護 費養 短護型の養短 卜 = トユ 入設ニ 老 (i) 所 期 医 I ユ 介 期 ツ ユ (Ⅲ) 療 床 型 介 所 短 ツ 定 下 示 短 人期 保 入 療 護 入 診 } = 養 介 ツ 護 療 療 期  $\vdash$ す 所 ツ 所 療 型 護 卜 入 型 る 院 介 費 ツ ユ 介 ユ 費 養 養 指 + す 所 所病 = 入 健 型 = (Ⅱ) 介 介 単定 るに 療 短 護 1 療 1 護 老 短 九 (i) 期 ツ ッの 護 養 医 型 短院 型 費 所 施 人 介 護 療 期 居 養 独 期療 保護 用 介 入 療 認 ユ 介 1 療 設 トユ 費 費 養 入 型 病 (I)宅 護 所 入 型 養 老 型 (i) 介 所 別の 院 知 護 養 院 短 健 (ii) ユ サ 7 若し 護 費 ツ 費 所 病 ユ 介 期 人 介 ツ 生 療 短 症 療 病 施 ] 表 額 (Ⅱ) 養 療 床 二 護 入 設 保 護  $\vdash$ 費活 期 疾  $\vdash$ (I) 養 院 ユ ツ ビ 指  $\mathcal{O}$ 経 費 < 養 ツ 健 型 = 0 介 入 患 型  $\mathcal{O}$ 病 療 所 短 老 (I)介護 1 ス 定 算 期入股施設 過型 はユ 介護 ツ 護 所 型 認 ユ 養 1 (I) 療 人 介  $\mathcal{O}$ 型 介 ユ 床 居 定  $\vdash$ 短 = 費療 = 病 型 養 保 護 ユ 費 短 宅 知 経 護 に 費短 ニッ ニット ツ (i) 養 期 病 所 短 老 型 期 給 関 症 ツ 過 床 ユ 介 健 (I) サ 型 =  $\vdash$ (I) 期 院 護 期 1 入 疾 型 経 療 施 人 介 入 す 介 付 ッ 費 ト (i) 所 患 保  $\vdash$ ビる 型 ユ 護 型 入 短 過 療 養 入 設 護 ユ 所 費 (i) 介 所 型型 = 二費療 型 認 ユ 所 期 型 養 短 健 老 単 ス基 I 生 二療 ット 介準 型 短 知 短 病 型 護 療 期 施 介 介 ツ (I)養 入 人 活 位 床病ユ 介  $\vdash$ ツ 期 費 養 入設 保 護 護 の介 期 症 養 所 数 介 護 1 短 院 =(IV) 老老 型 平 型ユ護 入 疾 介 療 入 介 所 短 健 護 表 型護 期療 ッの護 医 費所患 養 期 施 人 人 介 費 付成指 I =所 療 (i) 療 トユ 設 保 保 と 療 型 型 認費 介 養 費 養 護 療 入 入 (I)費 ツ 知 (Ⅲ) 護 院 介 養 短 所 病 型 介 健 健 老  $\vdash$ 養 = 所 短 い単 (i) 療 床 病 護 期施 施 短 護 型 ユ 介 期症 費 介 ツ 療 併 う 位年宅 短院  $\vdash$ 期 = 護 養 費 養 保 設 医 Ι 入 疾ユ(I) 護 ユ 入 設 設 数厚サ 期養 (III) 療 型 ツ 費所 患 = 費 介 型 = 介 所 短 型 入 短 健 表 生 介 介  $\vdash$ (Ⅱ) 療 型 ツ (I) 護 ッの 護療期期施 院 省 ユ

費護ス型ビ保(I)||単介平指型、保費介ス健、ビ佐護成定経 ト (I) 設 療 型 介 保費 介 ビ位護 成定経 養療 ス健  $\Pi$ 費施ユス数 + ナ 1 施養 ユ 健 (Ⅱ) 護 給 施過 老 単 ピ  $\vdash$ (i) 設 ニ 費 、サッ、 設 型 二施の保 表 付 設 的 位付働 ス特 養 ピ 人 介 ツ ツ ス サ 介 ツ設ユ健 サ 費年サ地 福 数費 に 護 ピ 旃 所 省 別  $\Pi$ Ι ツ 護 〕ト経 単厚门 型 1 護 トサニ ユ と 表単告 要 ス 1 域 介  $\vdash$ 療 施 祉 型 ニット 型介護 は過的ユ 介 療 型 1 い位生 ピ ツ ピ 密 す 特 特 型 サ 養 設 施 位示  $\mathcal{O}$ う数生 ス 診 療 ド る医 (Ⅱ) 護 ユス 養  $\vdash$ 着 別別 サ 設 数第 I ユ 告等に 二費 ス ピ 設療療 型 表 型 入 費療 0 施 養 1 い表百 型 介 型 費 型(i)保二 所 う。 ツ  $(\mathbf{II})$ 設 介 F, 议 介 用院 ユ ス サ 養 所 (二用院以十の短 護 護 ツ に 第二十 介の護の保 介若健 費 型  $\vdash$ 要 1 施 サ ス ツ 護 者 医 医 别 1 費、ユニールのでは、一型小規模を関する。 Ì 設 介 型 ユ 規 下 す 老 生 下六額期 ピ 療療 介 号の入第所 に 護 診 = ビ療ユ 健 定  $\vdash$ ユス サ 人 活 院院 護 П 療療 費福 型 二費 1 ツ ス養 施 す指 規指 算所 介 短 短 医 定号用祉施 費 施 卜 ツ 定定別定療 認 ツ (I) ビ養所 設 る 護 期期 療 介 型型 卜 ツ設ニビ模 す地表に養 ス施 (Ⅱ) 設 サ コ 施 の施 費 院護 知 トの 入入 トサッス介 型 | ト費護 サ型 若る 型斗費設介療 ] = 設別額設 域指関介 症 所所 短医 ユー 介 疾 サ護養 ピ 型 ツ サ表の入 コ密定す 認二 (Ⅲ) L 護 療 療 期療 < る 患 知ッ ] 療型  $\equiv$ ビ護 ス 介 ビ 型 (I) 福 1 指算所 着 地 費養 養 入院 型 ユビ養 経 ツ ス保 費護 ス介の祉型 ビ定 定者 は ツ 型域基 介介所短 症ト 介 疾 型 ニス施 ト費健 保費護ユ施 介 ス施 に 生 サ密 準指護 過 経 1 等設関活 ッ費設型 ユ健(I)保ニ設護 定 患 認 型(I)施 過 型 ビ型平 型知 介 地の 療  $\vdash$ (Ⅱ) サ 療 設 二 施 的地 ĺ サー ツ設ユ施 成域 介症 護 養 ユ サ ユ 域 ス 護療 ニッ ニッ  $\vdash$ 介 +施 護 認ユビ療 型 密 密 く費養 知ニス養 介 F, 型 ツ 着 護 ビ八 着 はの 介  $\vdash$ ッ費施護 ス ト型給 ス年型 トユユ護

ッ 費 設 療 型 (i) 保 (II) 保 (ii) 設 ニ (I) ト (I) サ 養 療 、健 の 健 、サッ 、型 、 | 施 養 ユ 施 ユ | ト ユ 世界中地老単給と単厚一域人位付 労ビ特型 ス別 単 厚 位 付  $\prod$ 省に い位生ビ密 数 費 福 介 介 う数省ス着。素生等刑 二設二設 ニビ型 = 表単告要護 ピ 設 型 祉 特別 Ι 護 ッサートー 介療ニス 介 ツ ツス介 ツ 表 告 等 型 一位示 す医別介 サ サ 費 施 ツ ッ費 ト費護 介 る療 1 ] 卜 示に と数第 施 護所 護 設 介 に以 (i) 保型 い表百 費院 F (I) 療型ビ型ビ 型 第 要 護 設 療型 ピ 入 護 医 別 う。 療 ス介 介若健経 規 す 用短 ス 養 ス 下 老 所 医 療  $\Pi$ + Ź 以十の期療 診ユ費 施 費 費 護 L 施過 施護 養 護 定 人 者 院 護 (i) 保 健 < 費 下 二 (II) 設型 (IV) 保 指 福 六 額 設療 設 的 す \_\_ 生 入 院 ツ ピ 短 医 介 号用の (号) 、健ユ 介の健 ツ サ サ小 る 定 祉 活 の所 期 療 1 ス サ 所 短 ĺ 費 規指 型 1 1 護ユ施 規 コ施 の施 算 療 期 院 施 ユ 介 入 型 ニ設ニビ模コンサッス 定別定養 設 型 = 療ニ = 設別額設 護 ピ 介 ピ 設 定 入所 短 療 П (i) 診 ツ サ 費 す地表に 護 ツ ス 養 ツ サ 表の入 介 所療 期 院 型 ĺ ト費護型(I)福 費 施  $\vdash$ 1 指 算 所 る域指関護療養 療療  $\vdash$ ]  $\vdash$ (I)介  $\vdash$ ピ 型 (I) ビ養所 型 (Ⅱ) 設型 ピ 型 ビ定定者 コ密定す費 養 所期 若 介 護 ス介ス介の祉費費費進ユ施 ス施型 療 サ介 介 ス施に生 着地る (i) 介護  $\mathcal{O}$ L 療 入 医 < コ 費 設 介 養 ユ|護 等設関活 ツ 型 域 基 費  $\vdash$ 護 護 養所 療 **|** (i) 保 (I) 保 二 設 型 介サ す サ密準指費(i) 型 サ護 ニビ保 福 介 は (Ⅲ) 介療 健の健ツサー 施コールー 一る護 |着 祉 護 認 ツ 1 療 経 ツス健 ユ 型 定の若護 一着(定の若ビ型平地コし 短 ト費施 給 ビ基費 ユ 施 ユ 施 =地 期 知 卜 ユビ養過 施 費介 設型ビ ニス施型 型 (I) 設 二設 設 ス 準 (]) ツ ス サ成域ニ 症 型 = 付 域 くの護 入 ッ費設 介 等 ツ サ ツ サ ス サ 介 1 十密 費所 疾 介 療 サ 費  $\vdash$ 密 ツ はユ ĺŀ 護費 介平指型 患 ト(I) サ 護 卜 単 護 ビ八 着  $\vdash$ (i) 療 知 養 ユ 1 着 ユニ ビ 保 (I) 型 型 = 位護成定 経 型 ス年型型 型 療 ピ 型 ビ 型 ピ 給 ツ 養 ス 介 ス + = 介 疾 ユビ養 介 ツ ス 介 ス健 数 給 施過 介 付介厚サⅡ ット ユ 介 費護費護力費表付  $\vdash$ 設的護費護生 1 二護

(Ⅰ) 護 費 費 (Ⅱ) 、のユニ介護設規 七額医型ユ院 号 算院 = ッ護 定指 Ì 介型ユ ユ のユユ 老 型 П ビ のユユニニ 予護 診 ツ ット老 人 ユ す 定 算 院 ツ 型ビ Ι ス ツニユユ 短 ツ ツ ツ ト型人 保二 る 介別定 サ トビ Ⅱス型  $\vdash$ 特 ツニニ 期 1 ツッ トト型 介保健 単護 表に 1 別型ス 短防所 型 ツ 介 型 ツ 型 型  $\vdash$ ツ 1 1 型型 介 護 健 施 卜 独 予指関 ピ 費 介(Ⅱ) 期短介 病 介 ユ 入 病型ト  $\vdash$ 型型 介介 護老施設型 老人設介介 型 防定す ス 入期護 診 院 護 型 所 護の医 介 型型 介 る 病 護護 サ 介 費医特 ツ 予療 療 院 老 人設介 ユ ユ医ユ 療 療院病 介 人保介 護護 老 老 護護 1 護基 二療二 療所 防所 養 又 療 別 院  $\mathcal{F}$ 養療院護 予 予準は院介 保健護 介 養療短介 病 老 老 人人 予 ツ ピ ッ院 サ 型 保保 ス防 (指介サ平定 指サー 健施予防防  $\vdash$ トサ 1 介養期護 床 病養療老 人 護  $\vdash$ Ι 施設防短短 型 Ì 護 介 経 床病養 人 保保健健 医 型 型 入 予 ピ 一成介 ビ療 費護所防過 介床病保 健健施施設介短期期 介 護 ス T ピ I 介 ス院 ス 型 (I) 費療短 型 護介床健 施施設設 介護期入入 護 給 ビ十護 型 費 護 介 予護介施 護予入所所 付ス八予費サ 特費介 = の (II) 養期 設 設 介介 予 医 ユ 防予護設 護護 予防所療生防 介年防の 介入 護 介介 費 |別の護 ユ 療 ツ 単護厚サコビ介コ医 1 ユ 護 所 短防予介 護護 予 予 防短療養活短 = 予 ニ院 型 期短防護 防防短期養 介介 期位給生 1 ス護 療 ツ 二費療 防 予 予 ッサ 費医 認 ツ (I) 養 短 入期短予 防防 短 短 期入介護護 入 数付労 ツ ツ 院  $\vdash$ 1  $\vdash$ ピ 型 1 介 期 所入期防 短 短 期期 入所護費費所 表 費働 ス 若 療 サ 型ビ 知 ト  $\vdash$ 単省 型ユ護 入短 期期 入入 所療 費 (I) 生 し院型 症 認 入 療所 1 所 所 療 養 介 と位告 ニ費所 (i) のユ活 疾 知 養 療 所期 入 入 要 < サ  $\prod$ F, 型費 ユニ介 〕型 患 療 数示 症 ツ (I) 療 介 養 入 所所 若 す型 は ス 介(I) しニッ護 型型 á 養 養 護 介 所 療 療 養養 介 護 表第 ユ 費護の 介護 介 介護 型ユ介 費護 介 療 養養 護 費 百 費別 医ユ 養介護費 (I) 患診二護 費(i) はト型 、 以二用介 に下十の護 型 ( ) 費護 ッ費 ユ 療 ニ 型療ッ費 (Ⅱ) 費 ユ型介 トの療

サ型費護コ設療 1介(i)医ニサ養 養療短介|予護介設|介護|予防|短期養介護|所|表費働ス型| 介養期護|防予護介|護予|防短|期入介護費|生| 単省にII| (i) 医 短 防 予 護 予防短期 入所護費(I)活 と 位 告 要 型は 入予 ビ護 ] 施 그 院 `介 防短期入所療費(1) 費護所防 期短防予 ピ 入期短防短期入所療養(i)のユ護 費療短 ス サ (I) ツーI 養介若ユニ費 費介 入期短 期入所療 ッの院 1 の(II)養期所 百 介護くット、 二用 所入期入所 ユ 介入 療 療養 トュサ トビ型 ビ 下十の医 ユ 護 所 入 所 養療 所療 養 介 型 1 ス介 ス 介護 費(i)はト型併 二費療 養療所 規 七額療 ツ 介 療養  $\Pi$ ツ ピ Ⅱ費護 ユ 号の院サ 介護費 、ユ型介 設 定指 ツ (1) 養 護 介 養療 養 費 (Ⅱ) 型 型(I)医 =(I) $\vdash$ ス (i)のユニ介護型 ユニッ護老ユ 介養 費介の療 型 介 費護 介 す 定 特 型 ッの 護川 (II) 書 (IV) ハコニット ニッ護老人ニット老人ニ (i) 護 ユ 型ユ護(国) 認二費 ĺ 認 る 介別定 別 Ι 院  $\vdash$ ユ 単護表にビ介型等かり、 認二費 医二 知 サ 型 ニット型人保 知ッ(I) 症ト、ニ ツ Ì 症 ユ 療 Ι ツ ット型介保健 防サー (i) のユニ 二院 疾 ユ } 型 費医別  $\vdash$ 型 1 症 ピ ニット ト型介護健施型 患 疾型ユッ ニュ ユ ユ (i) 療 介 ツ サ 型 ス 介 二卜  $\vdash$ Ì 型 患 診 ツ ニュニ 型介 護 老施設介 又院護 費 I 護 型療 ツ型ト ツ ニッ ト型 介護老 人設介護 ビ予準はサ医 型ビ型 (i)医 介 ツ 知 ト病型 1 ット 型介 護老 人保介護 介所 予 卜 ス 防 ( 指 介 サ 平 定 ス防 指 |療 Ι ス介 療症 型卜型 保健護 予 防 型費護 介型院 病 介護 老 型 ビ院 ユ院疾 7 人 診療院病型介 護老 人保健施予防短 ] 防 予 介 護 成介スサ 特の医 サ患 護費 防予療養療院病護 老 保健施設防短期護 給 +別コ療 短 人 ピ 型 ツ 老 人保健施 介短期 付 ス 短防所病養 療院 設 入 予 八 予  $\mathcal{O}$ 介二 院  $\vdash$ ビ介 F. 施設介護期入所 保健 介年防 期短 介床病養療 防 費 ユ 護 ツ サ 型 ス護 入 人 ス 予入所 保 単 護 厚 入期護経床病養 健施 設介 護 生 短 サ 費医 1 費療 Ι 施設介護予防所療活期位給生 1 所入予過介床病 健 ッ (i) 療型 型([)養 ピ 養療所防型護介床施設介護予防短療養介入数付労 ト若院  $\Pi$ 

防所 養 療 所 所 予 療 期 療 療所 室 防 短療 養 介 養 所 入 期 護 養 又 短 期養 介 介 養 療 療 所 入 費費費 は期 入 護 介 介 養 養 療 所 介 護 病 入 所 護 費 費 護 介 介 養 療 費のユュ 費 費 (I) 室 所 療 護 護 介 養 **費** を 療 養 費 (I)護 費| ニレくは ニッ 介護 養 ツ ュの 護 (I)ۇ ئ 介護 } ニュュの 費 ニッ 費  $\vdash$ 型 ツ ユ ユ (Ⅱ) F = 費の ツ = 0그 型 Ι 型 型 卜  $\vdash$ ユ = を Ι 型  $\prod$ ツ ツ ユ ット  $\vdash$ 算 = 型 特 型 Ⅱ 型 型 1 = 定 ツ 特 別介 型 I Ι 型 型 ツ 介型 す  $\vdash$ 型別 介護 型 Ι Ι  $\vdash$ ベ型 Ⅱ介 護 護 介 医 介 型 型 型 き II 型 護 医療 医 護 介 介認 護 者 型 特医 療院 療医 医 護 護 知 院療 が特 別療 院 療 医 医 介 症 介院 利別 介 護 介院 院療 療 疾 介護予 護予防短 護予 用 介 院院患 護 介 介 護医 す 護 医 護 介介 型 る居 防 療 子 子 護護 介 院短期 短短短 療 防 予 予 護 室院 短防防予 所 護期入 入期期短短防

護  $\vdash$ ツ ツ 費費 養 サ 療 過 ト 的 ] 0) 養 院 型 1 (II)介 (i) (I)活 床 所 経 病 療 病 型 型ユ ユの 護若の 介 短 ピ 表 ニ経ッ過 しく 経護 スに 療 介 費 期 過 養 院 介 床 ツ 費 養 型 短 護 護 ( ii ) 過 介 病 療 お  $\vdash$ は的 介護 老 ト 的 護 短 期 床 養 老 1 所 カ ユニニッ ニーツ・ て 期 型 型 ユ 経 入 短 病 人 ユ ユ 給 八保健 ニッ 期 保 介 二過 費 所 床 付 ツ ツ的 介護 入 健 護 費 ユ (I)所 療 短 ト 型  $\vdash$  $\vdash$ } = 期 施老 単 療 所 施 老 ユ 養 設 型 = 型 型費 経 養 介 療 入 設 人 人 位 ツ 保 ット 保介 介  $\vdash$ 過 養 所 短 短 介 介 数 介 護 健 護 護 的 護 費 介 療 期 期 健 護 護 表 型 経 費 入 入施 施 老 老 型 老 老 過 に 個 ユ 護 養 (Ⅲ) 所 設 設 人 介 人的 規室 費 介 所 人 人 = 保 療短 保 護 保 保併 ツ 経 (II)護 療 短 定的 経 期健 養 健 健 設 多 1 費 養 期 老 健 す 過 過 介 施 施施型 床 型 的 的 経 介 入 入 施 る (I)設 保 設 診 過 護 護所 所 設 設 ユ 経室 ユ ユ 費療 療 的経 費 療 短 短健 短 短二 過 養 期入 (N) 養 期施 期期 لح ツ 그 過 ツ 的 所 ツ は、 介護 入設 入 入 = 的経 介 短 1  $\mathcal{O}$ 単 所 経護 所 所 短 所 期 型 型 ツ ユ 渦 型 独 ニット 療養 療期 療療 診 病  $\vdash$ 的過 費 費 型 指 養 所 療 院 型 ユ 的  $(\mathbf{II})$ 養 入 養 期 ユ 定 病 所 療 ユ ユの介 介 所 介 介

(IV)

ユ

ツ

1

型

診 費

療

所

短

期 二

入 ツ

所 1

療

養 診

介 療

護

費 短

(V)

ユ 所

ツ

1 介

療

養

介

護

(Ⅱ)

ユ

型

所

療

(i) 費 護 (II) 費 (i) ユ ツ 1 ユニ (i) 型特 介 型 型 型 型 型 認 型 ツ 特 别 介 護 介 介 介 介 を二 知 認 ト別 ツ 護 算 介 医 護 護 護 護 症 知 護医療 定  $\vdash$ 型 医 医 介 医 医 医 疾 症 療療院院院院 型 Ⅱ護 す 療 患 疾 ベ 療護  $\prod$ 型医 院 型 患 き型者特 特療 介預護 介護 介護 介護 介 型 別 院 介 予 護 介 護 防 が別 介介 予 予 護 利 介 護 護 予 短 防 防 予 用護 医 予 防 期 短 短 短短 短 短 防 療防 短 期期期期 期 す医 入 期短 る療 院 短 期所 入入 入 入 入 入期 所所所所 居院 介期 入 療 所 所 入 養 護 入 療 療 療 療 室 介 所 療 療所 養 養 養 護 予 所 療 介 養 養 養療 漢 介 護 護 護 防 護 介 予 療 養 介 介養 介 養防短 養

費短 費短病 大型介護 建老人保健 短期入所 設短 (Ⅱ) 期 期床 短 院 護 入 所 期 ツ 費 ユ 所 療 二生 (ij) 短健老型 型 入 養 1 ガラ 護療期施 人 介 介 所 病 型 床 入設保護 療 病 ユ 費養 護 老人 老人 所 型護 (IV)介 短 健 養 短 院 療養介所 護 介費 期 ツ  $\mathcal{O}$ 介 療 設保短 費 ユ ユ 保 護 (Ⅱ) 護 入 養 1 費 型 老 単 = 費 所 病  $(\ddot{1})$ 健 ツ ツ 療 床 病 位 (VI) $\vdash$ 短 院 ユ 数  $\vdash$ 養 型介 = ユ 期 療 表 型 介 ツ 護 に 個 = 入 養  $\vdash$ 護 規 ツ 費 所 病 ユ 費養 入 入 設 = 室 \_ = , 型 老 (i) 介 所 所  $\vdash$ (V)療 床 短 ツ 定的 ット 型 養 短 人 介 護 療 期 1 す 多 療 保 病 ユ 期 護 ユ 費 養 養 入型 る 床 介 単室 健 老 型 二 (1) 介 介 所 短 院 護 入 所 施 人 介 ッの護 護 療期 期療 ツ 費 独 ユ 費 費 養 ニ (デ) (三) 介 保 護 1 لح 療設 入 型 養  $\vdash$  $(\mathbb{N})$ 健老人 型 養 短 型 所 は 病 ユ ギューく ット 護 病 介 期 介 生 床 ユ = 費 (I) 保 = 護 入 設 護 指 院 活 ツ 所 健 老 療 ツ 費 短 型 介 ト定 ッはの護 (I) 療期施 介 護型 型居

ビス 型介 ス 特 特 特 特 介 別 別 別 別 型介 費施的設 ット ユ (I) 療 = 設 サ は 介 指 型  $\mathcal{O}$ 養 療 ツ 介 療 ユ ット 費 ツ 経 介 介 型 経 所 養 ユ 経 サ ] 護 経 護 定 護 護 介 介 介 養 短  $\vdash$ 護 ツ 護 護 護 П 型 型 型 過 ピ 保 過 (I) 福  $\vdash$ 施過 老 給 護 過 護 介期 型 型 ツ 費 型かり地 ピ 介 的  $\vdash$ ス 健的の祉 人 付 医 医 医 医 型 型 的 費 入  $\vdash$ 経 療 ツ 護 短 認 ( [ 護 費  $\overline{\mathbb{I}}$ 1 ス 型 施力経施 福 費 療 療療 療 介 ユ 費所 期 過 養 ユ 知 型 設サー ĺ 院 院院 院 療 型 型 型 費 介 過 設 護 域 単 護 (I)療 = 祉 型 ユ 認経 症 ・ビス等々 (N) 護 位短 の養 養 介 療 的 密着型介護 施設 短短 ツ = ツ ユ サ 福 短 医 介 所 知過 疾 数期 期期 保 = 祉 期療  $\vdash$ ツ 経 介護 施 1 ] 療患 護 護 養  $\mathcal{O}$ ユ 護 症 的 ・ビス 入入所所 型 I } 過 設 型 健 型 表に 入所 入所 型 経 ツ ピ 施 入 医 型 療 療 院 養 疾 ユ ス介費護  $\vdash$ 設 介護: 所短期 療院 型的 費介 施 所 患 = 4 養 養 介 療 過 ツ ス 短  $\vdash$ 費 型 者 規療療療 期 1 施 護 養 的 設 サ 型 Iユ 護 型 ツ 施  $(\mathbb{I})$ 入所 給 老 療 型 サ 介(I) 保 型 生 定 養 養 養 養 短 介 型 = ユ 費 入 短 1 ビ 設 設 ユ する 介護護 介護 ニ (I) 所 + 養 1 護 の健 介 ド 付 人 活 期 護 介 ツ 期 型 ス + 介 費福 保経施 ッの 費 施 護 ユス 介 療 入 護 1 護 ツ ピ 医 療 入 診 Ì ニ 費 費費の 費者の 健 過 設 保 護 経 養 所 型 ト経 ピ 設 療  $\vdash$ ス 療 医 養 所療 (I)ピ 費施的 サ 位 施 費過  $\mathcal{O}$ 介 院 療 ス サ 養 型 健 ツ 療 Ι 型過 介 療所 ス しく ト経 若的指経 数設 経 費 費 介 ユ 施 護 養 短 院 型 I 的 短 経 施 設 1 護 養 表に所 費介 = L 定過 過 過 ビ設 護 ユサ 設 型過 ユ 期 短介 型ユ 費介期 (Ⅲ) ド ツ 介 的 < は的 的 ス サ 保 = ] ス サ = 地 的 護 入 期護 介 経 護 入 規 費 健 ッビ 1 費 ] 護 者 は ツ 域 ユユ ユ 費 所 入 医 護 ツ ユ 過 経 ユ ユ ユ 費 所 ユニット型小規規定する経過的 (国) 経過 = ニの  $\vdash$ ス型 保 密 = 所 療 医 ニ ([) 療 的 過 (II)ピ 施  $(\ddot{1})$ ピ 1 療 経過 費 介 ツ 療 療 型 健 型 着 ツ ツ ツ ツ ユ 的 ス 設 ス 養 院 ッの養 | (i) | で | 二 (i) | で | ツ キ | ト |  $\vdash$ }  $\vdash$ 養 護 的地 費 介 型  $\vdash$ 介 1 経 サ  $(\mathbf{II})$ 短院認  $\vdash$ 経介 域密着 サー 型 II 型 的護 型 過 (1) 1 護  $\mathcal{O}$ 保 型 型 型 過護 ビス 保経 診  $\vdash$ 的 健  $\Pi$ Ι Ι 認的費 ユ 療 型  $\vdash$ 健 過 施 ビ型型型 型 知 ユ (II)

介 型 特 特 別 I ト|費|施|ユ 施 ユ|施|ト| | |施| | 고|介| ビ 養 過 人介 ニット ニット ビス ット 設 密 ス 施 型 (IV)設 設 型 ピ 設 福 護 別 護 所 費所療 サー ツ 費 介 療 ツ サ 介 ス サ 着 給 医 別介 費 療 (i)|療所 設 祉 短 型介 F (V) 護 1 ] 護 費 ] 等 付 療 介護 特 サ 施 (i) 養 期 医型 短 養 型 型 ビ 型 介 設 費 医 別 型 療認 ユ 介 期 療 型 ピ ピ 保 (Ⅱ) ビ 院 護 介入 ス介 ス 護 護 単  $\Pi$ ユ 護 所 二 護 認 養 介 ツ ス 介 ス 入 短 医 療 院 知 ユ ピ 健 介 入 費 費 費 費 給 老 所 療院 二費療 ツ ス 施 護 護 ユ 位 期 護 型 費 所 知 護  $\vdash$ 施 短 症 (w) 設 サ 保(II) = (I)人 ツ (1) ツ 費 型 保 者 数 入 院 医 介 養 期  $\vdash$ 症 設 療 (ii) 付 短 疾 (I) 療 ツ 費 福 生 所 短期 疾 表 1  $\mathcal{O}$ 介 患 型の  $\vdash$ (IV) サ 養 療 健の健 サ 療 護 入 養 単 に 認 患 型 ユ 1 トユ 活 療 期 入 院 ユ 型 ] 施 養 ユ 施ユ施 祉 医 型 護 所 ユ 介 ユニット型介護保健施上型介護保健施設サースコット型経過的小規 型型 入所  $\overline{\mathbb{I}}$ 診 型 設 位施 介護 規 養 費療 短 ユ 設 = = 設 短療 知 護 ビ 歴数表に **然定する** サ 介護 所療 介護 ツ ツ 期 院 ツ 療 ス サ 介 サ 型 (i) 養期 症 ツ 費 介護費 jii 、指定地所療養介護費の ii 入所 費 (I) 養 ĺ 入 短 期 介 所 費 ] 護 1 Ì 1 1 介護 1 ツ 入 疾 (M)介護費 療 型 療 型 型 護 型 ユ 所 患 1 (II)ピ ビ ビ 型 [(i)] 規定 介 療 介 療 医 Ι 二費療 認 養 型 ス 養 ス ス 若 ユ 入 型 ユ 養型 施 護 費 費護 費 しく = 所 ツ (I) 養 診 ユ 施 養 療 型 短 知 (i) 保 する ツ トの介 設 療 療 設 (Ⅳ) 保 活 (ii)介療 院 介 期 症 ツ (M)サルルル規  $\vdash$ 型 ユ サ 養 の健 介 は 若 護 養 短 護 護 入 1 所 ツ サ 介 疾 しく 型 1 護 ユ 施ユ ユ 護 ユ 型 地 ユ 費 介 期医 I = 患 施 コ 施 費 所 型 ユ = 型 設 = ビ模 = 費 地域二 の護 入療 型ッ (i)療 型 設 介 療 設 = 認 ピ = ピ (I)養 ツ ス介 ツ 密 ツ は 介 ス サ 護 診 ツ ス ツ サ ツ サ ツ 域 ユ 費所院 1 養 短 知 ĺ  $\vdash$ 費護 費 費 施  $\vdash$ 卜 1 1 密 着 ユ = (i)療 短 護 型 ユ 介 療 療  $\vdash$ 期症  $\vdash$ (V)ビ 型 指定 型 = 型 設 型 (I) 福 型 型 着 型 ツ 養 期 医 護 (I) ビ 養 所 型 Ι 入疾 ピ ス 介 型 ツ  $\vdash$ 型 サ 介 介 の祉 経 サ 療型 ス 施 療 介  $\Pi$ ユ 介 入 ツ 費所患 ス 費 護費 (三) 護 介  $\vdash$ (I)介 ] ユ 施 護 施 過 型 = 護 院 介 1 ユ 費設 養 護 型 所 療型 ユ 二設福ツサ祉 的護ス別 保 Ι ッ費療 (川) サ 護 型 保 設的護 型 短 護 の養短 ビ 型 ス ツ 健 サ  $\vdash$ の養期医 療 健  $\Pi$ 型 健の

ニット 保健 ット 防防 費過 介の门医 (i) 的 コ ・ビス 療 ス療 短 短 療 療 護 ユ 護 経 施 院 床 ピ ピ 護 費院サ スス 期 老 予 院 型 療 病 介 護 期 養 養 (I)ユ 施 過 ツ 設 介 サ 費  $\Pi$ 費費 ツ 床 護 予 入 入 介 介 のユ 人 設 型 ツ 防的 サ 1 サ サ 養 護 養 ット 保 介 予 所 所 護 護 経 介 介  $\vdash$ サ ユ 若 型 ユ ] ] 1 施 1 療 病 防 (II)療 - ビス費 防 ツ 護 護 ĺ 介 型 護 短 療療 費 費過 健 型 = = ピ Ι ユのビ ピ 設 養 L 養 床 型加設 予 予 ツ 診 予 期 養養 的  $\vdash$ 介 ピ < 護 ツ ス = 経 ス 介 短 (Ⅲ) 型 ス サ 施 病 介護 防 護 ス 床 護 防 期 介護 型 は 医  $\vdash$ 費 介 ツ 過 費 費 1 設 療 入  $\mathcal{O}$ ユ ユ 防 1 (I)卜的 経 = = 介 護 短期期 予防 介 所 介 型  $\mathcal{O}$ 療 型 護 所 経 予 短 入 ユ (I)ビ サ ット <sup>殴</sup>老人 護 費過 ツ 護 II 経過 介護 = 期 費 護 Ⅱの医 型 ユ Ì 渦 防 所 療 院 ユの ス 給 老人 入所所  $\vdash$ ツ 型経療 (IV)型 サ = 費 型 短 入 療 養 的 予 短 Ι 経 ビ 保 卜的 型型 防 期 付 特 ] 院 ツ 7 介 期 所 養 介 のユユ 介 過 型 ツ 過 (III)ス ニッ 介護 経 保健短 型  $\vdash$ ト的 防 護 療 護 = 療 生 入 費別 ユ 護 的 サ 介 費 入 介 ピ ット 健 施 設 護 費 養 子 養 過 期 活 所 単 介  $\Pi$ ス 医 1 型 型 短 所 ユ 護 ユ ユ (Ⅱ) 介護 費療 防 老 期 的 1 老 入 介 生 位 護 型 ツ = 医 認 認 療 介 費 ピ = 人保健 ユ 型 型 設 所 護 活 数医 特 卜 院 ツ 入 短 護 経 介 ス 療知 知 ツ 経 養 (I) ツ 費介護 ト 過 = 介 介 護 療費 表療 別 型 ユ 卜 所 期 費 介 サ 費院症 症  $\vdash$ 介 過 護 護 予 = ] 経 的 ツ 護 養(I) 護 に院 介 I 型 サ疾 疾 型 型的 療 護 (II)1 老 予 ツ 養 所 費 過 ユ 1 老 施 施 防 介 のユ費 規 サ 護 型 ピ Ι ユ 患 患 認 認 ユ 人保保  $\vdash$ ビ型 設 設 防短 ス 介 療 経 的 = 型 護経 = 定 1 医 特 型 = 型知 知 (Ⅲ) 短期費過 する経 ツ 型費 ス 護 養 過 介 介 介 経 療別 介 ツ 介 ユ ツ ピ 介 症 症 ツ ;護予防 院介護 健 健 護 期入 (i)的  $\vdash$ 過  $\vdash$ 費護 費 的 護 ス 護 疾 介 経  $\vdash$ Ι  $\mathcal{O}$ 護 疾 1 州入所療養介護団若しくは経団 適的併設型ユス費又は指定にサービス費 型特別。経医療院 施 予 型 型的 療 ( I 護 渦 ツ 老 施 型 (I)療 患 了防短期入 八所療養介護 人所療養介護 設設 夰 型 型診 費 的 1 病 医 Ι  $\mathcal{O}$ 養 介護予 護老 型介護施設サ 療 介護予 ツ 型 院 保 施 介 介療 経 療権施 介護 院 サー 設護護所 渦 経  $\vdash$ 病 ユ 過 型院 サ サ療療型

護老人保健施 ト 型 介 護予 予ト 期短防所 ト 病 型 ||別 ユ|療| トッ きの ユニッ 型介 ビオカ護 Ì 型介 型 病 護 防 1 期短 介 型 1 型 院 症 所 入期 護 診 療 院 病 型 介 護 老 防 短 ツ サ ピ 疾 ス費 所入 老 保健施設 防 短 期護 費医  $\vdash$ 護 患 知 療 予 療 養 療院病 護 人 1 Ι ツ 療所 防 養療院 人 保 健 施 設 介 期 入 予 (i)療 型 養 所 病 老 短 ピ 療 症 介護 保 健 護 期 所 防 ピ  $\vdash$ 若院 介 養 療 短 介 病 療 施設 入  $\prod$ ス 介 (I)介 床 養 人 養 疾 ガナー 護 健 施 設介 予 生 ス 費 養 期 護 病 保 入 所 短 型 し 型 護の 護 患 介 経 床 養 施 予 防 介 < (i) 医 ユ 費 護 予 床 施設 介 護 所 療 活 期 П 介 介 入 過 介 病 健 設 療 型 所 防 設介 護 予 防 (ii) 費 護 型 護 介 短 入 護 は F, 護 介 床 施 療 養 介 型 療 サ 養 防 介護 ユ 院 予 護 予 短期 護 所 給 特 ] 費 療 短 介 護 介 設介護予 介 養 ユス 医 ツ 施 護 (I) 母(Ⅱ) (五) 型期入所療養介護期入所療養介護費 介護 防 護 費 = (M)期 護 予 護 防 付別 = サ  $\vdash$ ユ  $\mathcal{O}$ 養 予 短 療 ピ 設 療 の短期入所療 短期入所療養 予防短 ット 防短 費 ĺ 費 ツ 型 ス ユ 介護 入 短 子 介  $\mathcal{O}$ 院 サ 養 予 費  $\vdash$ ツ 所 期 単 護 Ì ユ 防 防 ピ Ι 費 コサ 施 短期入 (i) 1 ツ = 入 期 位医 型 1 型 ス 型 費 療 短 短 防 ピ 設 Ⅱ 費 介 型 1 (V) 所  $\Pi$ ット ツ 養 期 入 期 短 数 療 ピ スサ 認 しく ツ (II)表にサ ユ 費 型 1 介 入 療 所 入 期 入所 療 養 型 ス Ì ١ 型ユ 所養 養 ツ 特 費 = (I)知 認 護 療 所 入 所 療 介 護 費 型 介の医 ビ 介護費』 (iv) は  $\vdash$ 規 症 認二 介 所 療 養 型併 1 別 Ι (i) 護 ユ ツ 知 費 療 養 療 療  $\mathcal{O}$ ス 介設 疾 症 養 ユ 型 定 医 二  $\vdash$ 知ッ 養 護 介 養 療 介 F, 介 型 院 ユ 費 (IV)介護費 (i) のユニ 患 費 養 費 護 型 す ス 特 ユ療ッ 疾 症 卜 介 護 介 介 護 サ (ij) 費 型 患 介 (Ⅲ) = る 医 別 二 院  $\vdash$ 疾 型 護 (VI)費 護 ユ ツ 護 老 ユ Ι ツ ユ Ì (i) のコニ 型 費 卜 介 患 診 = (V) 費 護 ツ 老 人 = 単 (i) 療 介 ッサ型 型 費  $\vdash$ ユ ピ 護 } 保  $\vdash$ 介 型 療 費 (IV) ユ = ツ 型 ツ 独 又 院 護 ス ツ (IV)Ι 型 ユ ット サー ビ 型 ス 介 1 介 健 は 予 0 = 型 保  $\vdash$ 型 護 介 所 1 = ユ 医 型 ( jj ) 護 認 ツ ユ (ii) 型介護 介 護 健施 防 介 = ツ 型 指 予 護 型 ツ ユ ユ 療 Ι 医 知 1 ユ ユ 老施設介 ツ  $\vdash$ 護 介 防 護 診  $\vdash$ 型 定 ビ院 型費護 療 予 ツ ユ ユ 症 型  $\vdash$ 型介 老 ス ツ 型 ツ ツ 護 ツ 特の 医 期 短 防 サ

 $\frac{\Xi}{\varsigma}$ 養のユ的ニュ ッ I ト 型  $\vdash$ 六 養 型 型型知 型 ツ 予 入 知 室防 所 ツ = ツ Ι 介 認 護 過  $\vdash$ 型 症 症 1 ツ ット 又短は期 費的  $\vdash$ 型  $\vdash$ Ι 療 型 護 知疾 知 疾 型 1 質若しくはる □ Ⅲ 型 I 患症 型 I 介 型 介 養 医 症 患型介護予防 診 型 型Ⅰ型特別介護医療□型Ⅱ型介護医療 護医 病室をいう。 入所療養介護費 介 療疾 療 診 室介護医療院企 院患 護 介 護 患 療 所介護予防 於介護予防短期, 心型介護予防短期 型介護 7護予防5型介護2 療院 医 費 所 院介護予告公療院介護予告 ユ 型 ニ I 0 介 経 護 ッ型 ト特 短予期防 過 子 短 介院 的 医療 期 短 防 護予防! を算 型別療院 予防: 期短入短入期所期 防 ユ 入 期 短 = 短 所 入 期 定す ット 介護予 型護 期短 所 入 療 入 療 所 入 特 医 短 防 入 期療所 養 所 養 療 所 べ 型別療 予 防 期短 所 入 養 介 介 療 療 養 療 き者 入期所入  $\Pi$ 介院防短 療 所 介養 護 養 護 介 養 **費**(Ⅱ) 型 短期所 養 護 介 介 護 介 療 費 護 介 者が利用する医療院介護 爆費(1)の経過 **費**(I) 護期 入 療所 介 護 護 (I)費護 河療養介護費、 7月護費Ⅲの経過的 費の費の 入所 養 予 (Ⅲ) 費 用する居 経 経 (II) 渦 그 過 ーニット 渦 二 経 的 ユニッ ット ユ ッ過 室 = ト的 型 ユ 的 ツ 型 ツ型ユ

三~六 (略)

入療所所所所所 居院介 所 介 護 療 養介護 護 予所 療 介 養 養 養 養 養 予 防療 介護 養護 介 介 介 養 防 介 費 護 護 護 護 介 短 養 室又 (i) 費 介 護 費 費 費 費 護 短 期 (i) 期 護 費 (II) 入  $(\ddot{1})$ (I) $(\ddot{1})$ 入所 のユュ は 所 費  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (II)病 (ii) 療 ユ = ユコユココの 若しくはユーニット型Ⅰ型 室 療養介護費 養 ツ = ツ ユ ット を  $\vdash$ ツ ツ ツ ツ 介 1 護  $\vdash$ 型 I  $\vdash$  $\vdash$ 1 型  $\vdash$ ツ 、 う。 型 I 型 I 型 I 費  $\Pi$ 型 型 1 型 型  $\Pi$ Ι  $\mathcal{O}$ 型 (i)= 特介 型型 型 型 ユ 型 型 を算 ニット ット 特 別護 介介 介 介 介 知 護護 護 別 介医 護 護 症 定 型介 護療 医 医 医 医 医疾 療療院院 す 型 Ⅱ護 療療 療 患 医院 べき  $\Pi$ 型 医 療 院 院 院 介 型 特療 院 護 介介 介 介介 介 者 特 別院 介 護 護 護 護 護護 予 が別 予 予 予 予 予 介 介 護 防 予 護予 防防 利 介 予 短 護 防防 防防 短短 短 短 短短 期期期期期入入入入入入

**介** 護 保 険 法 施 行 法 第 十三条 第 五 項 第 \_\_ 号 に 規 定 す る 特 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 に お け る 食 事  $\mathcal{O}$ 提 供 に

要す る平 均 的 な 費 用  $\mathcal{O}$ 額 を 勘 案 L て 厚 生 労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 十二 条 介 護 保 険 法 施 行 法 第 十三条 第 五 項 第 号に 規 定 す る 特 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 に お け る 食 事  $\mathcal{O}$ 

告 示 第 兀 百 + 五 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

提

供

に要

うす

る平

均

的

な

費

用

 $\mathcal{O}$ 

額を

勘

案

L

て

厚

生

労

働

大

臣

が

定

め

る

費

用

 $\mathcal{O}$ 

額

伞

成

十

七

年

厚

生

一労

働

省

1#
傍
線
部
沿
/ 1
は
改
ÍF.
部
芯
刀

改

正

前

き千四百四十五円とする。	臣が定める費用の額は、一日につ		号に規定する特定介護老人福祉施設(同条第一項に規定する特	(平成九年法律第百二十四号) 第十三	
き千三百九十二円とする。	な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につ	定介護老人福祉施設をいう。)における食事の提供に要する平均的	定する	介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項	

改

正

後

介 護 保 険 法 施 行 法 第 十三条等 第 五 項 第二 号に 規 定 す る特 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 12 お け る 居 住 に 要 す る

勘

案

L

て

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 $\otimes$ 

る

費

用

 $\mathcal{O}$ 

額

 $\mathcal{O}$ 

部

改

正 平 均 的 な 費 用  $\mathcal{O}$ 額 及 U 施 設  $\bigcirc$ 状 況 そ  $\bigcirc$ 他  $\mathcal{O}$ 事 情 を

第十三条 介 護 保 険 法 施 行 法 第 十三条 第 五 項 第二 号に 規 定 する 特 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 に お け る 居 住 に

平 . 成 + 七 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 兀 百 + · 六 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ ように 改 正 する。 要す

る平

均

的

な

費

用

 $\mathcal{O}$ 

額

及

U

施

設

 $\mathcal{O}$ 

状

況

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

事

情

を

勘

案

L

7

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 $\Diamond$ 

る

費

用

 $\mathcal{O}$ 

額

# (傍線部: 分は改正 部 分

改

正

前

改

正

後

サー は 単 介 平指 経 護 ピ 位護 単 ス ピ 成 定 過 老 ピ 及十二年 十二年 事 費 給 ス 数 的 付 ス 位 で、「付費単位数表(以下「ご」に二年厚生省告示第二十一号)別に二年厚生省告示第二十一号)別に当年ので 費若 (I)付 費単 表」とい 地 数 に 福 を算定 表」 告 域 祉 要 しくは経 密着型介護老人福 位示 す 施 て「ユニット型個室的多床室」とは定すべき者が利用する居室をいう。くは経過的ユニット型小規模介護短 る 設 数 第 う。 入 表 う。 所者 以 に -六号) 額の算 下 生 ツ に  $\vdash$ 規 活 定 介 規 指 算型 す 祉 護 定 定別定 る 施 費 す 地 表に ユ の設 る 若 域指関 設 別 額 入 = ユ 密 定 す L ト型、 ・集定に関する基準 ・集定に関する基準 くは ツ 着 地 模介護福 ツ 型 1 密 型 経 卜 サ 準 着型 介 過 ] 型 定地 7護福祉施設 的 地 ピ サ成域 ス 祉 ユ 域 介 ニッ Ì 施 密 + 設 着 護 ビ八着  $\vdash$ サ 型給 ス年型

すはに者 は ツ こ の } 四べ経規 生 経 密 活 過 定 過 型 着 者的 す 介 的 地 型 表 が る 護 ユ ユ 域 サ に おい 利 Ì = 経 費 密 ット ツ ビス 用 過 着 (II)ト型経 型 する 又は 的 -型小 介護 介 ユ 居 指 護老 |給 室 規模介護 過 ツ 定 を 1 施的 人 付 設 地 型 福 費 う。 サー 域密 介 祉 単 福 護 施 位 着 設 数 祉 福 ド ス等 型 表 的 施 祉 入 介 に 施 所 設 設 護 規 サ 介 者 生活介護費品を 老人 ] サ 護 給 ピ とは、 福祉 付 ス ピ <u>'</u>費単 費 ス 費 施 (II)若しく 位設数入 を算 若 的 指 ユニ 定地 表所 定

ニット

 $(\, {\hspace{-.1em}\rfloor\hspace{-.1em}}\hskip -.7em]\,)$ 

定過

設

サ

]

ピ

ス

等

介護

給付

費単 若しくは

位

数

表

に

規 生

定

でする

設

ス費

(II)

ユ

=

ット

型

用経

的 護

地

域

密着型介護老人福

祉 活

施

設入

所

者

活介護

地域

サ

F

ス

介

護

付

域 密

密 着

着 型

介 ]

老人

福

祉 給

施設

入

所

者

生

介

護

若

<

は

(I) る

ユ

ニッ

 $\vdash$ 

ユ型地

لح

は、

指

定

位数表 ピピ 成定過 介 この 十二年厚地を対している。 ス 費 (I) 費(I) 等数表」という。ご 費単 護給 1 護 老 ビの ス 表 に に 表 位付 を算定 数表単 に 福 省 表」 おいて「ユニット 生ビ 着 祉 告 ス等に一 省 型 位示 す 施 告示 すべき者が 介 لح る 設 数 第 護 ユ (以 い表 百 入 ニット · う。 に 第二十一号) 要する費用 老人福祉施設 用 所 〇 以 下 · 規 下 + 0 者 定 生 付費単位数表に規定するット型個室的多床室」とが利用する居室をいう。ト型経過的小規模介護福 六 額 「指定施設は十一号)別さる費用の額の (号) でする 活  $\mathcal{O}$ 指 介護 規 算 ユ 定別定 定 する 地 = 費 表に サー 域指関 ツ (I) $\vdash$ ユ 密 定 若 す しくは 型 定定生 地 る ピ = 着 介 ス 施 に 活 ツ 型 域 記サービー 関する基準 等 護  $\vdash$ サ 密 準 介 福 介 福 護 ユ 型 着 ( 定 地 護 費 型 地 祉 祉 ピ 給 (I)サ成域 施 ツ ス 施 ビス等介 域 設け費 準 又は 介 設  $\vdash$ 密 1 十密 費単 護 サ 伞 型 着 ビ八着 指 経 型給 ス年型

兀 略 す過コ

規 1

護 護 施

福 福

祉 祉

施 施

設

サ サ

] ]

ビ ピ

ス

費

 $(\hspace{.05cm} [\hspace{.05cm} [$ 

定

す

べ

き者が

利

る的

居 小

室

を 模 型

7 介 介

. う。

略

(居住、 滯 在 及  $\mathcal{C}^{\kappa}$ 宿 泊 並 び に 食 事  $\mathcal{O}$ 提 供 12 係 る 利 用 料 等 に 関 する 指 針 の 一 部 改 正

省告示第四百十九号)の一部を次の表のように改正する。

第十四 条 居 住、 滞 在及  $\mathcal{U}$ 宿 泊 並 U に 食 事  $\mathcal{O}$ 提 供 に 係 る 利 用 料 等 に 関 す Ś 指 針 (平成十七

年厚

生労働

線部 分は改正 部 分

(1) 料 居住略 在 在及 及び び宿 宿泊 泊 並 ( 以 に 改 下 食 正 事 居の 後 住 提 供 に と係 いる う利。用 用 係る利 用 イ 居 居住略 住 在

在 及 及び び宿 宿泊 泊 並 **(**以 下 居の 住 提 等」と いる う利田 係 る 利

び

食

事

用

用

改

正

前

(1) 料 (i) h 次 る係 すること。 居 住  $\mathcal{O}$ 違 に . 応 じ そ

(i) n

次

す人

(平指

+ = =

短示要

介別額

十る

定

居 ユ

宅

る

ピ

ス

のと

, う。

ニッ á

 $\vdash$ 

属

すい及

う

にが

九費室病

号用等のの

さ養

居び

ビに

ツ

 $\vdash$ る

す

すること

居

住

0

違

応じて、

れ

 かの付働にイ(1)ら及し 基 10 でかサ す `のらしるの は以ら注費省要かか(4)びビ準 と (3) 10 単告すららまロスへ 指注(3)ビ 位示るへ(3)での等平定 ツ 10 ま ス準 数第費ままの注介成施 介  $\vdash$ で ニの護 十設ニサ で注 11 護 平 ののの12並給 サ (1) 注 給 成 定 4 ら介 + 額注注及び付年並(4)護七の1070でに費厚 ĺ す 室特例対象を (4) 費単位数表の短期 11 (2) (2) を (4) での 第 での 注 (3) を (4) での 第 での 注 (4) を (5) に注 (5) を (6) の短期 3 を (7) での 短期 3 を (7) での 短期 3 を (8) での 短期 3 を (9) での 短期 3 を (1) を (1) を (1) を (2) を (3) を (4) までの 短期 3 を (5) までの 対象 の の 短期 3 を (6) に介 での は (7) を (7) を で の 対象 で の が に 介 で の が に 介 で の に 介 で の に 介 で の に 介 で の に 介 で の に 介 で の に か ら (6) に か ら (6) に か ら (6) に か ら (7) を で の に か ら (6) に か ら (7) を で の に か ら (7) を で の に か ら (8) を で の に か ら か 14 付 居 ユ 宅 ット 年サ 厚 でか数生 ピ 省 ス 属 に さ養 告 示 な 及で期第びの入十 す い及 いま(1)養護準指介(2)施保 号のホ注所額(1)11療 で及介予(定護の設健のび護防平介医注サ危 定護の設健 九費 室病 号用等のの 額(1)11療 設別のかりまり サ 成 護 療 9 のの 1 十 予 院 及 ビサ表 ハ介別額 う ビ八防サス年サー ] ス 指 定 び (7)(1)護 表 8 (1) ス年サ サー注のビ定にまか費指算定「 ービ10イス施関でらの定定員居 、及介厚ービス (1) の設すの(3) イ居にが 居所者(1)(2)給労スのハかイサる注ま(1)宅関

- 「 八 防 8 (1) ス 年 サ 、及 企 同 さ用定 8 (1) ス年サー注のビ定にまか費指算な、め、及介厚ービ13 イス施関でらの定定 い入るニび護生ビス、(1) の設すの(3) イ居に居所者(1) (2) 給労スのハかイサる注ま(1) 宅関 でロ 来の(1)表百用で 型注かの は

で

8

用定

注(2)費

 $\mathcal{O}$ 

注イ

又 (かの付働にイ(1)ら及 | 基 10 でかサ

るへ(3)

13 11

者か9入指す並並(1)護の第すら、所定るびび及療介二る

と6か療介基ににび養護十費

サ成護療12

1 十 予 院 及

ガサー注 の

ま(1)養護準指介(2)施保

で及介予(定護の設健のび護防平介医注サ施

省 要

告 す 5 5

数第費

号)

対ホの短別に注注

百用

位示

(3) 10 単

口

の(1)表

ま 予

注(2)費

で防

象(1) 注期表関

ま

で

うでの

かか(4)びビ準 `のらし

での等平定10ま

算及及注注単生ス(4) ロ単年サ 定びび16 14位省等ま(1)位厚し に注注、、数告にでか数生ビ

数告に

口介表示要のら表

一用

設別のから

定護の設健号のホ注所介医注サ施 額(1)11療

ビサ表

指注(3)

6 ま

及

サ (1) 注 給 成

でか数生

で期

びの入

額(1)11療

指定(7)(1)護

のら表省ス注(5)の告に

まロス

ままの注介成施

でで注 13 護

注かの二ののの15並給二サ(1)注給4ら介十額注注及び付年 | か14付並(4)護七の1210びに費厚ビら、費

口 (2)(i)上のもの 室製 施設、指定短期 を (指定介護者) (略) 当料及び光熱水費に相当する額以事業所の居室に限る。)のうち定員が二人は期入所生活介護事業所又は指定介護予防短設老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福設 以期祉 口 (2) (ii)

上のもの 上のもの (略) 室料及び光熱水費に相当する額三介護事業所の居室に限る。)のうちは定短期入所生活介護事業所又は指定な決介護老人福祉施設、指定地域密着型な 定介介 員 護 護 員が二人以 選予防短期 は表人福祉